

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

Cyan

Green

Yellow

Red


Magenta

White

3/Color

Black








八木樊三郎著

滿洲考古學

岡書院版





第一圖版



普蘭站內林家屯小學校遺物包層

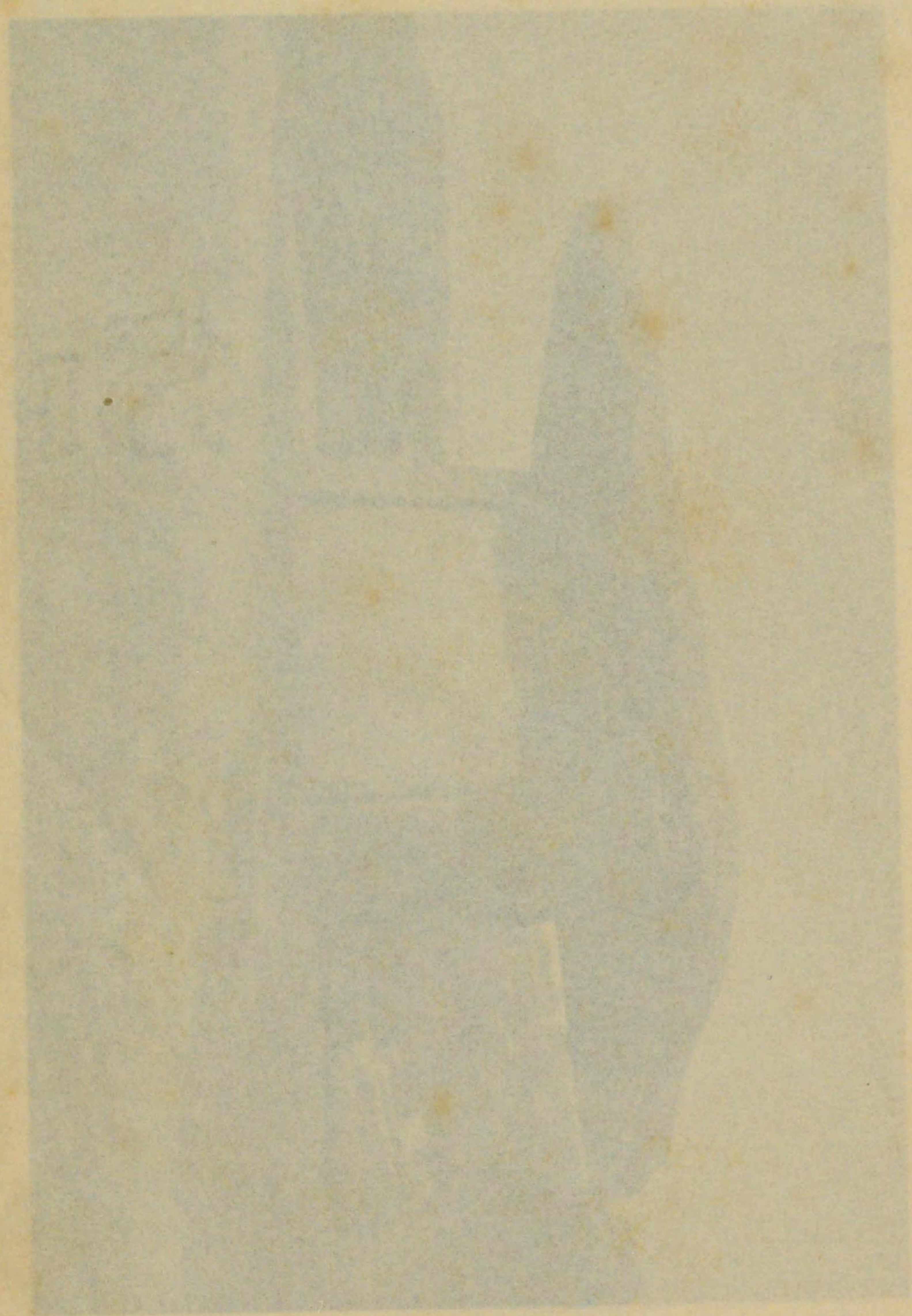
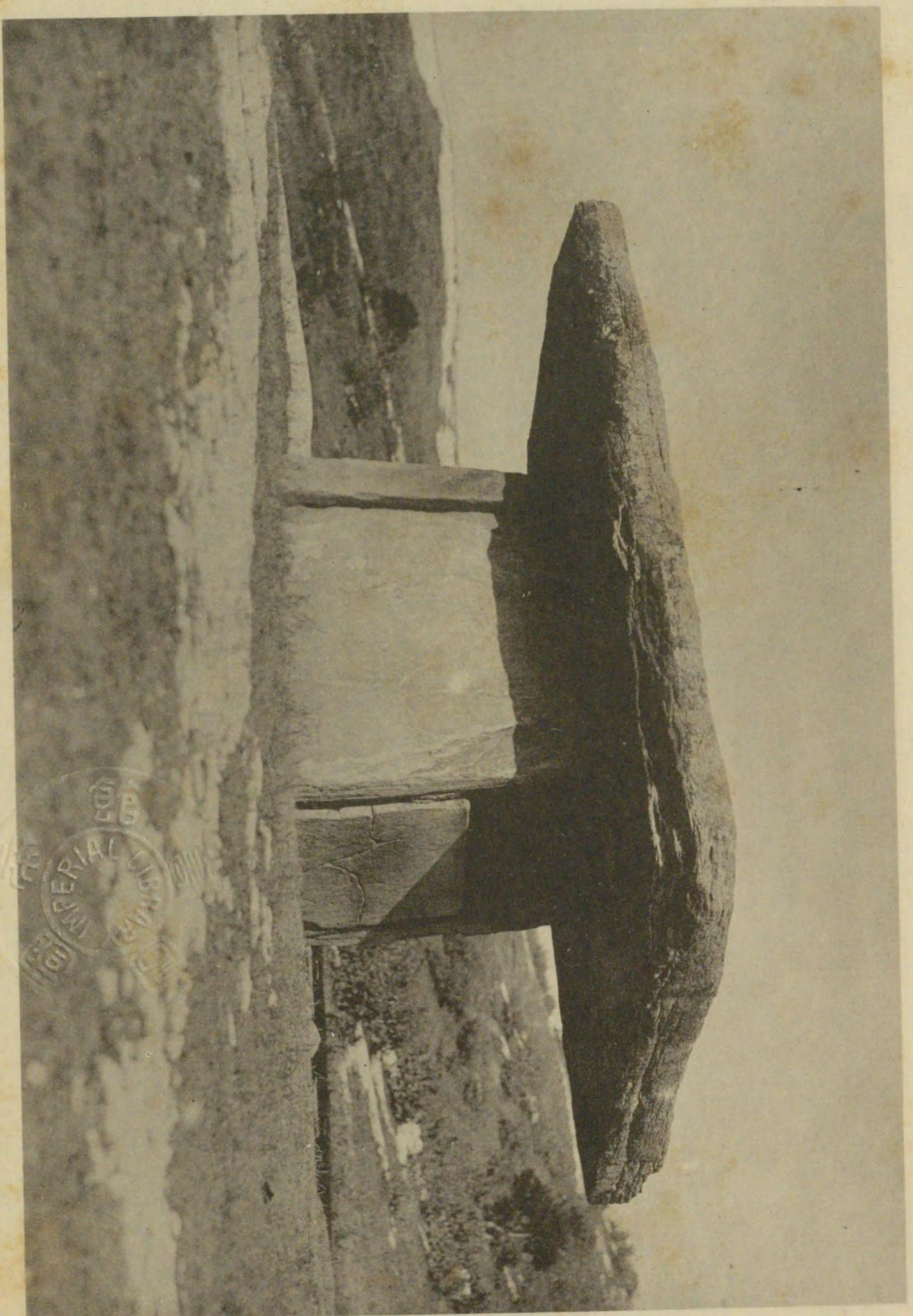


Figure 11





第二圖版

石嫂姑修近趾城古里支數南東城木柝縣城海



大石公題人石方堂圖上卷





第三圖版

人石の頭人石方東嶺主公

序

畏友八木樊三郎君は本邦考古學の權威なり。朝鮮滿洲に居住せらるゝこと多年に涉り折に觸れて物せられたる考古學の論文は無慮數十篇に上ると聞くも皆筐底に藏められて未だ公刊せられず。同學の人々之れを遺憾とすること久しかりき。然るに君は今度滿洲の考古學に關する分のみを取り出して公刊せらるゝ由にて其の目次を示さる。日鮮滿に於ける民族起源の諸傳説より説き起して支那古代の土俗に及び詳細に説述するところ十六篇、悉く皆興味津津たる論文ならざるはなし。君は曩に滿洲舊蹟志を著はされ、鐵道線路に沿ひたる舊蹟を親く踏査して詳に沿革を明らかにし以て滿洲旅行家の便に供せられ、今は又本書を公にして舊蹟志に説き

二
及ばざりし古今土俗の諸相に渉る滿民族の心理を剖析せらる。思ふに滿洲は地理上に於ても又歴史上に於ても口と奥とに差別を立てゝ考ふるを便とす。地理上よりいへば、奥滿洲即ち黑龍江吉林の二省はザバイカルの一部であるが、口滿洲即ち盛京省は長白山脈つゞきの沿海山脈の國である。歴史上よりいへば、奥滿洲はソロン、ツングーズの國であるが、口滿洲は貂の國である。黑龍江省は嫩尼、吉林省は松花の流域で共に四通發達の平野を成し、民族が遷徙するに頗る都合よき地域である。盛京省は渤海の北濱で北支那より朝鮮半島に通ずる往還に當り、陸路海路ともに之れに由る。又遼河は奥滿洲より來つて渤海に落つるので、其の流域は口滿洲に於ける最も重要な地となり、漢民族が最先に移住したるは其の下流なりき。されど滿民族が口滿洲に於て接觸したるは貂のみでなく朝鮮半島の西岸に沿ひ、金州半島まで北上したる南方系の民族もありしが如し。考古學の資料は甚だ博し、土中よりの發掘品に限らざること改めて申すまでもなし。君が

請はるゝまゝに數言を述べて序となす。

昭和三年五月

坪井九馬三

序

今日我が邦の考古學界に活躍する少壯學者の中、何人か八木熒三郎氏著「日本考古學」の教を受けざりしものがあらうか。余の如きも正に其末輩中の一人である。想起す、余が中學生だつた時に大學助手だつた八木氏は日本考古學を著はされた。燃ゆるが如き興味を以て余等は幾度繰り返して此本を読んだか知れなかつたものである。斯くの如き學生は恐らく余以外にも數多かつたであらう、そして其一部分の者は今日考古學専門家として名を成して居らるゝ。

勿論八木氏著述の現はれる以前に二三の日本考古學に關する著述があつたが、其廣汎周到なる點に於て又創見に富める點に於て到底八木氏著日

本考古學に及ばなかつた。さればこそ同著出でたる後約三十年を經過せる今日に於ても、同書は日本考古學に關する良著の一として、二三年前更に増刷を見たのである。

六

日本考古學に關する先驅者の一人たる八木氏は大學を去つて滿鮮に居らるゝこと二十餘年、此間京城と旅順博物館に職を奉せられ、更に轉じて滿鐵に於て古蹟調査を擔任せられた。此間研究は大學に於けるほど思ふにまかせぬ事が多かつたであらうし、物質上の困窮とも戦はれざるを得なかつたらしい。八木氏は其學問上の業績に不相當なる不遇な待遇を受けた一人である。

然しながら三年前余は大連市の滿鐵會社で八木氏から滿洲の石器時代遺跡に就きて教を受けた際及び二年前同氏が京都を訪ひ來られて足立博士と共に何くれとなく語り明かされた時に、此日本考古學の先驅者が支那考古學の先驅者たるの雄心尙未だ熱烈であるのみならず、依然として一學

徒として精進せらるゝ事が明瞭に感じ得られたので、余等は驚喜したのである。

一兩年前出版せられたる滿洲舊跡誌二冊は滿鐵の私刷であつて發行部數は多くないが、之れ既に立派な滿洲考古學である。然しながら八木氏が大學を去つて二十餘年間滿鮮に留まられた所以は支那考古學に就きて一冊不朽の著書を世に残さんが爲めであつた。滿洲舊跡誌は其準備的行動の一部たるに過ぎぬ。又其準備の一部として朝鮮及び滿洲に關する考古學的研究の短文が多數用意せられて居つたのが分つた。

それで取り敢へず余等は是等短文を發表して欲しいと思つたので、岡書院主に之れを依頼した所、同氏は此營利的ならざる書物の出版を快諾せられたのであつた。所が數多き八木氏の論文中附圖の整はざる爲め急速出版し得ざるもの尠なくないのを發見したので、初づ單に滿洲に關係ある論文のみを出版する事となつた。眞に遺憾なる次第であるが、然し讀者は本

書によりて日本考古學界の大先達が、今日も尙昔に變らざる熱心を以て、研究を繼續せられつゝあるのを知り得て心強く思はれるであらうし、又本書によりて知見を啓發されること多きを信ずる。

一體書物の序文は多くの場合之れを先輩に依頼するものであるに拘らず、本書に於ては末輩が大先輩の著書に序して居る。之れ一は上記の如く本書出版の歴史的關係によるものであるが、他の一面に於て八木氏の心事皎として明月の如きものあるを想はしめる。即ち八木氏は先輩末輩と云ふ如き關係に捉はるゝことなく、單に學問の同志として余の如き者に序文を依頼せられたものだと思ふ。此心又後輩の深く學ぶべきである。

昭和三年正月元旦

清野謙次

自序

文學の書は春の如く、之を讀めば目を喜ばし、心を樂ましむるに足り、哲學の書は冬の如く、之を讀めば身冷へ、手足凍ゆるの感じあり、又律令の書は夏の如く、之を讀むに頭重く、身疲かるゝの思ひあり、而して考古學の書は秋の如く、之を讀むに寂條たる山野に、果實の顆々たるを望見する心地せらる。蓋し文學の書は讀後、花散りて迹なく、寧ろ歡樂極まりて哀情多き憾みあり、哲學の書は讀後、雪夜に靜座して、其身緊縮するに似たれども、亦梅蕾の既に春を含みて、東風を待つ情味あり、又律令の書は讀後、苦熱の其身を溶さんとする想ひなしとせざれども、時に天籟の雨を送りて、萬物成育の功を完ふする力あるを推せしむ、而して考古學の書は讀後、紅葉を焚いて、酒を暖む

一〇
る感と與ふると俱に、尙三冬の久しきを經過する強味あるを思はしむ。已に右四種の書は、各自四様の趣きありて、又其孰れをも除くべからず。次に之を人間に喩へんか、文學は宛も美女の如く、萬人之を覩て、其嬌艶を悦べども、亦耽溺其身を弱むる弊を免れず、又律令の學は壯夫の如く、膂力強大にして、虎を搏つの慨あるも、子女はおびへ、奸者は懼る、而して考古學は初老の夫妻に類し、態度落著ありて、又人情の微を解し、常に老幼の中間を維持するものゝ如し、次に哲學は老儒者の如く、其冷かなること水に類し、情味面に現はれずして、各般の事、皆理智に斷せんとする傾向あり、抑も斯の四種の學問は其性質上、自づから四時の景致ありて、一歳の間を循環し、又人生の中に男女老幼の別並び存して其調和を保つの狀と相類し、其孰れを缺如せんと欲するも、全く不可能なるを推察すべし、殊に考古學はこの一歳中の秋景、人生中の初老に近似すとせば、其素質に厭味なく、又一世の收獲を示すべき大切な位置に立つべきを判斷し得べし。吾れ偶ま斯學に志してより既に三十年、

其間、徒に人事に勞して力を爰に盡すこと能はざりしは、一に天命の歸數に出づるものか、然れども之を樂んで老の將に到らんとするを忘るゝは、又人生の一得なる哉。

大正十五年八月吉旦

大連舊市外嶺前屯東山々麓の假寓南窓の下に於て

靜山 八木 瑒三郎 識

凡 例

一二

一 余の滿鮮地方に移住せし以來、既に十餘年を経過せり、斯の間の歲月は久しからずと爲さず、然れども常時奉職の身は單に自己の研鑽にのみ没頭する追なし、故に公務編纂物の以外には嘗て私著を出だせしことなし、されども時に雜誌、新聞紙上等に掲載せし論説と、又各地にて講演せし折の草稿とは相應の數に達せり、其中散逸したる分と、改竄すべきものを除きて、猶三十八篇を残せり、因て之を總括して更に公表せんと欲せしも、紙數多量に失するを以て、其中、滿洲、支那等に縁故ある分のみを執つて、滿洲考古學と題し、右に多少増補訂正を加へて同好の士に示すことゝ爲せり、但し書中の全篇は凡て滿洲刊行の諸雜誌中に登載せしものなれば、内地人士は多く之を知らず、又滿鮮、支那方面の諸士も訂正挿畫の類は更に再讀の價值ありと信すれば、孰れの點より見るも、新著に似て多少の裨益と便利とはこれ有るべきを疑はざるなり。

一 此書の挿畫中には寫眞と略圖との二種別ありて一定せざれども、二者互に得失

あれば俱に之を存する方適當なるべく、偶ま略圖を喜ばざる人士も其有るは寧ろ無きに勝ることを知れば、旁々爰に挿入して其便に供せり、看者幸に精圖なきを尤め給ふこと勿れ。又南北滿洲の考古學的研究の遺跡、遺物は其數甚だ多く、左の全部は固より本編中に登載し盡すこと能はず、故にそれ等には他日別に續編として追記すべし。

一 本書の刊行に就ては、京大醫學部教授清野博士の厚意と盡力とに出づる點甚だ多し、故に余は深く同氏に感謝す、而して岡書院が此不況時代に當りて拙著の出版を引受けたるは、洵に情誼の厚きに基く次第と言ふべく、從つて此書が利益專一の出版物にあらざることを斷言し置くべし。

昭和二年八月上旬

著 者 誌

目次

坪井博士序

清野博士序

自序

民族起源の諸傳說……………一

南北滿洲の古蹟巡り……………究

附 滿洲の古蹟遺物をどう見る乎……………一〇四

滿洲最古の文化民族……………二五

肅慎民族と挹婁族……………一八

東亞の諸石器と先史民族	110
一 先史時代の研究には文献を要せず	101
二 東亞の石器時代研究者	105
三 東亞の石器時代は總合的研究を要す	114
四 東亞の石器其他と諸學說の概要	116
五 自己の考説	110
南滿洲の古蹟と遺物	115
石器時代の土器と日鮮滿民族論	119
遼陽發見の壁畫古墳	127
一 壁畫古墳の所在地	128
二 壁畫古墳と他の遺跡との關係	120

三 壁畫古墳の構造	122
四 壁畫の現状	126
五 石室内發見の遺物類	124
六 右に對する考説	130
滿洲の繪高麗式古陶窯發見	137
道教と天齊廟	141
附 地獄變相と冥府の十王	141
漢代の畫像石	149
女子の乘馬風習と民族關係	143
支那古代の民族性を論ず	141
一 地方の氣風と個人の性質	141

二	天圓地方の説と其思想の由來	四六
三	五行と四神及五數の根源	四二
附	四靈と四神	四二
四	干支の發達順と其起源及運用	四三
五	陰陽剛柔と南北の辨	四二

支那の結繩と數字の根源

一	數の觀念と結繩の起源	五〇
二	支那數字の字形と其根源	五二
三	外人の支那數字説	五三
四	縦線と數字及四五以下の字源	五三

漢唐の土偶

一	支那墳墓の由來と土偶との關係	五四
---	----------------	----

二	支那の土偶と日本の埴輪	五五〇
三	支那土偶の流行と其影響	五五七
四	南滿洲の古墳と發見の土偶	五六〇
附篇	人形と塑像	五九八

四神と十二肖屬の古畫

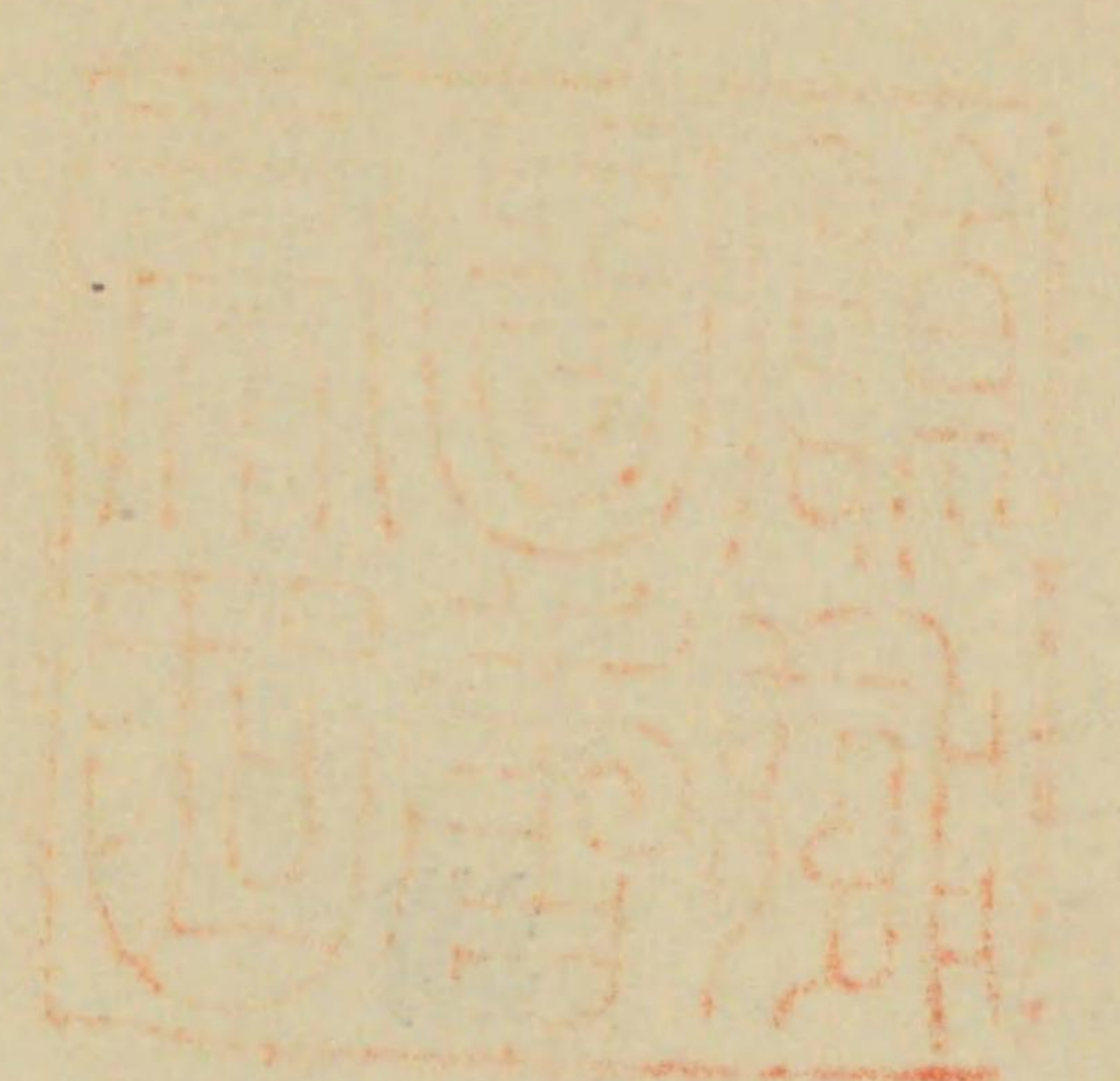
一	四神の名稱と意義	六〇六
二	十二支の起源と右の意義	六〇八
三	五行の起源	六二
四	四神と十二肖屬との遺品	六一五
五	結論	六〇

寫眞目次

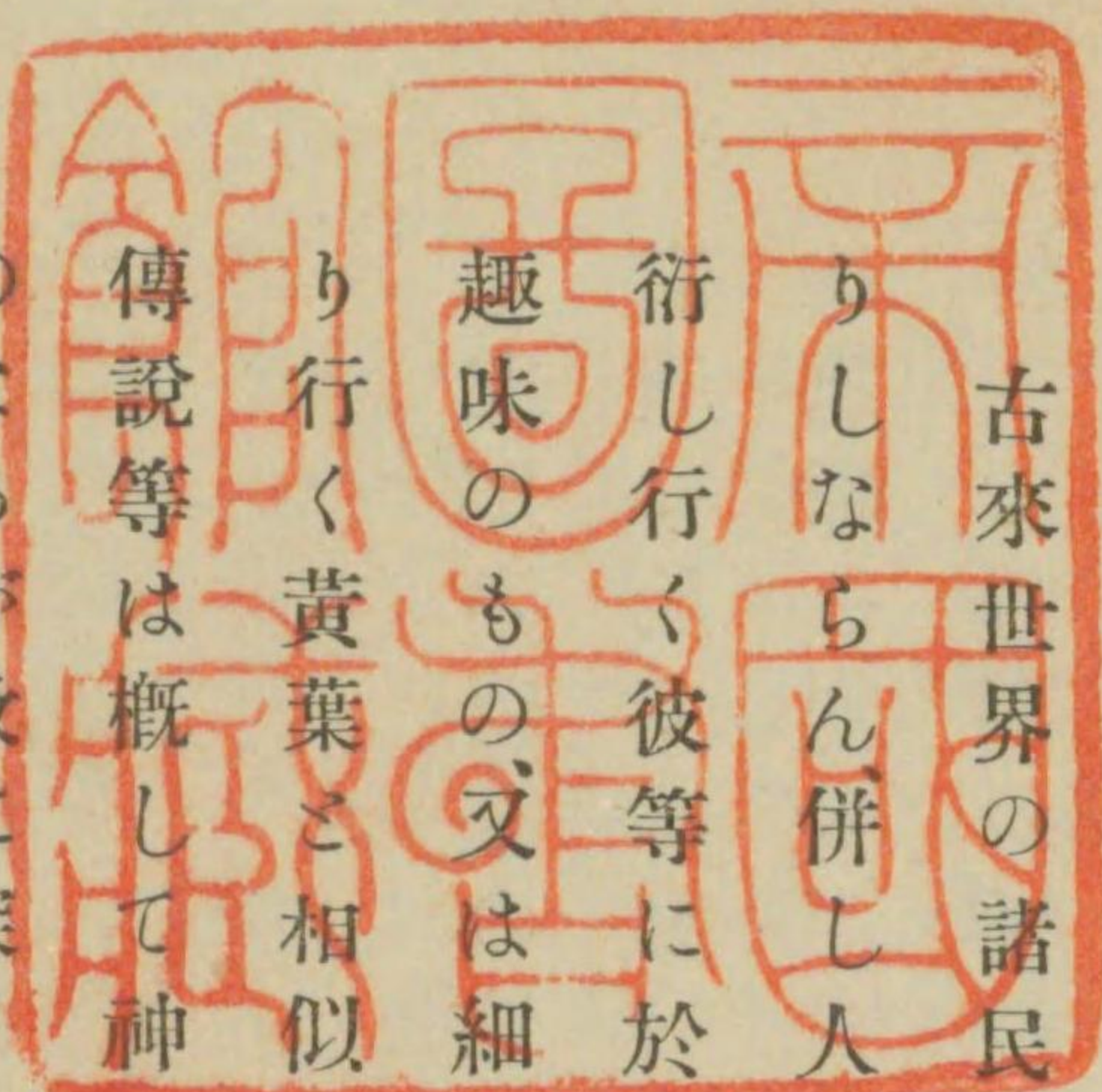
第一圖版	普蘭站管内林家屯小學校裏遺物包含層	卷首
第二圖版	海城縣柞木城東南數支里古城趾近傍姑嫂石	卷首
第三圖版	公主嶺東方石人頭の石人	對頁
第四圖版	朝鮮慶州新羅古墳 鷄林	一〇
第五圖版	公主嶺東方石人頭の石人と石羊との全景	七四
第六圖版	遼陽東方古墳の壁畫	三〇〇
第七圖版	遼陽壁畫古墳の古泉	三〇六
第八圖版	旅順方面發見の繪高麗及び 蘆花屯黃旗堡發見の彫り天目	三八
第九圖版	金州東嶽廟の冥府殿 (一)	四〇四
第一〇圖版	金州東嶽廟の冥府殿 (二)	四〇四
第一一圖版	武梁石壁の畫 (一)	四一〇
第一二圖版	武梁石壁の畫 (二)	四一〇

第一三圖版	筑前國糸島郡古墳發見古鏡及び 山城國相樂郡棚倉古墳發見古鏡	四〇
第一四圖版	滿洲熊岳古墳發見の漢代土偶及び 吐魯蕃地方古墳發見の塑造類 (一)	五八六
第一五圖版	吐魯蕃地方古墳發見の塑造類 (二)	五八六
第一六圖版	吐魯蕃地方古墳發見の塑造類 (三)	五八六
第一七圖版	吐魯蕃地方古墳發見の塑造類 (四)	五八六
第一八圖版	吐魯蕃地方古墳發見の塑造類 (五)	五八六
第一九圖版	吐魯蕃地方古墳發見の塑造類 (六)	五八六
第二〇圖版	朝鮮慶州東方佛國寺近傍卦陵腰石の彫刻 (十二肖屬) (一)	六二六
第二一圖版	朝鮮慶州東方佛國寺近傍卦陵腰石の彫刻 (十二肖屬) (二)	六二六
第二二圖版	朝鮮慶州東方佛國寺近傍卦陵腰石の彫刻 (十二肖屬) (三)	六二六
第二三圖版	朝鮮慶州東方佛國寺近傍卦陵腰石の彫刻 (十二肖屬) (四)	六二六
第二四圖版	朝鮮慶州東方佛國寺近傍卦陵腰石の彫刻 (十二肖屬) (五)	六二六
第二五圖版	朝鮮慶州東方佛國寺近傍卦陵腰石の彫刻 (十二肖屬) (六)	六二六

滿洲考古學



民族起源の諸傳説



古來世界の諸民族が生み出したる諸傳説は、其數の多きこと恐らく山の如くなりしならん併し人智の發展と向上とは爾後年と共に極りなく、又其間に活動し、繁衍し行く彼等に於ては、一方に新生の傳説を生ずると俱に、他方には其古きもの、無趣味のもの、又は細微のもの等が次第に消滅に歸することは、彼の秋風にもろく散り行く黄葉と相似たる點あらん、されども此間に精練され、又は遺留する所の口碑傳説等は、概して神品、佳作の詩文、書畫と等しく、一種の妙味と含蓄とを具備するものなるが故に深く尊重する價值あり、就中其秀絶する類に至りては、實に金玉の美と其光彩を較するに足れり、斯く傳説の中には大に尊ぶ可きものあるにも拘はらず、世人は棄てゝ顧みざること一般の風習なるが如し、これ河水に従つて下る船客

二
が、單に移り行く景色に眼を奪はれて、其下流にのみ急がんとする傾向と相似たり、此風潮の可否は措て論せず、本篇には主として民族起源に關する古代の傳説を記載して聊か世人の參考に供せんと欲するなり。

一
支那、滿蒙等の地に住する我が邦人は古き自國の傳説を知らず、此燈臺下暗しの現狀に於ては第一に日本の民族起源を説く必要あり、勿論邦人にして其自己の民族起源を知らざる筈なしと雖も、余の所見によれば其之を貴重する所以と、又之を傳ふる言辭の微妙なる點とを解せず、蓋し其人世に多きやも圖られずと雖も、憾むらくは余未だ其説を聞かず、故に茲には單に自己の所見のみを述べて世に問ふことゝなせり。

日本民族の起源傳説はかの記紀の神典中に登載せり、此神典に載する所は頗る多岐且つ豊富を極むるにより、其凡てを引用する遑なく、又之を細叙する必要なきも、其古傳中の主眼にして且つ吾等が一の誇りと爲し、又深く尊重す可き點は實に

天源説の一貫通にあり、抑も世界の人類が天を敬し、天を貴む觀念は殆んど共通の有様なれば右は別に異とするに足らざれども、我が古傳の如く己れ自身が此天を故郷と爲し、其祖先は凡て天に在り、己れは又其子孫として大八洲に降りりとするが如き例は恐らく他に比類なからん、今此思想の實狀を語るが爲めに暫らく神典中の要領を曰はん。

我が神典中の古傳説には記紀の二書中に幾分かの小差あり、然れども天地剖判の始めに生れ給へる國常立尊と云へるは、彼の高天原にあれませる天御中主神と同一なるが如く、其後伊弉諾尊、及び伊弉冊尊と申す二柱の夫妻神も天の浮橋に立たせ給ひて、天の瓊矛アヲボコを持ちて彼の滄溟を探り給ふと曰ふは、一に天上のことゝして傳へたるが如く、而して其御子が即ち天照大神にて、紀に「此子光華明彩、照徹於六合之内」と記せり、次の御弟が月讀命ツキヨミノミコトと申して、「其光彩亞日」と曰へり、斯く日月を以て諸冊二尊の御子と爲し、其子孫は總べて御兄弟の末裔と爲せしが、右の意義は今も吾人の間に現存する「ヒト」と稱する言葉の上に留まりて永世不滅の狀態を示すにより以下其例を略説す可し。

我が筑紫日向の國高千穂の峰に降臨ましませしと云ふ天孫は天津彦火瓊杵尊と申し又神武天皇の御名は之を神日本磐余彦と申し其父の皇帝は彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申せしことは史を讀むものゝ都べての人否我が國民全部の均しく知る所ならんが茲に「彦」とある御名中の言葉は今も九州邊の人物間には往々用ひらるゝ譯なるが此語は即ち「日子」の義にして専ら男子の稱號中に加へられ右に對して女子の場合は之を「毘賣」或は媛又姫と記せしが此「ヒメ」は即ち「日女」の意にして今も京都邊にては之を女子の總稱と爲せり次に吾々一般の間に用ひらるゝ「人」と云へる日本語中の「ヒト」は即ち日の義にして「ト」は神武天皇の御言葉中にある「蜻蛉之聲」せるが如しと云へる「ト」と同一義に當れり即ち其意味はものゝ末尾を指示せしなり故に之を意譯すれば「日神の末裔」にして今日の所謂「天孫民族」なる語は實に上古以來の人なる語義に適中するものと謂ふ可し此邦語の「ヒト」は彼の支那文字の「人」或は「人間」又朝鮮語の「サラミイ」又は我が北海道に住するアイヌ語の「アイヌ」(即ちアイヌは人と云ふ義なり)其他蒙古語の「Hün」或は「Hünün」と云へる意義根源とは全く同じからず一に「日神の子孫」と稱する次第にて恐らく之程立派にして且つ崇

四

高なる語は他に比す可きものなかる可し已に吾々は「ヒト」であり日神の子孫たる名稱を用ひ居りて之を子孫萬世に傳ふるものなるが故に其人格を高くし道義を確守し世界の表面に立ち上は其祖先を恥かしめず下は其身を堅固にして子孫を訓誡する任務あるものと言はざるを得ず又吾人の祖先は我が國名に對して古く日本の文字を當てしが是等は偶然のことゝは云へ其日神の子孫が住する國名として此上なき佳名と稱せざるを得ず次に斯かる古傳を録する神典を見るに彼の天照大神が弟素盞鳴尊の昇天を待受け給ふ狀を記して左の如く草せり。

乃ち髪を結て髻と爲し裳を縛て袴と爲し便ち八坂瓊の五百箇の御統を其髻鬘及び腕に纏ひ又背には千箇の靱と五百箇の靱とを負ひ臂には稜威の高靱を著き弓朮振りたて劔柄を急握り堅庭を踏で股に陷し沫雪の若く蹴散して稜威の雄誥を奮し稜威の噴讓を發して徑に詰り問たまひき。

又天孫降臨の狀を記しては次の如く曰へり。

皇孫乃ち天の磐座を離ち且天の八重雲を排分て稜威の道別に道別て日向の襲の高千穂の峰に天降ます既にして皇孫遊行の狀は則ち穗日の二上の天の浮橋

より、浮渚^{ウキニマリタヒラ}在平處^タに立^タして、脅^{ソジ}穴^{ムナクニ}の空國^{ヒタチ}を頓丘^{クニマキ}から覓^{クニマキ}國^{クニマキ}とほり、吾田^{アダ}の長屋^{ナガヤ}の笠狹^{カササ}の碕^{ミサキ}に到ります。

嗚呼何ぞ是等の言葉のアヤありて、且つ壯儼なるや、後世は單に右を一種の文章として取扱ふに過ぎざれども、事實我が上代には未だ文字なく、其凡ては彼の語部^{カタリベ}なるものありて口々相傳へて忘れざりし事、夙に古語拾遺に載する所の如くなり、抑も此語部なるものは朝廷の外、猶諸國に分散せしが故に其間に小差を示すことは恐らく書紀の一書に諸家の異傳を掲げしものゝ如くなる可し、而し其小差は深く論ずるの要なく、大體に於て、甲乙なければ、其句調は先づ右に類せりと見て大過なからん、蓋し上代は世々の故事を口誦する風なるが故に、勢ひ流麗典雅を主とし一は記憶に便すると共に一は壯重の氣分を示して、句々苟もせざる工夫を加味せしならん、後の神事に用ゆる祝詞^{イハコト}の類は實に右の句調にして能く其本體を傳へ、又後世平家物語の如きも一種の琵琶歌に供せられし爲め、全篇殆んど詩化せしものと爲れり。

以上述ぶる所の如く我が日本の民族傳説は、其思想の傑出せしのみならず、又之

を口々相傳へし言葉の如きも實に壯重典雅にして廣く天下の模範と爲すに足れり、而して今日其子孫たる吾々同胞は、宜く其思想を繼承して雄大に、剛健に、且つ高遠を主として、彼の外人かぶれ、殊に赤色思想の如きは夢寐にだも思ひ浮ばざる覺悟を主持せざる可からず。

以上は少しく御國自慢の傾きなしとせざれども、事實日本の神典は何人も之を知る必要あるが故に、一言せし次第なり、以下朝鮮、滿蒙等の民族起源に關する傳説を順次紹介す可し。

二

朝鮮古代の民族傳説としては獨り南方に新羅、駕洛兩國の卵生説あるのみ、而して西方に一の高句麗傳説あれ共、是等は寧ろ滿洲地方の分なれば、前掲日本の口碑に對して順序上、先づ新羅、駕洛二國の例を擧げて、次に滿洲の分に逮ばんと欲す。

新羅の民族起源説と認む可きものは彼の三國史記にあり、曰く。

始祖、姓は朴氏、諱は赫居世、(中略)居西干と號す、(中略)是より先き朝鮮の遺民、分れて

山谷の間に居り、六村を爲す一に曰く、閼川楊山村、二に曰く、突山高墟村、三に曰く、背山珍支村、四に曰く、茂山大樹村、五に曰く、金山加利村、六に曰く、明活山高耶村、是を辰韓の六部と爲す、高墟村長の蘇伐公、楊山の麓、蘿井の傍なる林間を望むに、馬有り跪きて嘶く、則ち往て之を観るに、忽ちにして馬見えす、只だ大卵あり、之を剖けば、嬰兒の出づるあり、則ち收めて、之を養ふ、年十餘歳に及んで、岐嶷夙成、六部の人、其生れの神異なるを以て、之を推尊し、是に至りて立て、君と爲す、辰人は瓠を謂て朴と爲す、初め大卵の瓠の如きを以て、故に朴を以て姓と爲す、居西干は、辰にて王を言へり、或は貴人を呼ぶの稱と)

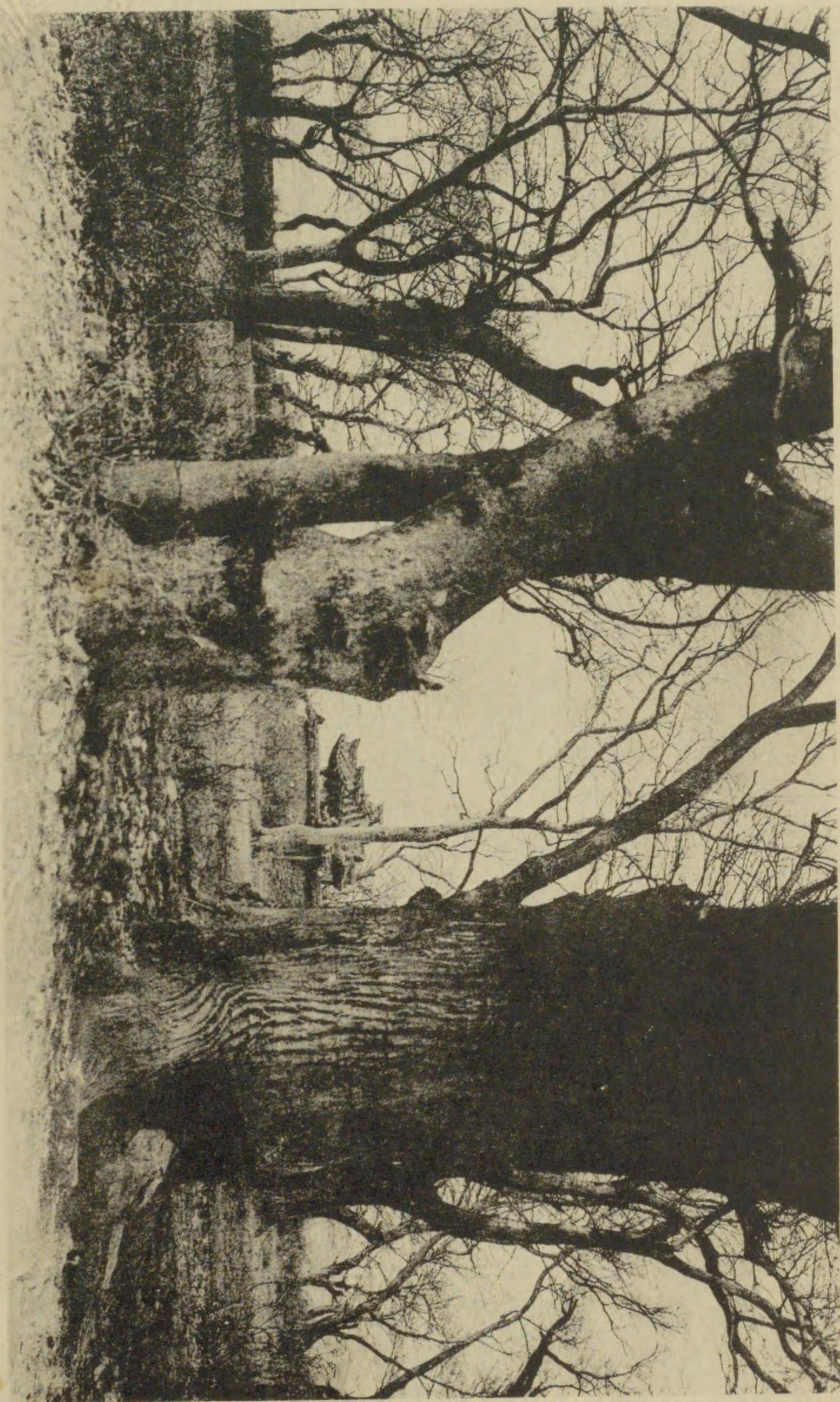
右は先づ始祖赫居世のことを云へり、次に其妃閼氏アツの出生に就て左の如く記載せり。

五年(前漢の孝宣帝、五鳳五年を指せり)春正月、龍あり、閼英井の右脇に見はれ、女兒を生む、老嫗見て之を異とし、收めて之を養ふ、井の名を以て之に名づく、長するに及んで、徳容あり、始祖之を聞き、納れて妃と爲す、賢行あり、能く内を輔く、時人之を二聖と謂ふ。

此新羅の始祖夫妻の傳は史記の外、別に三國遺事にも見えたり、而して古意は寧ろ遺事の方正しきに似たれば、多少重複の嫌ひあれども、左に之を掲載す可し。

辰韓の地に古へ六村有り、(中略、但し六村の長は凡て其地に降臨すと云へり)前漢の地節元年壬子(古本に異同あり)三月の朔、六部の祖、各々子弟を率ゐて、俱に閼川の岸上に會し、議して曰く、我が輩、上に君主の臨んで、蒸民を理する無く、民皆放逸にして、各々欲する所に従ふ、盍んぞ有徳の人を覓めて、之が君主と爲し、邦を立て、都を設けざるやと、是に於て高きに乘(登り?)りて南望するに、楊山の下、蘿井の傍に異氣有りて、電光の地に垂るゝが如し、一の白馬跪きて拜するの狀有り、尋で之を検するに、一の紫卵あり、二に云ふ、青き大卵と馬、人を見て上天に長く嘶く、其卵を剖きて、童男を得たり、形儀端美なり、驚きて之を異とし、東泉に浴す、(東泉寺は詞腦野の北に在り)身に光彩を生じ、鳥獸率る舞ひ、天地震動し、日月清明なり、因て赫居世主と名づく、(蓋し郷言なり、或は弗矩内主と作す、光明の世を理するを言ふなり、説く者の云く、これ西述聖母の誕する所なり、故に中華の人は、仙桃聖母を讃して、賢を振み、邦を肇むるの語有るこれなり、乃ち鷄龍は瑞を現はし、閼英を産むに

至るとまた焉んぞ西述聖母の現する所に非ざるを知らんや、位號を居瑟邯と曰ふ、或は居西干と作す、初め口を開ける時、自ら稱して云く、閼智居世干一たび起ると、其言に因りて之を稱す、爾後王者の尊稱と爲す、時人争ひ賀して曰く、今天子已に降る、宜しく有徳の女を覓めて之に配す可しと、是の日、沙梁里の閼英井（一に娥利英井に作る）邊に鶏龍の現はるゝ有り、而して左脇より童女を誕生す（一に云く、龍現はれて死す、而して其腹を剖きて之を得と）姿容殊に麗なり、而して唇は鶏嘴に似たり、將に月城の北川に浴せんとして其嘴撥落す、因て其川を名づけて撥川と曰ふ、宮室を南山の西麓に營み、今の昌林寺二聖兒を奉養す、男は卵を以て生る、卵は瓠の如し、郷人瓠を以て朴と爲す、故に因て朴を姓とす、女は出づる所の井の名を以てす、之を二聖と名づく、年十三に至り、五鳳元年甲子を以て、男を立てゝ王と爲し、仍て女を以て后と爲す、國を徐羅伐、又は徐伐と號す（今、俗に京の字を訓じて徐伐と云ふは、此故を以てなり、或は斯羅又は斯盧と云ふ、初め王は鶏の井に生る、故に或は鶏林國と云ふ、その鶏龍の瑞を現はせしを以てなり、一説に脱解王の時、金閼智を得、而して鶏林中に鳴く、乃ち國號を改めて鶏林と爲すと、後世遂に新



新國昌林

羅の號を定め、國を理むること六十一年、王は天に昇ること七日、後ち遺體を地に散落す、后も亦茲に亡す、國人合せて之を葬らんと欲す、大蛇有り、逐うて禁ず、各々五體を葬つて五陵と爲し、亦蛇陵と名づく、晏巖寺の北陵これ也。

右に對する是非の論と余の所説とは後段に述ぶることゝなし、次に加羅國王金首露の古傳を左に擧ぐ可し。

三國遺事(卷の二)駕洛國記の條に曰く。

開闢の後、此地未だ邦國の號あらず、亦君臣の稱無し、越へて我刀干、汝刀干、彼刀干、五刀干、留水干、留天干、神天干、五天干、神鬼干等の九干有り、是の酋長は百姓を領總す、凡そ一百戸、百は萬の誤りか、七萬五千人、多くは以て自ら山野に都し、井を鑿ちて飲み、田を耕して食す、後漢の祖、光武帝建武十八年壬寅三月、禊洛の日に屬し、居る所の北龜旨に(峰巒の名なり)殊常の氣呼喚する有り、衆庶二三百人、此に集會す、人音の如き有り、其形を隠くし、其音を發して曰く、此に人在るや否やと、九干等の云く、吾徒在り、又曰く、吾が在る所を何と爲す、對へて云く、龜旨なりと、又曰く、皇天我れに命ずる所以のものは、この處を御し、惟に邦家を新たにし、君后となれと、茲

の故の爲めに降り、^{ナンデ}你等、須く峰頂を掘りて土を掘り、之を歌て云へ、龜何、龜何、首
 それ現せん、若し現せずんば燐灼して喫し。之を以て蹈舞せば、即ち之大王を
 迎へ、歡喜之を踊躍せん、九千等其言の如くし、咸欣んで歌舞す、未だ幾くならず
 して、仰いで之を觀れば、唯だ紫繩は天より垂れて地に着けり、繩の下を尋ぬるに、
 乃ち紅幅に金合子を裹むを見る、開て之を視るに、黄金の卵六つ、圓くして日の如
 きもの有り、衆人悉く皆驚喜し、俱に伸べて百拜し、尋で還り、裹著抱持して我が刀
 家に歸りて榻上に置き、其衆各々散じて、浹辰を過ぐ、翌日平明、衆庶復た相聚集し
 て會合す、而して六卵化して童子と爲る、容貌甚だ偉なり、仍て床に坐せしめ、衆庶
 拜賀し、恭敬を盡くして止む、日々にして大に、十餘晨昏を踰ゆるや、身長九尺なる
 は則ち殷の天女なり、顔の龍の如きは則ち漢の高祖なり、眉の八彩なるは則ち唐
 の高祖有り、眼の重瞳なるは則ち虞の舜有り、其月望の日に於て位に即き、始めて
 現せるが故に、首露を諱とし、或は首陵と云ふ、^(首陵は是崩後の諡なり)國を大駕洛
 と稱し、又伽耶國と稱す、即ち六伽耶の一なり、餘の五人は各々歸りて五伽耶の主
 と爲る、東は黃山江を以てし、西南は滄海を以てし、西北は地理山を以てし、東北は

伽耶山を以てし、而して南を國尾と爲す、假宮を創せしめて入御し、たゞ質儉を要
 とし、茅茨剪らず、土階を三尺とす、二年^(建武十九年を指すか)癸卯春正月、王若に曰
 く、朕、京都を定置せんと欲す、仍て假宮の南、新番坪^{(これ古來の閑田、新に耕作}
 せる故に云ふなり、番は乃ち俗文なり)に駕幸す、山嶽を四望し、左右顧みて曰く、此
 地狹小にして、蓼葉の如し、然れ共秀異なり、十六羅漢の住地と爲す可し、何ぞ況ん
 や、一よりして三を成し、三よりして七を成し、七聖の住地、固に是に合す、^(中略)其月
 二十日を以て金陽に資始し、三月十日に暨び役を畢る、^(中略)忽にして、琰夏國含達
 王の夫人妊娠する有り、月を彌つて卵を生む、卵化して人と爲る、名づけて脱解と
 曰ふ、海よりして來る、身の長け三尺、頭圓くして一尺、悅焉^(忽焉か)として、闕に詣り、
 王に語つて云く、我れ王の位を奪はんと欲す、故に來るのみと、王答て曰く、天我れ
 に命じて位に即かしむるは、將に中國を安んじて、下民を綏んせしめんとするな
 り、敢て天の命に違ひて以て之が位を與へず、又敢て吾が國と吾が民とを以て汝
 に付囑せずと、解の云く、若し爾らば其術を爭ふ可しと、王の曰く、可なり、俄頃の間
 に解は化して鷹と爲り、王は化して鷺と爲る、又解は化して雀と爲り、王は化して

鷗と爲る、此際に於けるや、寸陰を移さず、解は本身に還り、王も亦復た然り、解乃ち伏膺して曰く、僕や適ま角術の場に於て鷹の鷺に於ける、雀の鷗に於ける、免るゝを獲たり、之蓋し聖人殺を惡むの仁にして然る乎、僕の王と位を爭ふや、良に難しと、便ち拜辭して出づ、麟郊外の渡頭に到り、中朝より來泊の木、水の誤りか、道を將つて行く、中略建武二十四年戊申七月二十七日、九千等朝謁せるの次で、獻言して曰く、大王の降靈以來、好仇求か未だ得ず、請ふ臣等有する所の處女絶好の者を選んで宮闈に入れ、伉儷を爲さしめんと、王の曰く、朕の茲に降るは天命なり、朕に配して后と作るも亦天の命なり、卿等慮ふること勿れと、遂に留天干に命じ、輕舟を押し、駿馬を持ち、望山島に到り立つて待たしめ、申ねて神鬼干に命じ、乘帖に就かしむ、望山島は京南の島嶼なり、乘帖は輦下の國なり、忽にして海の西南隅より、緋帆を掛け、茜旗を張り、而して北を指す、留天干等先づ火を島上に擧ぐ、則ち競ひ渡りて陸に下り、争ひて奔り來る、神鬼之を望み走て闕に入り、之を奏す、上聞て欣々たり、尋で九千等を遣はし、蘭橈を整へ、桂楫を揚げて之を迎へ、旋り陪して入内せんと欲す、王后乃ち曰く、我れ卿等(原本卿字を脱す)と素と平生味し、敢て輕忽に相

隨て去らんやと、留天等返りて后の語を達す、王之を然りとなし、有司を率ゐて蹕を動かし、闕下の西南六十歩許りの地より、山邊に幔殿を設けて祗候す、王后は山外の別浦津頭に舟を維ぎて陸に登り、高嶠に憩ひ、著る所の綾袴を解きて賛と爲す、山靈に遺るなり、其地に待從せる媵臣二員、地は他の誤りか、名づけて申輔、趙匡と曰ふ、其妻二人、慕貞、慕良と號す、或は臧獲併せ計りて二十餘口、賁す所の錦繡、綾羅、衣裳、正段、金銀、珠玉、瓊玖、玩器、勝記す可からず、王后漸く行在に近づく、上出で、之を迎へ、同く帷宮に入る、媵臣以下の衆人、階下に就て之を見、即ち退く、上有司に命じ、媵臣夫妻を引て曰く、人各々一房を以て安置せよ、以下臧獲は各々一房に五人安置せよと、之に給するに蘭液、蕙醑を以てし、之に寢するに文茵、彩薦を以てし、衣服、正段、寶貨の類に至るまで多く、軍夫を以て遷集して之を獲せしむ、是に於て王は后と共に國寢に在御す、后從容として王に語つて曰く、妾はこれ阿踰陀國の公主なり、姓は許、名は黃玉、年は二八なり、本國に在る時、今年五月中、父王は皇后と妾とを顧みて曰く、爺嬢は一昨夢中に同じく皇天上帝に見ゆ、謂て曰く、駕洛國の元君首露なる者、天の降す所にして大寶を御せしむ、乃ち神乃ち聖なりと、惟れ

其人乎、且つ新を以て家邦に莅み未だ匹偶を定めず、卿等須く公主を遣りて之を配す可しと、言ひ訖つて天に昇れり、形開の後、上帝の言、それ猶耳に在り、你ち此に於て忽ち親を辭して彼に向つて往けと、妾や海に浮び、遐かに蒸棗を尋ね、天に移りて復に蟠桃に趣き、螭首して敢て叨りに龍顏にこれ近づけりと、王答て曰く、朕生れて頗る聖、先だつて公主の遠きより届るを知れり、下臣に妃を納るゝの請いあるも、敢て従はず、今や淑質自ら臻る、眇へ（朕の誤りか）が躬多幸なりと、遂に以て合歡し、兩び清宵を過ぎ、一たび白晝を經、是に於て遂に還り來る、云々。

駕洛國記の傳説は一方潤色に過ぐるが上に、一方經傳、佛經等餘分の事項を加味せしが爲め、徒に長篇となりて古意を害せし點多し、然れども其不可なる點を捨て、其舊傳の眞を探らばまた益する所ある可し、故に其大部分を列舉して參考に供せり。

三

次に以上の古傳説は如何に之を觀察し、如何に之を解釋す可きや、此點が尤も大

切なる問題なる可し、蓋し孰れの古傳説と雖も、其傳ふるものは單に古代の傳説として語るのみにて、自己が特に製造せりと云ふ小説の類は絶無なるにより、其神怪の談、荒唐の説の如きは深く意とするに足らず、唯だ後人記述の際に當りて餘りに潤色を加へ、又は何等かの理窟に合せんとせし附加物の類は之を除かざる可からず、今前二者に就て之を曰はゞ、彼の三國史記に載せたる新羅傳説には六村の起源を以て朝鮮の遺民が來りて山谷の間に分散せるものと爲せり、而して東震錄の著者、尹廷琦は、此語の後に附記して、

是爲辰韓六部。

と斷じ、又朝鮮遺民の語下に註して、

朝鮮王右渠時、臣民逃難多至嶺南、故東史謂之朝鮮遺民。

と記せり、此文によれば前漢武帝の時、衛滿の孫、右渠が平壤の地に滅びし爲め、其遺民が難を逃れて新羅の慶州方面に來れりと考定せしなり、然れども新羅の地は別に秦の遺民が流入せし爲め辰韓の名ありと云ふ古傳もあり、且つ秦と云ひ漢と云ふ時代は夫々文字使用の盛んなる頃にて、其遺民が之を傳へざる道理なく、又始

祖赫居世の傳は決して有文時代のものとは思はれざるにより、六村の起源は彼の遺民説を姑く除外し、寧ろ三國遺事に傳ふる降臨説を採る方適當せるが如し。

次に赫居世の妃閼氏の誕生に就ては史記に龍となし、遺事に鷄龍と爲せり、然れども滿洲以東には古來龍の傳説なし故に是等は蛇か鷄か孰れかの類を正しとす可く猶此ことは雞林の條に於て記述す可し。

次に遺事の記せし箕都相地の條に、或は十六羅漢の住地と曰ひ、又一よりして三を成し三よりして七を成すと曰ふが如きは如何にも坊主臭く、又道教臭く、逆も固有の傳説と調和せざれば斯かる點は凡て除かざる可からず、猶除去問題に屬するや否やに就て一考す可き點は即ち各條に見えたる數の記載なれば先づ試みに之を云ふ可し。

新羅の始祖の條に六村の談あり、又駕羅國記に六卯の説あり、又同條に九千の名あり、右の六及び九の數は果して古傳構成上に有力なりや否やと曰ふに、余は斯かる數は支那古代の三才五行等に關係し、知らず識らずの間に其影響を受けしものならんと考ふれ共、此六數は後段に説かんとする滿洲の古傳中にも見えれば猶

一考の餘地を存することゝす可し、併し我が日本の神典に見えたる天神七代、地神五代の數の如きは明かに支那思想の流傳と斷じ得可きを信ず、何となれば支那にては古代天數を七と爲し、地數を五と爲せしが、其天の七數は何ぞと曰はゞ、即ち日月五星を合せし譯にて今日に行はるゝ七曜は實に右を表示せしなり、而して地數の五は五行中、地は中正に居るが爲めに此數を當てし次第にて、我邦神典の七代、五代は事實右の數を取りしと覺しく、又古事記の開卷第一に見えたる「アノノミ天元御中主神」以下三柱ミハシラの神と云ふは彼の三才の數に擬せしやの疑いあり、但し爰に注意す可きは此數の觀念が假に支那より移れりとするも其神カミの如きは別に右と關係なく、實は諸神の配列上、古代漢風の數を應用せしものと見るに過ぎざるなり。

斯く諸民族の間に行はるゝ起源傳説はその已に文章と成りて世に出でしものは勿論のこと、然らざる分と雖も猶他の混入せし例あればそれ等は凡て除外して判斷する必要あり、例せば臺灣の生蕃に存する古傳には或は西洋人、或は和蘭人なぞの談を交へたるものあり、右は古傳と釣り合はざる時代に似たれば恐らく、後世の混亂ならんが、右に類する點は古今萬國孰れの口碑傳説にも多少は免れざる事

柄なる可し。

以上の如く其除く可き分を除去して、更に正實の傳を考ふるに新羅傳説以下を通じて存する點は一種の卵生説にして、次は始祖赫居世の朴姓説、次は山川、林野に關する數説なるが、先づ其通有性を示せし卵生説より順次に解説す可し。

朝鮮に於ける卵生説は前掲新羅の始祖及び金首露の外に、新羅第四代の王脱解の條にもあれば先づ其文を次に擧ぐ可し。

脱解は本と多波那國(肥後國王名郡と爲す説と又山陰道丹波國と爲す説との二様あり)の所生なり、其國は倭國の東北一千里に在り、初め其國王、女國王の女を娶りて妻と爲す、娠める有り、七年乃ち大卵を生む、王の曰く人にして卵を生むは不祥なり、宜しく之を棄つ可しと、其女忍びず、帛を以て卵を裹み、寶物と竝べて積中に置き、海に浮べて、其往く所に任す、初め金官國の海邊に至る、金官の人之を怪んで取らず、又辰韓の阿珍浦口に至る、是始祖赫居世の在位三十九年なり、時に海邊に老母あり、繩を以て海岸に繋ぎ、積を開いて之を見るに、一小兒の在る有り、其老か母取りて之を養ふ、壯なるに及んで、身長九尺、風神秀朗、智識人に過ぐ、或人の曰

く、此兒姓氏を知らず、初め來る時、一鵠有り飛鳴して之に隨ふ、宜しく鵠字を省き、昔を以て氏と爲す可し、韞媼か積を解いて出づ、宜しく脱解と名づく可しと。

此脱解の傳説によれば、卵生のことは古く我が日本にもありしが如くなれども未だ其確證を聞かず、但し竹取物語抄に引く所の國名風土記には鶯の卵より美人を生せしとの談ある由なれ共、恐らく新羅傳説などを翻案せしものなる可し、併し臺灣の生蕃中には略ぼ同説を傳ふるものあるにより、別に其例を後段に説くこととす可し。

以上は朝鮮、就中、其東南部の地方に行はれし傳説なるが、更に之を支那及び滿洲地方に求めて得らる可きや否やと云ふに、其例は稀にこれあり、今人物の古き分より列擧すれば、周の穆王時代に徐王偃徐は今の安徽省江蘇方面に當れり、と云へるが卵生なりとの説は夙に晋の張華の錄せし博物志の中に載せたり、故に其文を左に擧ぐ可し。

徐君の宮人、娠んで卵を生めり、以て不祥と爲して、水濱に棄つ、孤獨の母に犬あり鵠倉と名づく、棄つる所の卵を持ち、銜んで以て母に返へす、母覆うて之を暖むる

に遂に小兒と成る、生れて偃なり、故に以て名と爲す、宮人之を聞て乃ち更に錄取長襲して徐君と爲す。

張華は晋人なれば當時の古傳を錄せしに似たれども、其實偃王の事を記せし正史には卵生の説見えず、併し世上の卵生説中、其最古に屬するものは此文を以て嚆矢と爲す可し、故に其點より推して價值大なりと謂はざるを得ず、次に其事の見えたるは好太王の碑文なるが、其中には左の如き記事あり。

惟れ昔始祖、鄒牟王の基を創むるや、北扶餘より出づ、天帝の子、母は河泊女郎、卵を剖て降出し子を生めり、云々。

此碑文は世に有名なるものにて、其中には日本が百濟、新羅等を降せし記事もあり、而して建碑の年代は我が允恭天皇の在位三年にて、支那は東晋安帝の義熙十年、高句麗は長壽王の二年に相當せり。

さればその創始のまゝのものとしては最も古し、然れども其記事餘りに簡單なれば次に精密なる魏史の文を左に擧ぐ可し。

高句麗は扶餘に出づ、自ら言ふ、先祖は朱蒙なりと、朱蒙の母は河泊の女、扶餘王の

爲めに室中に閉ざる、日の爲めに照らされ、身を引て之を避くるに日影又逐ふ、既にして孕める有り、一卵を生めり、大さ五升の如し、扶餘王之を棄て、犬に與ふ、犬食はず、豕に與ふ、豕又食はず、之を路に棄つ、牛馬之を避く、後に之を野に棄つ、衆鳥毛を以て之を茹ふ、扶餘王之を割割すれども破ること能はず、遂に其母に還す、其母物を以て裹み、暖處に置けり、一男有り、殻を破つて出づ、其長するに及んでや、之に字して朱蒙と曰ふと。

此古傳は其後諸書に見えしが、元來斯かる卵生説は其本源の同一なるものが、廣く各地方に流傳せしか、或は各個別々に發生せしか、又假に一物流傳とすれば其孰れの形式が最古にして、孰れの分が後なるや、右を決する已前に於て、先づ歴史に縁故なき蠻人中の傳説を探る必要あり、故に以下臺灣生蕃の古傳説中に見えたる分を左に列擧す可し。

臺灣の生蕃社會に傳はる口碑傳説、就中民族起源に關するものは其種類案外に多し、而して最も廣く行はるゝ類には一種の洪水説ありて、彼のノアの洪水と相似たる點あり、殊に面白きは當時洪水の難を避くるが爲め、白に乗りてガサン山上に

遁れしと云ふ、其曰は今も阿眉蕃^{アヘ}の蕃社に傳はりて神聖視さるゝものなるが、右は一見箱船に類して興味あり、顧ふに斯かる傳説は孰れか或る中心點ありて、それが一方は西方に流傳し、他方は東方或は南方に傳はれるにはあらざるか、唯だ一は古く記録せられ、他は嘗て其事なかりしが爲め、徒にノア傳説のみ世上に喧傳せられしにはあらざるか、右は暫く措きて、別に石生民族説あり、即ちバイワン族、阿眉蕃社の間には其種族の祖先が石より生れしとの傳説あり、是等は聞くだに堅くるしき話なり、又他には竹生民族説あり、右は矢張りバイワン族に傳ふるものにして、其説によれば彼等の祖先は竹より生れしものと、石より産れしものとの二種別ありて、前者は古來竹製の家屋に住し、後者は絶えず石造の建物に住すと云へり、其竹生の話は如何にもやさしく、我が竹取物語の文なども思ひ出され、斯かる昔話も或は竹生民族談などより來りしにはあらざるかを追想せしむ、其他蟲より生ぜし人、木の葉より産れし人などの傳説あれども、それ等を除外して、先づ卵生説を述ぶ可し。

四

臺灣の蕃族調査書に依るに、其排灣族^{パイワン}の口碑中に次の如き記事あり。
大竹高社^{チョカボロ}の口碑。

太古チョカボロガンの頂きに紅白二個の卵ありき、其中より二人の男女出現せり、男をルモヂ、女をゲリンと云ふ、兩人成長の後、夫婦となりて數多の子を産みたり、れども、多くは不具者のみにして、僅に二人の形ち整ひし兄弟を得たるのみなりき、兄をブラリヤンと云ひ、弟をバランと云へり、兄はチョカボロガンに止まりたり、れども、弟は犬を連れて美地を求めんと、諸所を廻り歩きしに、偶々クチヨリンに來るや、犬動かす、或は此處に止まれとの意ならんかと、其處に止まりて、社を建て、モアカエを娶りて妻とせり、それより早速兄の許に赴き、美地を求めたる(由)を告げ、粟及び甘藷の種を受けて歸り、其れを栽培せり、其後間もなく子孫繁殖したれば、カヂヤヒツに分社せしめたり、チョカボロガンに止まりし兄も、其後人口殖へたれば、同じく分社せしめて、「タリリキ」「バラン」「ツヅイ」「バビカル」の數社を得たり。

此口碑と異なる卵生説は同じ排灣族の他の社中にも存在せり、其談によれば太陽來りて一卵或は二卵を産めりと云ひ、其産卵は或は壺中に産めりと云ひ、又單に其地に生めりと云ふが如き小差はあれども、共に同一事にして次に大蛇來りて之を呑むと云ふことも亦一致せり、併し一方は太陽産卵の後、大蛇が一女子を愛すと云ふに止まりて子を産むことを傳へず、他は三女其蛇を捕へて深淵に沈めし爲め、最後に産める卵中よりは二人の男女を生じて、遂に「バイルス」及び「マカザヤザヤ」二社の祖先となれりとあり、但し以上に通じて見ゆる所は物に變化あるも紅白二個と云ふことの附隨せるは確に一物變轉の事例に基くことを察し得可し。

右に擧ぐる所の臺灣生蕃の古傳説は其調査の主任者佐山融吉氏が之を記述する迄は、單に或る蕃社の蕃人間に於て口々相傳へ、來りしまでにて別に世の記録に據りしこともなく、又他人の傳説を取りし譯もなく、純然たる古代の口碑其儘なりしことは毫も疑ひなきものなり、唯だ其間千百歳の久しきを經過せしことなれば識らず知らずの間に多少の轉訛と變更等を來たせしは又免れざる所なる可し、顧ふに前條卵生説の間に三様の小差別あるは斯かる結果に出づるならんか、而も此

不純物を交へざる蠻人間の口碑傳説を基礎として考ふれば、彼の東洋諸國に擴がれる卵生説は彼の歴史上の順序を経て甲より乙、乙より丙と漸次新民族に移り行きし事柄にあらずして、上古多少の遲速、傳達者の相違等はあるとすも、餘り遠からざる期間に於て或る中心點より各民族の間に一時に傳播せしにはあらざるや、勿論文化の早きものが夙に之を記載するは當然のことにて、又其口碑が遠きに達して、或る時代を經過し、又各民族の嗜好に適する爲め、其間に多少の變化を生ずることは寧ろ普通に有り得べき事例と考ふ。

以上の記述によりて人類卵生説は或る中心地の古傳なるものが上代廣く各民族の間に擴がれる形跡あることは略ぼ判然せしならんが、唯だ其孰れが根本にして、孰れが變化せしやは、右の根據地が明かならざる限りは容易く斷案を下し難し、故に此點は他日に譲りて、猶同じ傳説の類にても其國々によりて別個の口碑が、主たる口碑に附隨し居るが上に、又其附隨物を他國が繼承せし形跡あれば以下それ等の點を略説す可し。

五

東方諸國に擴がれる卵生説に就て、其第一の附隨物と思はるゝは即ち新羅の雞林説なり、此ことは三國史記に別個の義として、脫解王の條に擧げられども、三國遺事には之を始祖のことゝ爲し、單に一説として金闕智の傳と爲せり、二者孰れが正しきやは不明なれども、顧ふに古くは相互に混同し居たることを事實とす可し、何となれば、始祖の生るゝや楊山の麓、蘿井の傍なる林間に於て馬あり跪きて嘶くことあり、而して雞林の條には。

王(脫解)夜る金城の西、始林の樹間に雞鳴の聲あるを聞き、明くるを遅^まつて瓠公を遣はし之を視さしむ、金色の小櫛ありて樹枝に掛り、白雞其下に鳴く。

とあり、二者俱に樹林にて一は馬ありて嘶き、他は雞ありて鳴き、又一は大卵あり、他は小櫛ありと云ふ差違を示すに過ぎず、此小差も其小櫛を開かせし脫解王は始め卵生にて、其母櫛中に納れて海に流し、辰韓の阿珍浦口に漂着する間に自ら卵を出で、小兒となれりとのことなれば、其間共に同一の状態にて、舊時は同一傳説に

近かりしことを知るに足れり、されども更に一步を進めて、其最古の真相を稽ふるに、此雞林傳説と卵生説とは全く徑路を異にせしものにて、偶々二者が密着せしは或る性質上の類似點あるが爲めならん、今序でなれば雞林の根源と思はるゝ例を左に擧ぐ可し。

朝鮮全道の各村落には其村の中央に必ず一樹林の存するあり、此樹林は朝鮮語にて何と云ひしやを遺忘せしも、其廣く行はれしことは事實なり、而して右は何の爲めぞと云ふに神の宿る所にして一村の氏神を祀れりと云へり、されば日本の鎮守、支那の社に類すれども、中には何等の神社もなし、此神社なきは概して最古の風習にて和漢俱に其始めは矢張り無神社なりしこと、彼の琉球の「オガン」の如きものなりしなり、斯かる古式の神林は始めて朝鮮の地に於て認む可く、他には容易に知ること能はざるなり、顧ふに雞林の古名を始林と云ふは最初神を祀りし樹林なるが爲めの名稱なる可く、其後適々雞鳴兒生の傳説を生ぜし結果古名は次第に遠ざかりて、單に史上に其名を留めしものならんか、此神の宿る樹林にては毎年八月某日に牛を殺して神を祭り、其餘肉を割きて一村の民戸に別ち、各人は其多少に拘ら

す之を食して一歳の無病息災を祈る風ありと云へり、既に彼地の上古以來其全道に始林ありて、之を神聖視せし風習の存する以上は右に對して一種の傳説を生ずること、先づ有り得べき點にして、聽て之より雞林説をも生じ、又は羅井林説を傳ふることは決して怪むに足らざるなり、而して之と卵生説とは全く別個のものなりしが、二者神聖の點に於て互に密着し、又古き點に於て相互に混同せしを、後世人智の向上に伴れて、其時代、人物等の前後を決する爲め、殊更二者を引き放せしものなる可し。

次に注目す可きは彼の高句麗傳説の卵子保育説なるが、此點は支那傳説中の或るものと抱合せし形跡あり、故に右の如何を説く可き筈なれども、猶其以前に於て扶餘傳説との關係を知る可き必要あれば、以下右の大要を記述す可し。

六

朝鮮東南部の卵生説が彼の高句麗傳説と關係あり、又此高句麗傳説が扶餘祖先の古傳説に緣故ある可しとの事は前段已に一言せしも、茲には其基く所を明かに

する必要あれば以下後漢書其他の文獻を列擧す可し。

後漢書東夷傳扶餘の條に曰く。

扶餘の國は玄菟の北千里に在り、南は高句麗と、東は挹婁と、西は鮮卑とに接す、北に弱水有り、地方二千里、本と穢の地なり、初め北夷の索離國王出行す、(註。索は或は橐に作る、音は度洛の反)其侍兒後に妊身す、王還りて之を殺さんと欲す、侍兒の曰く、前に天上に氣あるを見る、大さ鶏子の如し、來りて我に降れり、因て以て身有りと、王之を囚ふ、後遂に男を生む、王令して豕牢に置かしむ。(註。牢は圈也、豕、口氣を以て之を噓く、死せず、復た馬蘭に徙す、(註。蘭は即ち欄也、馬又かの如くす、王以て神と爲す、乃ち母の收養を聽す、名づけて東明と曰ふ、東明長じて射を善くす、王其猛きを忌みて、復た之を殺さんと欲す、東明南に奔走して、淹淲水に至り、(註。今の高句麗中に蓋斯水有り、疑ふらくはこの水是なり。)弓を以て水を撃つ、魚鼈皆水上に浮ぶ、東明之に乗りて度ることを得たり、因て扶餘に至りて之に王たり、云々。

此傳説に對する所見を述ぶる前に、彼の魏略に載する所の文を擧げて對照に便

す可し、蓋し三國志の魏志には東夷の本傳即ち扶餘の本文中には何等の古傳をも記載せず、唯だ其末尾に至りて標註として魏略の説を挙げしのみ、故に編者たる陳壽其人は國初傳説に重きを置かざりしことを知るに足れども、さりとて其全部を削除するは又獨斷の謗りを免れざるを覺り、單に註として魏略の一段を附せしならんか、其全文は即ち次の如し。

魏略に曰く。舊志に又曰く、昔北方に橐離之國なるもの有り、其王者の侍婢身める有り、王之を殺さんと欲す、婢の曰く、氣有り、鶏子の如し、來り下れり、我れ故に身める有り、後に子を生む、王之を溺中に捐つ、猪豚を以て之を噓く、徒して馬閑に置く、馬氣を以て之を噓く、死せず、王疑うて以て天子と爲すなり、乃ち其母をして之を收畜せしむ、名づけて東明と曰ふ、常に馬を牧せしむ、東明射を善くす、王其國を奪はれんことを恐れて、之を殺さんと欲す、東明南に奔り、淹淩水に至り、弓を以て水を撃つ、魚鼈浮びて橋と爲る、東明度ることを得たり、魚鼈乃ち解散す、追兵渡ることを得ず、東明因て都して扶餘の地に王たり。

以上二書の中、後漢書の時代は無論彼の三國以前に屬すれども、其編者は宋の范

曄にして、同人は日本の紀元千零八十四年即ち允恭天皇時代に右の書を編纂し、而して一方の三國志は晋の陳壽が皇紀九百四十年即ち應神天皇の御代の頃に執筆せしものなれば、其間に百四十餘年間の前後あり、隨て三國志の方古しと雖も、若し此編纂の年代を以て其使用上の根本資料をも同一なりしと見る者あれば、并は餘りに近眼者流にして、寧ろ後世の方其資料は多數を極め、且つ珍貴の古資料を得しやも圖られず、又古史の編纂に限らず、苟も歴史の撰定に當りては何人と雖も、當時の記録類を土臺とする風習あることは勿論にして、此點より見れば、范曄と陳壽とは其人物に前後の相違あり、又後人が却つて古代の史を編纂せしとするも、其資料は依然として古き時代の史は古き資料を採り、新らしき時代の書は矢張り新らしき分を取るが當然にて、范、陳二人の場合も恐らく此取材法を用ひしなるべし、而して右の見地よりすれば、魏略必しも古しとのみ云ふ可からず、後漢書の資料凡て之を新なりとは斷す可からず、唯だ文章上より云へば後漢書の方が整ひて、魏略は頗る拙なるを覺ゆ、然れ共魏略には東明牧馬の記事ありて、後漢書に却つて之を缺くは不審なり、此牧馬の一事は次に擧ぐる高句麗傳説と一致して、較や時代の新ら

しき點を想はしむれば、余は此分を後出にあらずやと考ふるなり、猶北方の國名をも魏略に橐離カウリの國と記せしが右は高句麗カウクリと音相近きを示すにより、是等も多少前考を助くるものゝ如し。

以上記するが如く、扶餘傳説には、後漢書と魏略との二書に多少の相違あり、又從つて前後あるに似たれども、其國王の婢妾が産みたる子を東明と云ひ、又東明は父なし子には相違なきも彼の卵生にあらざることは互に一致せるを知り得可し、然るに此說一度高句麗に移りては書物上にては斯く見ゆるなり、忽ち南方傳説の卵生と變じ、且つ扶餘の東明と高句麗の朱蒙と同一人となりしは深く注意す可き點なる可し、猶此高句麗傳説には前回已に引用せし好太王の碑文及び後の魏書の外に高句麗本紀並に東明王篇並序と稱するものあり、是等は俱に相類する所あれども、其間互に詳略を免れざるにより以下少しく長篇に渉るの嫌ひあれども、他日の參考として左に之を列擧す可し。

三國史記高句麗本紀(卷第十三)始祖東明聖王の條に曰く。

始祖東明聖王、姓は高氏、諱は朱蒙、一に云ふ象解、一に云ふ鄒、是より先き、扶餘王、解

夫妻、老いて子無し、山川を祭りて嗣を求む、其の御する所の馬、混淵に至り、大石相對せるを見て涙を流す、王之を怪み、人をして其石を轉せしむ、小兒有り、金色の蛙形なり、蛙一に蝸に作る、王喜んで曰く、これ乃ち天の我れに令胤を賚へる乎と、乃ち收めて之を養ひ名づけて金蛙と曰ふ、其長するに及び立て、太子と爲す、後ち其相阿蘭弗の曰く、日者この天我れに降りて曰く、將に吾が子孫をして國を此に立てしめんとす、汝それ之を避けよ、東海の濱に地有り、號して迦葉原と曰ふ、土壤膏腴、又五穀に宜し、都す可き也と、阿蘭弗遂に王に勸め、都を彼に移し、國を東扶餘と號す、其舊都(扶餘の地)に人有り從來する所を知らず、自ら天帝の子、解慕瀨と稱し、來りて都せり、解夫妻薨するに及びて、金蛙位を嗣ぐ、是時に於て女子を太白山の南、優渤水に得たり、之を問へば曰く、我れはこれ河伯の女、柳花と名づく、諸弟と與に出で、遊ぶ時に一男子あり、自ら言ふ、天帝の子、解慕瀨也と、我れを熊心山下、鴨綠邊の室中に誘ひて之と私し、即ち往て返らず、父母我の媒無くして人に從へるを責め、遂に優渤水に謫居せしむと、金蛙之を異として室中に幽閉す、日の炤らす所となれば身を引きて之を避くるに、日影又逐うて之を炤らし、因て孕める有り、

一卵を生む、大さ五升許りの如し、王之を棄て、犬豕に與ふ、皆食はず、また之を路中に棄つ、牛馬之を避く、後ち之を野に棄つ、鳥之を覆翼す、王之を剖かんと欲すれども破ること能はず、遂に其母に還す、其母物を以て之を裹みて暖處に置く、一男兒あり、殻を破つて出づ、骨法英奇、年甫めて七歳、巍然として異常なり、自から弓矢を作りて之を射る、百發百中す、扶餘の俗語に、善く射るものを朱蒙と爲す、故に名づく、と云ふ、金蛙に七子あり、常に朱蒙と遊戲す、その技能皆朱蒙に及ばず、その長子帶素王に言つて曰く、朱蒙は人の生む所に非ず、その人となりや勇なり、若し早く圖らずんば、恐らくは後患有らん、請ふ之を除かんと、王聽かず、之をして馬を養はしむ、朱蒙その駿なる者を知り、而も食を減じて瘦せしめ、驚なる者は善く養つて肥へしむ、王肥へたる者を以て自ら乗り、瘦せたる者は朱蒙に給す、後ち野に獵するに、朱蒙善く射るを以て其矢の小なるを與ふ。而も朱蒙獸を殪すること甚だ多し、王子及び諸臣また之を殺さんことを謀る、朱蒙の母陰かに之を知り、告げて曰く、國人將に汝を害せんとす、汝が才略を以てせば何れに往くとしてか不可なからんや、それ遲留して辱を受けんよりは、遠く適きて以て爲す有るに若かずと、

朱蒙乃ち烏伊、摩離、陝父の三人と友と爲り、行て淹淲水（一名は蓋斯水、今鴨綠の東北に在り）に至り、渡らんと欲するに梁なし、追兵の迫る所とならんことを恐れ、水に告げて曰く、我れはこれ天帝の子、河伯の外孫なり、今日逃走して追者及ぶに垂んとするを如何せんと、是に於て魚鼈浮び出で、橋を成し、朱蒙渡ることを得たり、魚鼈乃ち解く、追騎渡ることを得ず、朱蒙行て毛屯谷に至り、魏書に云ふ、普述水に至ると、三人に遇ふ、其一人は麻衣を着し、一人は襦衣を着し、一人は水藻の衣を着す。朱蒙問うて曰く、子等は何許の人ぞや、何の姓、何の名ぞや、麻衣の者の曰く、再思と名づく、襦衣の者の曰く、武骨と名づく、水藻の者の曰く、默居と名づく、而も姓を言はず、朱蒙再思に姓、克氏を賜ひ、武骨には仲室氏を、默居には小室氏を、乃ち衆に告げて曰く、我れ方に景命を承け、元基を啓かんと欲す、而も適々此三賢に遇ふ、豈に天の賜に非ずやと、遂に其能を揆り、各々任するに事を以てし、之と與に率本川、魏書に云ふ、紇升骨城に至ると、に至り、其土壤の肥美、山河の險固なるを觀て、遂に焉に都せんと欲す、而も未だ宮室を作るに遑あらず、但だ廬を沸流水上に結びて之に居り、國を高句麗と號し、因て高を以て氏と爲す、二に云ふ、朱蒙卒本扶

餘に至る、王子無し、朱蒙の常人に非ざるを見て、其女を以て之に妻す、王薨じて朱蒙位を嗣ぐと、時に朱蒙年二十二歳、これ漢の孝元帝の建昭二年、新羅の始祖赫居世の二十一年、甲申の歳也。
又曰く。

十九年秋九月、王升遐す、時に年四十歳、龍山に葬る、東明聖王と號す。

高句麗本紀の始祖傳説は殆んど魏收の魏書、即ち拓拔魏の史中より取りたるものなれば、此傳説は六朝時代に至りて世に出でしことを知るに足れり、但し魏書には東明の名なくして史記に此名を諡號とせしは其相違の重なる點なり。

七

次に史記の附録として掲ぐる東明王篇並に其細註を次に擧ぐ可し。

(前略)漢神崔三年。孟夏斗立巳。(漢の神崔三年四月甲寅)海東解慕漱。真是天之子。初從空中下。身乘五龍軌。從者百餘人。騎鵠紛參攢。清樂動鏘洋。彩雲浮旖旎。

(漢神崔三年、壬戌歲、天帝遣太子降遊、扶餘王古都、解慕漱從天而下、乘五龍車、從者百餘人、皆騎白鵠、彩雲浮於上、音樂雲中動、止熊心山、經十餘日、始下、首戴鳥羽之冠、腰帶龍光之劍。)

自古受命君。何是非天賜。白日下青冥。從昔所未咏。朝居人世中。暮反天宮裡。

(朝則廳事、暮則升天、謂之天王郎。)

吾聞於古人。蒼穹之去地。二億萬八千。七百八十里。梯棧躡難升。羽翮飛易瘁。朝夕恣升降。此理復何爾。城北有青河。(青河今鴨綠江也。)

河伯三女美。(長曰柳花、次曰萱花、季曰葦花。)

擘出鴨頭波。往遊熊心湫。(自青河出遊熊心淵上。)

鏘琅佩玉鳴。綽約顏花媚。(神姿艷麗、雜佩鏘洋、與漢皇無異。)

初疑漢皇濱。復想洛水沚。王因出獵見。見送頗留意。玆非悅紛華。誠急生繼嗣。

(王謂左右曰、得而僞妃、可有後胤。)

三女見君來。入水尋相避。擬將作宮殿。潛候同來戲。馬橋一畫地。銅室歛然峙。錦席鋪絢明。金罇置淳旨。蹠蹠果自入。對酌還徑醉。

（其女見王卽入水左右曰大王何不作宮殿俟女入室當戶遮之王以爲然以馬鞭畫地銅室俄成壯麗於室中設三席置樽酒其女各座其席相歡飲酒大醉云々。）

王時出橫遮。驚走僅顛躓。

（王俟三女大醉急出遮女等驚走長女柳花爲王所止。）

長女曰柳花。是爲王所止。河伯大怨嗔。遣使急且駛。告云渠何人。乃敢放輕肆。報云天帝子。高族請相累。指天降龍馭。徑到海宮邃。

（河伯大怒遣使告曰汝是何人留我女乎王報云我是天帝之子今欲與河伯結婚河伯又使告曰汝若天帝之子於我有求婚當使媒云々今輟留我女何其失禮王慙之將往見河伯不能入室欲放其女女旣與王定情不肯離去仍勸王曰如有龍車可到河伯之國王指天而告俄而五龍車從空而下王與女乘車風雲忽起至其宮。）

河伯乃謂王。婚姻是大事。媒摯有通法。胡乃得自恣。

（河伯備槽迎之坐定謂曰婚姻之道天下之通規何爲失禮辱我門庭云々）

君是上帝胤。神變請可試。漣漪碧波中。河伯化作鯉。王尋變爲獺。立捕不待跬。又復生兩翼。翩然化爲雉。王又化神鷹。搏擊何大驚。彼爲鹿而走。我爲豺而趨。河伯知有神。置酒相燕喜。伺醉載革輿。竝置女於轎。（車傍曰轎）意令與其女。天上同騰轡。其車未出水。酒醒忽驚起。

（河伯之酒。七日乃醒）

取女黃金釵。刺韋從竅出。獨乘赤霄上。寂寞不廻騎。

（河伯曰王是天帝之子有何神異王曰唯在所試於是河伯於庭前水化爲鯉隨波遊王化爲獺而捕之河伯又化爲鹿而走王化爲豺逐之河伯化爲雉王化爲鷹擊之河伯以爲誠是天帝之子以禮成婚恐王無將女之心帳樂置酒勸王大醉與女人於小革輿中載以龍車令升天其車亦出水王卽酒醉取女黃金金釵刺革輿從孔獨出升天。）

河伯貢厥女。挽物三尺施。乃貶優渤中。唯與婢僕二。

（河伯大怒其女曰汝不從我訓終欺我門令左右絞挽女口其唇吻長三尺唯與奴婢二人貶於優渤水中優渤澤名今在太白山南。）

漁師觀波中。奇獸行駭。乃告王金蛙。鐵網投溪。引得座石女。姿貌甚堪畏。唇長不能言。三截乃啓齒。

（漁師強力扶鄒告曰。近有盜梁中魚而將去。未知何獸也。三乃使漁師以網引之。其網破裂。更造鐵網引之。始得一女生。石而出。其女唇長不能言。令三截其唇。乃言。）

王知慕漱妃。仍以別室置。懷日生朱蒙。是歲在癸亥。骨表諒最奇。啼聲亦甚偉。初生卵如升。觀者皆驚悸。王以爲不祥。此豈人之類。置之馬牧中。群馬皆不履。棄之深山中。百獸皆擁衛。

（王知天帝子妃。以別室置之。其女懷中日曜。因以有娠。神崔四年。癸亥歲。夏四月生朱蒙。啼聲甚偉。骨表英奇。初自左腋生一卵。大如五升許。王怪之曰。人生卵。可爲不祥。使人置之馬牧。群馬不踐。棄深山。百獸皆護。雲陰之日。卵上恒有日光。王取卵送母。養之。而從乃開得一男生。未經月言語竝實。）

母始舉而育。經月言語始。自言蠅蠖目。臥不能安睡。母爲作弓矢。其弓不虛椅。

（謂母曰。群蠅蠖不能睡。母爲我作弓矢。其母以華作弓矢與之。自射紡車蠅。發矢則中。

扶餘謂善射曰朱蒙）

年至漸長大。才能日漸備。扶餘王太子。其心生妬忌。乃言朱蒙者。此必非常士。若不早自圖。其患誠未已。

（年至長大。才能竝備。金蛙有子七人。帝共朱蒙遊獵。王子及從者四十餘人。唯得一鹿。朱蒙射至多。王子妬之。乃執蒙手縛樹而去。朱蒙拔劍而去。太子帶素言於王曰。朱蒙者神勇之士。瞻視非常。若不早圖。必有後患。）

王往令牧國。欲以試厥志。自思天之孫。所牧良可恥。捫心常竊導。吾生不如死。意將往南土。立國立城中。爲緣慈母在。離別誠未易。

（王使朱蒙牧馬。欲試其意。朱內自懷恨。謂母曰。我是天帝之孫。爲人牧馬。生不如死。欲往南國造國家。母在不敢自專。其母云々。）

其母聞此言。潛然收清淚。汝幸勿爲念。我亦常痛痞。士之涉長途。須必憑驢駟。相將往馬閑。卽以長鞭搖。群馬皆突赴。一馬驛色斐。跳過二丈欄。始覺是駿驥。

（通典云。朱蒙所乘皆果下也。）

潛以針刺舌。駿痛不受飼。不日形甚癯。却與鷲駘似。爾後玩巡觀。予馬此卽是。得之始抽針。日夜屢加餒。

（其母曰此吾之所以腐心也。吾聞士之涉長途者。須憑駿足。吾能擇馬矣。遂往馬牧。卽以長鞭亂搖。群高皆驚走。一繼馬跳過二丈之欄。朱蒙知馬駿逸。潛以針捶馬舌根。其馬痛不食水草。甚瘦悴。王巡行馬牧。見群馬悉肥大。喜。仍以瘦錫朱蒙。朱蒙得之。拔其針。加餒云。）

暗結三賢友。其人共多智。（烏伊、摩離、陝父等三人）

南行至淹滯。（一名蓋斯水。在今鴨綠東北）欲渡無舟。欲渡無舟。〔此句重複。恐追兵奄及。以策指天。慨然歎曰。〕

（我天帝之孫。河伯之甥。避難至於此。皇天后土。王憐我孤子。還致舟橋。言訖。以弓打水。魚鼈浮出。成橋。朱蒙乃得渡。良久。追兵至也。）

秉策指彼蒼。慨然發長喟。天孫河伯甥。避難至於此。哀々孤子心。天地其忍棄。操弓打河水。魚鼈駢首尾。屹然成橋梯。始乃得渡矣。俄爾追兵至。上橋々旋圮。（追兵至。河魚鼈橋卽滅。已上橋者皆沒死。）

雙鳩含麥飛來作神母使。

（朱蒙離別不忍。睽違其母。曰。汝勿以一母爲念。乃裹五穀種以送之。朱蒙自切生別之心。忘其麥子。朱蒙息大樹之下。有雙鳩來集。朱蒙曰。應是神母使送麥子。乃引弓射之。一矢俱舉。開喉得麥子。以水噴鳩。更蘇而飛去云々。）

形勝開王都。山川鬱巖巖。自然沸山上。略定君臣位。（王自生第薙之上。略定君臣之位。咄哉沸流王。何奈不自揆。苦矜仙人後。未識帝孫貴。徒欲爲附庸。出語不慎。惹。未中畫鹿臍。驚我倒玉指。）

（沸流王松讓出獵。見王容貌非常。引而與座。曰。僻在海隅。未曾見君子。今日邂逅何其幸乎。君是何人。從何而出。王曰。寡人天帝之孫。西國之王也。敢問。君王繼誰之後。讓曰。予是仙人之後。累世爲王。今地至小。不可分爲兩主。君造國日淺。爲我附庸可乎。王曰。寡人繼天之後。今主非神之貴。強號爲王。若不歸我。天必殛之。松讓以王累稱天孫。內自懷疑。欲試其才。曰。願與王射矣。以畫鹿置百步之內。射之。其矢不入。鹿臍猶如倒手。王使人以玉指環懸於百步之外。射鹿。破如尾解。松讓大驚云々。）

來觀鼓角變。不敢稱我器。

（王曰、以國業新造、未有鼓角之威儀、沸流使者往來我、不能以王禮迎送、所以輕我也、從臣扶芬奴進曰、臣爲大王、取沸流鼓角、王曰、他國藏物、汝何取乎、對曰、此天之與物、何爲不取乎、夫大王困於扶餘、誰謂大王能至於此、今大王奮身於萬死之危、揚名於遼左、此天帝命、而爲之何事不成、於是扶芬奴等三人、往沸流取鼓而來、沸流王遣使告曰云々、王恐來觀鼓角、色暗如故、松讓不敢爭而去、來觀屋柱故、昨舌還自愧、

（松讓欲以立都、先後爲附庸王造宮室、以朽木爲柱、故如千歲、松讓來見、竟不敢爭之、都先後、）

東明西狩時、偶獲雪色鹿。（曰鹿）倒懸蟹原上。敢自呪而謂。天不雨沸流。漂沒其都鄙。我固不汝放。汝可助我憤。鹿鳴聲甚哀。上徹天之耳。霖雨注七日。霈若傾淮泗。松讓甚憂懼。沿流謾橫草。士民競來攀。流汗相聘貽。東明卽以鞭。畫水々停沸。松讓舉國降。是後莫予嘗。

西狩獲白鹿、倒懸蟹原、呪曰、天若不雨而漂沒沸流王都、是我固不汝放矣、欲脫斯難、汝能訴天、其鹿哀鳴聲徹於天、霖雨七日、漂沒松讓都、王以韋索橫流、流鳴馬、百姓皆

執其索、朱蒙索以鞭畫水、水卽滅、六月松讓舉國來降云々、

（以下省略）

此詩と文とに就ては一の前序あり、其序は右の價值と、性質とを知るに便なれば左に掲げて説明に代ゆ可し。

世に多く東明王神異のことを説けり、愚夫、駭婦と雖もまた頗る能く其事を説く、僕嘗て之を聞ひて笑て曰く、先師仲尼怪力亂神を語らず、これ實に荒唐無稽の事、吾が曹の説く所に非ずと、魏書通典を讀むに及んで、また其事を載す、然れども略して未だ詳かならず、豈に内を詳かにして外を略するの意か、越へて癸丑四月、舊三國史記を得て、東明王本紀を見るに、其神異の迹、世の説く所のものに踰ゆ、然れ共亦初め之を信すること能はず、意ふに以て鬼幻と爲せり、三復耽味するに及んで、漸く其源に渉る、幻に非るなり、聖なり、鬼に非るなり、神なり、況んや國史直筆の書、豈に妄りに之を傳へん哉、金公富軾、重ねて國史を撰す、頗る其事を略せり、意者公以て國史は矯世の書となせり、大異の事を以て後に示す可からずと、而して之を略するか、按するに唐の玄宗本紀、楊貴妃傳、竝に方士升天入地の事無し、唯だ詩

人白樂天、其ことの淪没するを恐れ、歌を作つて以て之を志す、彼れ實に荒淫、寄趣のこと、猶且つ之を咏じ、以て後に示す、矧んや東明のこと、變化神異を以て衆目を眩惑するには非ず、乃ち實に創國の神迹なり、則ちこれにして述べずんば、後將た何をか觀んとす、是を用て詩を作つて之を記し、彼の天下をして我が國は本と聖人の都たるを知らしめんと欲する耳。

此序は能く本篇の消息を悉すものと謂ふ可し、即ち舊本三國史記中の東明本紀は前掲の如く頗る詳細のものなるにも拘はらず、其後金富軾の編纂せる三國史記には、單に其記事を省略せるに止まらず、又前事を後事に引直せし點なぞもあり、若し然らずとすれば、富軾は舊本の東明本紀を知らざるにあらずやとも考へらるゝなり、何となれば、現存の史記に載する東明の記事は全く魏書の丸拔きに近くして、殆んど舊本とは沒交渉の觀あればなり、唯だ其一致點は實に東明と、朱蒙との密着あるが、右に就ては古く、尹廷琦の説もあれば、それ等は後に擧ぐることにして、以下、東明王篇の本文に對して聊か余の所見を記す可し。

八

東明王篇に就て第一に述べべきは其記述の年代なり、序文によれば此傳は舊三國史の記載とあれば、金富軾の編纂せし三國史記以前のものたることは疑ふ可からず、されども魏書に先だつものなりや否やは猶不明なり、また其内容は右二書と詳略不同の點あれども、其不同は重に前後の文に過ぎずして、中間朱蒙の談は大體同一のものなり、故に詳細を盡せし異傳と見て不可なることなく、又此傳説の成立時期は恐らく三書とも大差なかりしものなる可し、猶此點は後に述ぶることゝして、次に東明王篇の所傳に就て一言す可し。

余が此篇に就て常に興味を感ずるは、即ち最初の解慕漱談にて、此人物が魏書及び三國史記等に見えたる、解慕瀨なることは別に言説の必要なきも、史記には單に「舊都に人有り、從來する所を知らず、自ら天帝の子解慕瀨と稱し來つて都せり」と記し、次に河伯の女柳花と私せりと云ふに過ぎずして、何やら物足らぬ感じを爲すにも拘はらず、王篇には其詳細を悉すと同時に、其事柄が多少彼の朝鮮の大同江邊に

存在する高句麗古墳の壁畫中に見ゆるものと相類似する點なり。

五〇

余は今にして顧ふに高句麗古墳の壁畫は恐らく支那漢魏以來の畫像石と同様、一種祖先の古傳歴史を表示せしものと信ずれども、其事は爰に要なければ、他日の記載に譲りて、次に其内容を略説す可し。

王篇の記事によらず、魏書、三國史記等に載せたる高句麗傳説が、彼の扶餘傳説と類似の點あるは何人も氣附く所なるが、右を如何に觀察し、如何に解釋す可きやは人々に依りて多少の異同ある可く、又之を最も正當に推斷することが、學問上非常に大切なことゝ云はざるを得ず、而して此點に就ては古く東寰錄の著者尹廷琦が論述せしものあれば先づ其説を次に擧ぐ可し。

東寰錄(卷の一)高句麗の條に曰く。

案するに、後漢書、魏書並に云く、北扶餘の始祖の名を東明と曰ふ、異氣、豕牢、魚鱉、橋を成すの説有り、魏書、北史並に此を以て句麗の始祖、朱蒙の事と爲す、日影、犬豕、魚鱉、橋を成すの説有り、金富軾亦北史に従つて、之を朱蒙本記に載す、並に朱蒙の名を以て、東明と曰ふ、これより以降、東史を撰ぶ者は例として句麗の始祖、朱蒙を以

て、號して東明と曰ふ、これ大に謬れるなり、北扶餘の始祖、東明王は原と北狄索離國より、難を逃れて扶餘に至る、詭て神の在説を爲して、以て愚俗を誑かす、北扶餘既に亡び、高句麗の人認めて聖瑞と爲し、陰かに其語を竊み、並に東明の名を篡ひ、以て中國の人に誇る、中國の史を撰する者、其言ふ所に依つて、之を史策に載す、東明の二字は明かにこれ北扶餘始祖の名にして、朱蒙と涉ること無きなり、又北史に云く、東明の後に仇臺(東史は優臺に作る)有り、初めて國を帶方の故地に立つと、百濟史に云々、溫祚の母、召西奴の前夫は仇臺なり、(後ち)朱蒙に再嫁すと、これ東明の朱蒙と判然相別つを見るなり。

尹廷琦が東明と朱蒙との混同を以て一に北史に在りと斷せしは同書に、朱蒙の名のみを擧げて、後漢書、魏略等の東明に代へたると、又他には河伯の女を得て室内に幽閉せしに、其女、大卵を生みて、其中より朱蒙を出だせしとの談を記せるに基けり、(但し舊來の東明傳説は之を百濟の條に出だせり)然れ共双方の名を以て全く同一人物と爲せしは恐らく東明王篇なる可し、尋で金富軾が之を襲ひ、遂に二者の密着を益々堅固にせしは事實ならんが、此混同は尹廷琦の論斷するが如く、北扶餘既

に亡びて、高句麗の人認めて聖瑞と爲し、陰かに其語を竊んで、並に東明の名を纂ひ、以て中國の人に誇る」と云ふが如き手段に出でしものなるや否やは大に考ふ可き點なる可し。蓋し古傳説の中には有意に捏造せし類なしとは斷言し得ざれども、大抵は知らず、識らずの間に古來の神話に變化を生ずると云へるが普通にて、彼の扶餘傳説と、高句麗傳説との一致の如きは古く後漢書に、

高句麗は中略東夷、相傳へて、以て扶餘の別種と爲す。

と云ひ、又梁書に、

高句麗は其先東明より出づ。

なご、記せしが如く、二民族の同一根源に出づる結果、其分離轉移の間に種々の變化を生ぜしなる可く、又斯くなるが寧ろ當然と謂ふ可く、之を一の剽竊と斷するが如きは古風の儒者論に過ぎざるなり。

次に右の如き古傳説を一の歴史事實と認む可きや、否やに就ては世に自づから議論ある可しと雖も、余は其傳説を傳説として取扱ふを以て至當なりと確信せり、故に史論は之を避く可きも、其古説の流傳變化を別個の方面より攷究するは極め

て有益にして且つ興味ありと信するにより、前回も已に此見地より推論せしが、以下説かんとする點も亦茲に在ることを承知せられたし。

扶餘傳説と高句麗傳説とは其文獻上の前後より曰へば無論扶餘の方前きなれども、傳説構成の上より觀察すれば、寧ろ扶餘の分は後にして、高句麗傳の方前なるが如し、何となれば、二者の間には俱に卵生説の加はれる點ありて、高句麗傳は之を明言し、扶餘の傳には卵生を曰はざるも、氣あり雞子の如し」と記して稍や變化を生ぜし形迹あり、此雞子説は全く東亞に擴がれる卵生説の上より見て、無關係の古傳とは認む可からず、殊に臺灣蕃族の口碑に比較すれば斯かる變化は何等の不思議と稱することを得ず、又此雞子氣より生ぜし男子名を東明と云ふも、古族傳説には似やはしからぬ名稱なり、故に扶餘傳説は其人名と卵生の變化上とより見て漸次根本氣の消へ行く後の方に似て、此點は寧ろ高句麗傳の方、古習味を帶びたるやに思はるゝなり、殊に朝鮮の地に近づくものほど、南方傳に類似するは決して之を等閑視すること能はざるなり、余の推測する所によれば、扶餘傳説は、一の附隨物とも稱す可き、彼の赤兒保育説、即ち鳥獸皆保護して害せざりしと云ふ點と、又牧馬説、善

射說等の類にあらずやと考ふるなり、而して一方の卵生、天孫、河伯、魚鼈說等の如きは凡て南傳にして次の化身角力說の如きは其中間物にあらずやとも思はるゝなり、故に其事例の二三に就て以下之を記述す可し。

九

扶餘傳説の東明捨子談を讀んで、直ちに想起する所のものは、即ち詩經大雅生民の篇に載せたる周室初期の古傳なり、このことは史記の記する所却つて理解に便なれば、先づ其本文を掲載す可し。

周の後稷、名は棄、其母は有邰氏の女は姜原と曰ふ、姜原は帝嚳の元妃となる、姜原野に出で、巨人の跡を見て、心忻然として悦び、之を踐まんと欲す、而して自ら動きて孕めるものゝ如し、期に居て子を生めり、以て不祥と爲して隘巷に棄つ、馬牛の過ぐるもの皆避けて踐まず、徙して之を林中に置く、適ま山林人多きに會ふ、之を遷して渠中に棄つ、氷上の飛鳥其翼を以て之を覆薦す、姜原以て神と爲し、遂に收養して之を長せしむ、初め之を棄てんと欲す、因て名づけて棄と曰ふ、棄の兒た

りし時、屹として巨人の志の如し、其遊戲は種樹麻菽を好む、麻菽美なり、成人と爲るに及んで、遂に耕農を好み、地の宜しきを相して、穀に宜しき者は稼穡す、民皆之を法則とす、帝堯之を聞きて棄を擧げて農師と爲す、天下其利を得、云々。

此周初の古傳を移して、彼の扶餘傳説に對照するに、頗る酷似する所あるを知る可し、勿論扶餘傳説は換骨脫體の跡あれども、其周傳を加味襲用せしことは略ぼ疑ふ可からず、猶後世の傳なれども、朝鮮李朝の祖先が、咸北の地に發祥せし文獻の如きも、亦周室の古傳を移せし形迹あり、されば古代に於ても決して其類例なしとは謂ふ可からず、殊に扶餘の祖たる貊種族は周代支那内地に住して漢族と接觸せし古傳あれば、旁々右の舊說を耳にせしことある可く、其聞きて興あり又東遷の後南方の傳説其地に入るに際して、遂に混淆を生じ、彼の後漢書以下に見るが如きものとなりしやも圖られざるなり。

次に牧馬、善射の如きは事實滿洲の地にふさはしき話にして、是等は純粹の古傳と云ふ可きか、猶之をして換骨脫體なりと曰はゞ、扶餘傳説は全く絶無となるが故に、此點は保持する方可ならんか。

次に南傳の變形と覺しき吞卵生人説は前回記載の除君の卵生説以外に、猶支那古傳として存するものあれば、次に之を曰はん。

詩經、商頌、玄鳥の篇に曰く。

天命玄鳥。降而生商。宅殷土芒々。

此玄鳥天命を受け、降りて商を生むとあるは、即ち吞卵生人を指せりとの事にて、其事古く箋註に見えたり、然れども詩の全般を知るには毛傳も必要なるに依り、二者共に列擧す可し。

毛傳。玄鳥、鳳也、春分玄鳥降、湯之先祖有娵氏之女簡狄、配高辛氏、帝率與之祈于郊禱而生契、故本爲天所命、以玄鳥至而生上焉、芒々大貌。

茲に「玄鳥至るを以て生る」とあるも其理由は明かならず、故に箋註には次の如く云へり。

箋註。降下也、天使鳳下而生商者、謂鳳遺卵、有禼氏之女簡狄、吞之而生契、爲堯司徒、云々。

古帝命武湯。正域彼四方。

集傳。賦也、玄鳥、鳳也、春分玄鳥降、高辛氏之妃有娵氏女簡狄、祈于郊禱、鳳遺卵、簡狄吞之而生契、其後世々遂爲有商氏、云々。

以上の註解によれば、詩の本文に曰ふ所は、高辛氏の妃簡狄が玄鳥即ち燕の卵を吞んで殷の祖先なる契を生みしことを知るに足れり、猶此事情を判然と示せしは史記の殷本紀にて、彼の條には次の如く云へり。

殷の契は、母を簡狄と曰ふ、有娵氏之女なり、帝馨の次妃と爲る、三人行きて浴す、玄鳥の其卵を墮するを見て、簡狄取つて之を吞む、因て孕みて契を生めり」と。

史記の撰者司馬遷は漢武の時に當る人物なれば此吞卵生人説が、遙か其以前に存在せしことは確かなり、而して文中の有娵國は其註に後の蒲州なりとあれば、今の山西省蒲州府の地なるが如し、已に殷周の古代に於て一の卵生説が存在しそれが斯かる地方に入込みて多少の變化を生ぜしものとするは聊か信じ得ざるが如く、又他に似よりの傳説あれば、寧ろ其方が殷契の吞卵生人説を襲へるやの感を生ず可し、勿論此説が他に傳播せしことは固よりあり得可きことなれども、凡ての卵生説が殷契神話に基くと爲すことは不可能なり、殊に臺灣に於ける生蕃の如く、其

民族上は南洋派に屬し、且つ熟蕃と異なりて漢族との接觸を絶ち、一又ありとするも稀有にて、一偶々知る者は相敵視せる蠻族間に種々の卵生説が存在するを見れば、其根源は確かに支那以外の他地方にありしことを推察し得可し。

右の如く支那古代の吞卵生人説は大抵殷代若しくは周初位に迄溯り得れども、爾後其説は幾分か南方の徐君傳説に緣故を保つのみにて、奥地及び北燕地方に其迹を絶ちしを見れば、他には遂に波及せざりしものか、而して茲に一種の面白味を感じると共に、其傳播の徑路が孰れに在りやを判斷し得ざるは、即ち高句麗傳説に於ける河伯三女の説なり、彼の殷本紀の「三人行浴」とあるは註に「城氏女與宗婦三人浴于川」とあるが如く、三女子河水に浴せし譯にて、東明王篇の三女、清河より出で、熊心淵上に遊ぶ話と相似たり、是等は恐らく南傳ならんが、後世清朝の祖先が祥を長白山に發せし由を記して、其山東の麓に池あり、布庫里湖と曰ひ、天女三人來りて爰に浴す、長を恩古倫と稱し、次を正古倫季を佛庫倫と呼ぶ時に神鵲あり、朱果を銜みて季女の衣に置く、季女之を呑んで身あり、尋いで一男子を生む、生れて能く言ふ、俄に成長して後母の言葉に従ひ、河流に順つて下り、遂に某地に着す、其地に三姓

ありて相爭ふ、天女の子、姓は愛親覺羅氏、名は布庫里雍順、天の己れを生む由を告げて三姓の亂を鎮むと云へるは確かに河伯三女の話を一轉せしものなり、蓋し斯かる民族傳説は南傳か西傳かは猶研究の餘地あらんも、余が之を南傳と稱するは彼の臺灣生蕃の卵生説中にも三女の話あり、又河水湖水等に浴するが如き傳説は氣候關係として南方溫暖地方にあらざれば其感興を惹かず、故に天女の羽衣傳説なども其本源は南洋にありと聞けり、已に斯かる實例あるが故に一方殷の三女河水に浴する古傳ありとしても、右の根源地は依然南方溫暖地方に存在せしものならんと考ふ。猶東明王篇の前段などは、我が日本の古傳が彼地に移りて多少の變化を示すにあらずやと思はるゝなり、今、記紀の神典によるに、天孫邇々藝能命の御子、即ち木之花佐久夜毘賣の産み給へる、天津日高日子穗々手見命が綿津見神の女豊玉毘賣と婚し給ひ、三年の後、一尋和邇に送られて還り給ふ事の如きは彼の河伯女との結婚と多分に似通ひたる所あり、又朱蒙の河水を渡るに魚鼈を橋と爲せしことは、彼の因幡の白兔が鰐魚の群を欺きて、其水上に浮び出でたるを橋となし、隱岐國より渡りし談に類する點あり、其他朱蒙の河中出入は大國主命が須勢理毘賣に

助けられて、媛ヒメの父須佐能男命スサノオノミコトより苦しめられし際、種々の手段を講じて脱せし例に似たる處あり、或は斯かる古傳が海を越へ、陸を傳ひて漸次奥地に進むに従ひ、轉轉して終に東明王篇の如き傳説となりしにはあらざるか、要するに滿洲の地は古傳上より見て東西及び南部の接觸點と覺しき形迹あり、其間に東南部の要素と、西方の要素とを交へて自己の單純なる口碑傳説を潤飾せしやの觀なしとせず、現に支那要素の例としては松讓王の祖先を仙人と爲せしが如き類にて、右は平壤の地を仙人王儉の都城と爲せし談と相似たり、顧ふに斯かる類は古く漢族侵入の結果として其口碑を生み出だせしにはあらざるか。

又高句麗傳説の中には、扶餘王金蛙が石下より生せしとの談ありて、其事は前掲の如くなるが、是等は臺灣に傳はれる石生民族説と相似たる點あり、又朱蒙の子、類利が生前東遷せし父に遇はんことを願うて、其父の埋めし劍の半斷を石下に發見して、遂に父と面晤せしと云へるが如きも、矢張り石に緣故ある事柄にして、或は石生談なぞの再轉、三轉せし間に生せし一例證にはあらざるか、要するに口碑傳説等の分子解剖は眞正面より歴史事實として之を解釋せんとするよりは遙かに有力

の結果を生じて、其間に意外の新事實を發見する媒ちともなれば、其荒唐、無稽に類する點を以て漫りに之を捨つ可きにあらず、又其地の史的事實に拘泥して無理の推測を下す可からず、成る可く周圍の諸民族間に存する事例と對照比較して其正鵠を期すること肝要ならん、余は勿忙の際に筆を走らして此篇を草せし爲め、其志望と實際とは前後相伴はず、又蒙古其他の例を舉ぐる遑なくして遂に本篇を終らんとすれども、最後の一節として以下數のことゝ支那の古傳説の一要素とを述べて擱筆す可し。

十

諸民族の口碑傳説中には種々の數を舉ぐる例あり、現に我邦の神典にも三種の神寶とて三種を傳ふる譯なるが、今前例に就て之を云へば、左の七類あり。

- 一、新羅傳説に六村の名あり。
- 二、加羅傳説に九千、六卯の語あり。
- 三、臺灣傳説に二卯三女の語あり。

四、高句麗傳説に三友、三賢の名あり。

五、東明王篇に三女、三尺、三賢の稱あり。

六、周の後稷の傳に三棄の事柄あり。

七、殷の玄鳥の篇に三女の傳あり。

此中にも多きは三數なるが、此數は果して暗合か、或は一語流傳の結果なるか、世界の各人類間には古今暗合の例尤も多し、學者は却つて之を一物流傳の類となすことあれども實は人智に限りあり、又其發達の順序に同一の徑路あり、故に甲民族の考へ、若しくは發明が乙民族と一致す可き事は寧ろ當然なり、されば前例の如きも之を暗合と見て不可なきが如しと雖も、而も古傳構成の要素、順序等が互に一致する場合は、單に暗合説を以て斷す可からず、然らば其三數は果して何ぞ、彼の支那の三才説は後世哲學的の理窟を附せしものなれば其起源を知る可からず、唯だ我が邦の三寶説は稍々實に近き事例にして、現に南洋ジャヴァ土人の間に三種の神寶と稱するものありと聞けり、併し三寶の如きは之を原始風習とは見る可からず、故に必ずや他の理由ある可しと考ふ。今我が北海道のアイヌ間に存する古傳を

按ずるに、彼等は太古國造神コタンカラカミが其國を構成するに當り、大指を以て大地を畫し、以て石狩川を造り、又其小指を以て別に空知川を造れりとの話あり、是等は如何にも原始的口碑に類すれども、其數の二に止まるは三數の例に供し難し、然らば其三は如何といふに余の不明なる未だ右の資料を得ざるにより、其解釋を他日に譲るも、彼の臺灣傳説の二卵とあるは其男女を生み出す必要に迫れるものなれば、三數も恐らく斯かる例より來りしに相違なし、次に加羅傳説の六卵、九千等の數は三の二倍、三倍より來れるやの觀ありて、是等は已に支那思想の加味されし有様なるが、此點より見れば、新羅傳説の六村即ち六數の如きも亦同例と見て大過なからん、猶此ことは金の女眞傳とも一致する所あれば、旁々以て尙廣く比較、對照する必要あらん唯だ余は時日の迫れる爲め暫く之を省略す。

最後に支那古傳に就て一言せんに、彼の漢族の口碑中古く詩書に載する分は別として、後世緯書、小説等の類に記する所は那邊迄之を採る可きやは頗る疑問と爲さざるを得ず、何となれば右は當時の古傳を錄せしや、將た想像、若しくは歴史小説の類を掲げしやは一向判然せざればなり、併し漢魏時代迄の分は如何にも古習味

を帯びたる所あり、又自己の製造にあらずして世上の傳説を記せしやの觀あれば、
先づ此類を土臺として其略を記す可し。

六四

支那の古傳を漢時に至つて表現せし分に武梁石壁の彫刻畫あり、其圖中の種類
は一ならざれども、彼の伏羲、女媧の合體と稱するものは、人身龍尾の結合體にて、外
に三皇と云へるは雲車に乗り、六羽に駕して谷口を出づるあり、此伏羲以下三皇の
説は夙に周代の書に見えたれば、其傳の古きは確かなれども、伏羲、女媧の人身龍尾、
即ち蛇身、人首と云へるは不明なりしが、漢代已に此例を示すを見れば、恐らく斯か
る形體説は其以前よりありしならん、隨て補史記に見えたる、神農氏の人身牛種説
も同一と思はるゝが、元來萬物の靈と稱し、神人一體を理想とせし漢族の間に於て、
各古聖人の異相、異形を説くに當りて、人獸一體と爲すが如きは如何にも不可解の
點と云はざるを得ず、されども余は此古傳は寧ろ實際に近きものと認め、其間に往
時を窺知す可き興味ある事例を徴し得可しと信するなり、其故何ぞと曰ふに、彼等
漢族は他民族と同様、一の牧畜時代を経過せし事は明かにて、此事迹は彼の儷皮を
以て禮と爲し、又犠牲を養ひて以て庖厨にせし事例以外に一方文字の研究を試む

れば自ら理解し得可し、又殷周の史を按ずるに、當時帝王以下諸侯の間には所謂園
囿なるものありて、常に其中に鳥獸を養ひ、又他地方にありて其臣禮を執るものは、
珍禽、奇獸を得たる場合に多く之を貢獻せしことあり、右は後世より見れば、一種の
動物園なれども、其本源は恐らく犠牲を養ふに庖厨を以てする趣旨に出でしなる
可く、隨て四靈、四神の如き瑞獸、神禽の説も其間に生ぜしならんが、要は牧畜時代の
變形、遺風に過ぎずして、後世は經濟關係の爲め遂に其園囿、即ち禽獸園は廢滅に歸
せしが如し、然れ共以上の社會進化、又は人智向上の域に進まざる間は却つて人獸
の親みあり、又之なくんば日々同族生活の道を絶つが故に、勢ひ彼等を愛撫、保育す
る風習あり、其結果として、人獸合體の古傳をも生ぜしならんと考ふるなり、猶周の
后稷傳説に三度之を捨つるも禽獸、保育して害せざりしと傳ふるは矢張り斯かる
實際上の思想より生ぜし神話なる可し、勿論支那傳説も時代によりて變化あり、伏
犧、神農の人獸説は其發生較や古く、殷の玄鳥、周の棄子説は其後の例なるやも量ら
れずと雖も、さりとて右を目して原始説とは曰ふ可からず、恐らく其間に一二回の
轉變はある可し、殊に殷傳の玄鳥卵生説は已に他傳が流入し來りて、一方支那思想

と密着し、茲に變化を生ぜし形迹あるが如く、又反對に外來の古傳が支那傳説を變化せし事例もある可し、故に右を分解して、更に比較推考することは此種の研究上尤も必要の點なる可し。

附言 東明王篇の中に、柳花が左腋より一卵を生むと云へること有り、是等は印度傳説に似たれども、類似の談は猶臺灣生蕃の古傳説中にも見ゆ、而して支那は漢時の風俗通に類似の例を載せたれば、今其文を次に擧ぐ可し。

楚の先は帝顓頊より出づ、其裔孫を陸終と曰ふ、鬼方氏に娶る、是を女漬と謂ふ、蓋し孕んで三年にして育せず、其左脅を啓いて出づ、其右脅を啓いて三人又出づ、其六人目を季連と曰ふ、是を芋と爲す、其後鬻熊子と云へる有り、文王の師と爲る、成王文武の勲勞を擧げて、而して熊繹を楚に封ず、云々。

右によれば支那にては單に左腋のみならず、同時に其右腋よりも生み、又一人にあらずして六子なりしが如し、是等は先づ奇想天外と謂ふ可し。

次に周の後稷の傳に、其母姜源が野に出で、巨人の蹟を踐んで孕むとあり、斯の巨人迹の解は古來嘗てなしと雖も、日本の口碑には一の「ダイダラボッチ」と稱す

るものあり、所謂泰山を挾んで北海を超ゆる程の大人物なるが、其もの各地を往來せし談を傳ふ、顧ふに周代巨人の傳説も或は右類似のものにはあらざるか、又常陸古風土記には貝塚時代の人物を足長と云ひ、其小便を爲せし迹を現在の池なりと説きたる例あり、是等は右の「ダイダラボッチ」よりは小なれども、周の巨人は更に之よりも遙かに小なるが如し。されば巨人談は寧ろ東海の端なる我が日本を以て最大のものと爲すが如し。

以上は本文中に漏らせし爲め、茲に追記せし次第なり。

(大正十五年一月雜誌滿蒙掲載)

南北滿洲の古蹟巡り

南北滿洲の地は、其氣候なり、交通なり、其他住民の數なり、富の程度なりが、凡て北方よりは南部の方が勝れて居るから、隨て吾等の調査する古蹟名勝等の如きも、其南部は、北部に比して遙かに其數も多く、又見る可き價值も多からうと云ふことは、誰人も氣附く所である。併し其土地の廣漠無限の有様や、又は古來異民族が入れ代つて、其爭奪の激しかつたことは、寧ろ南方よりは北方の方が多く、其結果として今日に遺つて居る古蹟の類は、逆も南方に見られぬ點が往々にある。勿論是等の點は、豫め歴史上から想像することも出来るが、併し豫想だけでは何にもならず、又實際に當つて見れば、豫想以外の例も多數にある。それで余は大正十一年の初夏即ち五六月の頃に、約四十日以上を費して南部滿洲の地を調査し、十二年秋は、更に

奉天以北、哈爾濱東部の地點まで實見して來たから、茲に其主なるものを申述べて、聊か御參考に供せんと欲する。固より極めて大體の分に過ぎないけれども、南北滿洲の遺跡を比較する上には、幾分か御役に立たうかと思ふのである。

一

南滿洲の北部は、清朝の初期に當つて、一の政策上禁野の令を發し、絶対に外人の入境を嚴禁したことがある。之は滿洲の鎮國令とも云ふ可きもので、其目的は種種の點にあつたが、表面上は、滿洲朝廷の發祥地であるから、外人に其境内を汚させぬ爲めと云ふことになつて居つた。勿論日本の如き島國であれば格別のこと、斯かる廣大なる陸上の地域を封鎖すると云ふことは到底出來得可き次第でもなく、又何時となく、グヅ／＼の間に其禁が緩んで、滔々と漢民族が入込んだが、何にせよ、一時は嚴重に其手段を執つた爲め、滿洲の地は、全く草茫々たる原野に化したと云ふことは少しく滿洲事情に通ずるものゝ能く知る所である。又右の開禁後は、單に滿洲の地のみならず、彼の蒙古の未墾地までも開放せしめたる爲め、開原以北の

地が漸次に開墾されて、今日では、滿洲の地域に編入されて居る所から、世人は最初より滿洲領のやうに思つて居るが、其實、長棚以西の部分は蒙古地で、今でも其中には王領が幾らもあるから、昌圖以北の地には、往々蒙古王の租稅取立所が、其都市の中に置かれてある。此蒙古地に漢人の入込んだのは、大抵嘉慶道光以來であるから、今より百年前後に過ぎないけれども、案外に好く開墾されて居る。併し支那人側の記録によると、此百年の長月日に比して、入境者の數が極めて少なく、其富を得ることが容易で無い爲め、茲に始めて馬賊と云ふものが起つたと書いてある。是等馬賊の起源などは暫く措くも、此禁野の令と開放の時期との外に、南滿の北部と北滿地方とは、元來如何なる文化上の經過を示して居るか、又現在の有様はどうであるか、是等の點に對しては、案外世人が無頓着の爲め、一向に詳しくことは判然せず、已に近代の事柄すら、右の通りであるから、太古以來の古蹟などは、今日の居住者なり、漫遊者なりの念頭には、全くなしと謂ふも可なりとの状態である。されば斯かる時に際して、余の談話を試むるは、多少御參考にもならんかと思ふのである。

南滿洲の北部と北滿洲の南部との間には、元來如何なる文化の迹が遺されてあるかと云ふに、今之を民族上より觀察すれば、大略二つに別つことが出来るのである。其第一は、

漢族以外の分

で、此中には先史民族即ち石器時代の住民もあれば、又遼とか金とか云へる民族の分もある。次の第二は、

純然たる漢民族の分

で、其外に蒙古族の分も幾らかはあるが、それは餘りに微弱であるから、姑く除外することゝする。

次に前條二つの古蹟を、更に時代の上から論ずれば第一なる漢族以外の分が、遙かに古き類多くして、漢族の古蹟は、割合に新らしき方に限つて居る。次に之を地理上より見れば、漢族關係の諸遺跡は、概して開原以南の地に多く、彼の漢族以外の

分は、其南北を通じて最も廣く分布して居る。今之等の遺跡類を細大漏らさず詳説することは、逆も短時間の許さざる所であるから、單に其中の主なるものゝみを選び、申述べることにし、他は全部省略する事とする。

三

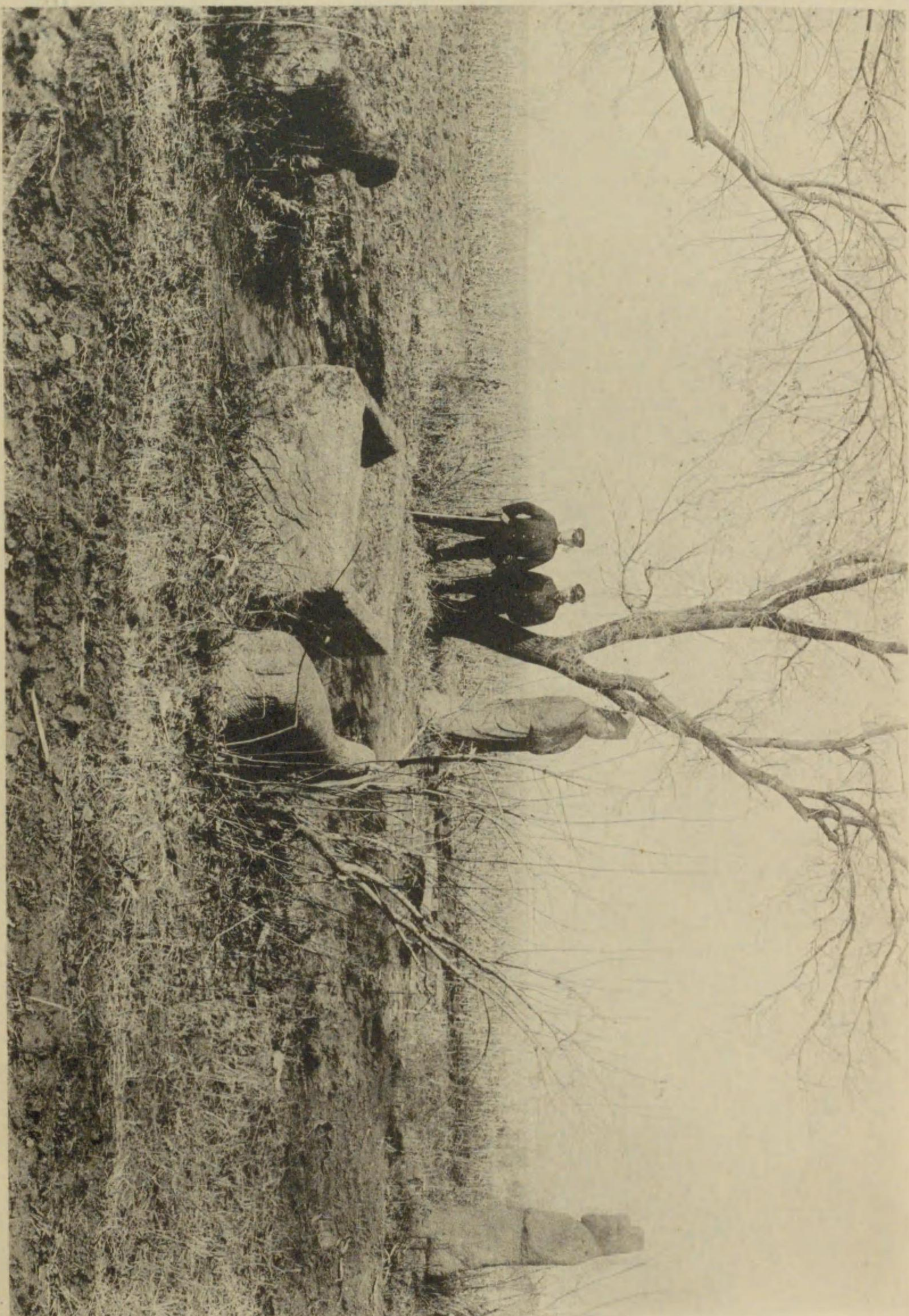
現在滿洲、若しくは東部蒙古地方に存在する諸遺跡は之を地理學上より見て、舊滿洲族、或は蒙古族の分と稱するも差支へなき様であるが、元來此蒙古とか、滿洲とか云へる名稱は、歴史上其年代が割合に新らしいのであるから、其新地名を以て古民族を説くことは、何うやら現在の住民とか、地域とかゞ一致する様な感じがして、頗るまぎらはしいから、之は避けた方がよいと思ふ。又民族の移動と云ふものは、古代爭奪の熾んな時程烈しかつたのであるから、其東西南北の境界は、古來幾變化をしたか知れず、それを現在の地名に當てゝ説くことは、余の任務でもなく、又紛らはしいから省略するが、殊に滿蒙族など云ふ言葉を使へば、凡て今の滿洲人、蒙古人の如き感想を與へる爲め、余は之を止めて、其漢族以外の分は、暫く東北民族と云

ふ名稱を用ひようと思ふのである。

七四

此東北民族の中には、古く石器時代の民族を含む譯であるが、此人民に關する調査上、今回二つの面白き點を見出したから、以下其事を申述べよう。第一は遺跡地の新發見

從來南滿洲北部の石器時代遺跡としては、單に長春の東方三里餘の地點に在る石碑嶺と云ふ所だけで、其他は一向に見當らなかつたのである。之は全く探鑿する人物がなかつた爲めでもあるが、さりとて之だけで民族論などを述べることは随分危険でもあり、又事實物足らぬ心地がしたのである。然るに今回は圖らずも公主嶺の東方石人頭と云ふ所と、郭家店と云ふ所又泉頭驛の近所と、今一つは昌圖城の西方泡馬城と云ふ所の四ヶ所で、石器類を見出したのであるが、是等は如何にして發見したかと云ふのに、石人頭の分は、豫て當地方に、最も傑出した作柄の石人が二體、其他石羊の類が二個存在して居ることは、今より約十年前の讀書會雜誌に出て居るので、それを見たいと思つて、昨年博物館の出張で彼地に赴いた時、公主嶺で之を聞合せた所、頗る不便の箇所、馬車は通せず、又實見者の案内でもなければ、



昌圖縣

公主嶺東方石人頭と羊石

容易に判然せずのこともあり、殊に酷暑の際であつたから、其穿鑿を見合せて
が本年は大抵其地點の見當もつき、又馬車が行くとのことであつたから、調査に赴
いた所、極めて雜作なく、石人地に到達した、要するに、右は公主嶺から東南方に當る
山地にて、其間に三つの臺地があり、それを横切つて行くと第二番目の丘陵を越え
た南面の坂路に石器時代の遺跡が存在して居るのである。(石人頭之地)茲では立
派な磨製石斧や、打製の小石鏃を拾つたが、來春になつて土地を耕作する際などは、
恐らく多數に出て來るだらうと思ふのである。已に斯かる有望の地が発見され
たと共に、此地方は、尙近傍に同遺跡が散在する模様であるから、將來滿洲北部の先
史民族を研究する上には、非常な助けとならうと思ふ。是等は、普通人士には左程
要なきものなれども、歐米の學術進歩は其道の熱心家が多き結果であるから、我が
邦人とても、單に金取主義、娛樂主義ばかりでなく、間接に、自己が國家の爲め學術の
向上を圖る積りで、斯かる遺跡の探查を心掛けて頂きたいと思ふのである。余は
右の發見品を公主嶺の滿鐵事務所で諸子に見せた所が、所長代理の杉野宗太郎氏
が、自分も斯かる趣味は夙にある爲め内地では時々採集したが、此地方に來つて後

昨年家族會を郭家店の公園地で開いた時、圖らず其地域内で石斧を拾つたことがある。若し參考ともならば差上げんとて、余に贈られたのを見ると、夫れは打製の立派なものであつた。其後余は泉頭驛に赴いた際、此驛裏を近く東西に走つて居る長柵を調べに行つたところ、其處には當時の烽火臺などもあつて、頗る面白かつたが、其南面の樹林は、時恰も紅葉して景色云ふ許りなく、其下に清流ありて、如何にも畫のやうな有様であつたから、夫れを見に行く途中にて、二三個の石器を發見したが、此邊も、恐らく遺跡に相違ないと思ふのである。又泡馬城子は、昌圖城の西方に當る古城蹟である爲め、其城蹟を見に行つた所が、圖らずも城内の畑で、玉質の彫刻物や、石器の破片などを得たのである。元來滿洲に於ける石器時代の遺跡は、北方は撫順邊まで處々に點在して居ることが知れ、其北方は、鐵嶺邊が少しばかり判つて居るばかりで、其先は、直ちに飛んで石碑嶺の分に限つて居つたのである。然るに昨余年は奉天の東陵裏で、新たに遺跡地を見出したが、今回は圖らずも大缺乏を感じて居つた公主嶺から、昌圖邊の遺跡、遺物を發見したのは、最も喜ばしいことと思つて居る。内地では小中學校の先生達が、遠足や運動を兼ねて、生徒同行の上

遺跡地を探り、又遺物を採集する所から、小さな子供でも、石器、土器のことなどを能く知つて居り、又小學校の教科書にも、之を載せて居る爲め、大抵は了解をして居るが、滿洲邊では、堂々たる大人でも、石器のことなどは一向に知らぬ連中が多く、隨て斯かる趣味もないが、夫れでは餘りに内地との知識程度が懸隔するから、無理には申さぬが、多少注意位はして頂きたいと思ふのである。第二は

先史民族と地理上の關係

で、之も一應は知つて置く方が利益であると思ふから、序に一言することゝ致さう。從來先史人類の研究學者間には、滿鮮から日本の或る地方にかけての石器時代民族に對しては、扶餘説を主張する者がある。其説の當らざることば幾度か余の主張した所であるが、何にせよ、扶餘の根據地と認めらるゝ長春の西北方、農安地方の狀態を明かにしなければ、其所見を徹底することが出來ぬから、今回の旅行を幸ひ、彼地をも一見して來た譯である。この結果として、二様の真相を確め得た爲め、余は之を喜んで居るのであるが、次に夫れを一言しようと思ふのである。

其一は長春、農安間、百四十清里の地形と、地質とが、日本などと違つて居る點であ

る。今之を申述べんに長春、農安間は、我が邦の關東平野などと同様、一の平原と謂つて宜しいが、其實この地域は、蒲鉾形の丘陵が、東北から西南の間に走つて居るので、之を横に切つて行く譯である。次に農安から東清鐵道の密門までは百清里ありて、此間は極めて低い段々形を成して居るやうに見える。併し實際は、矢張り緩傾斜の丘陵が走つて居るのであらうけれども、歩いて行く感じは、低い段々の地を登つて往く様に思はれる。されば農安の東方と、南東間とは、俱に臺地は横はつて居るに違ひないが、其高低の度は、大分に異なつて居る。併し地理學的に云へば、一の平野には相違あるまい。夫れで此農安を根據として居つた民族を始めて世に紹介したのは支那の三國志であるが、其の民族は即ち扶餘であつて、右の記事を取ら後漢書の方を見ると次の如くに書いてある。

於東夷之域最爲平敞、土宜五穀、出名馬、赤玉、貂、豹、云々。

茲に平敞とある。敞字は説文に「平治高土、可以遠望也」とあつて、小高き所を平らかにして遠望に叶ふやうにした土地を云ふのであるから、前條の地形と一致して古く其眞事實を傳へたことが知れるのである。なほ少し詳しく御話すれば

農安の南方には、新開河と云ふのが東西に流れて居り、また其東方には伊通河が南北に流れて居て、前の新開河から農安までの間は、多少の勾配はあるかとも思はれるが、大體は數里の間眞平であり、また東方も、農安から日本里數五里許りの地域は矢張り一樣の平地である。夫れで農安は、此平地に對して、西北より東南に向つて突出した所の、一本の丘陵で、都城地は古來其南端の展望地に造られたわけである。已に斯かる地形であるから、古代に溯れば、溯るほど、周圍は水地の爲め、勢ひ人類居住の箇所としては、今の都城地か、或は其西北方を選むより外に、適當の箇所がないのである。されば扶餘族は勿論のこと、其以前に居つたと云ふ穢民族でも、また後世の諸民族でも、一の都會を形成す可き場所は、現在の城地以外には出なかつたことが、能く判るのである。而して此農安を中心として、四方數十里の間は、彼の長春でも、哈爾賓でも、皆夫々に臺地があるから、農安附近四五里間だけを別として、他は日本や朝鮮や、又は南滿なぞの例から見ても、確に石器時代人民の住居に適して居る土地と見なければならぬのである。併しながら、此地方の斷層を見ると、孰れの箇所も、一丈や一丈五尺は凡て土壤だけで、岩石と云ふ物は全くなく、二丈内外に至つ

て、始めて岩石とも云ふ可きものが露出して居るけれども、夫れとて極めて柔き塊りで、器物などに造れる性質ではなく、其外に堅硬な岩石類は全く絶無である。故に此地方は其地形上、石器時代の遺跡がありさうに見えて、其實は絶對に存在はして居らぬのである。されば地形上から遺跡の有無を論じた觀察は、今より見れば、或る範圍に限られたもので、一般の例にはならぬと云ふことが、此北滿の南部を見て、始めて發見せられた譯である。

第二は、以上申述べるが如く、彼の穢民族でも、扶餘族でも、又後世入込みたる遼でも、金でも、元でも、是等の諸民族は全部金屬使用の民族であつて、決して石器時代の住民ではなかつたと云ふことが、岩石絶無の自然状態から見て、充分に之を證明することが出来るし、また斯かる時代の遺跡と云ふものは、今日一つもないのである。また右と同時に、此地方の住民は古來農業を行つて居つたことが想像される。何となれば、一方に水利の便があり、また地味が膏腴であるから之を利用しない氣遣はないと思ふのである。蓋し農業なるものは、經濟史の上から見れば、狩獵時代の後に牧畜時代を置き、更に其後に之を置けども、考古學上より云へば、農業は石器時

代よりあれば、農業と石器とは、其時代を別つことは出来ぬのである。而して此農業を中心として、其附近に住居せし古來の諸民族は、前述の如く、金屬時代に入りしものにあらざれば居られぬ状態の地であり、隨て扶餘の如きも盛んに農業を營んで居た爲め、後漢書に五穀に宜しと書いた譯であらうと思ふのである。

以上の如き實狀であるから、滿鮮より、日本の一地方に分布して居る先史民族に對する扶餘族説は、全く架空の想像にて、何等の價値なきものと云つて差支へないのである。是等は、一般の人士に取りては、どうでもよい様な問題であるが、學問上より見れば、大切な事柄であるから、一言した次第である。先づ石器時代の分はこれ位に止めて、次に他の古遺跡のことを申述べることにしよう。

四

石器時代の御話は先づ右の邊に止めて、次に其以後の事柄を申述べん。

滿洲の地に存する遺跡、遺物は、其先史時代に屬する分を除きて、他の類に就て之を其住民に問へば、必ず高句麗族の遺せしものなりと答ふ。此點は奉天以南と其

以北との區別なければ、先づ滿洲通有の口碑と見て宜しからうと思ふ。隨て公主嶺の東南方面にある石人でも、また哈爾賓の北方に存する石人でも、俱に高句麗人のものと稱して居る。又右の石人ばかりではなく、其南北各地に散在する古城郭の如きも、矢張り大小高低の別を問はず、總べて高麗人の築造したものと呼んで居る。併し實際は遼時代のものもあり、又金時代の類もあり、其他元、明時代の分も交つて居るから、世の研究者は、其傳説を離れて觀察を下さなければ、大なる誤謬に陥る恐れがあるのである。それで細かい點は一々茲に擧げる譯にはゆかぬから、其中の重なるものを二三取出して、次に御話致さうと思ふのである。

第一 金の上京

金の上京は、普通に阿什河^{アシホ}の白城と稱して居る。此城は今の哈爾賓の東南方に當り、浦潮線にて行けば約一時間半許りにて阿什河驛に到着する。此驛で下車の上、更に西方の低地を通過すれば、臺上に現在阿城縣の縣城がある。之より又南すれば、約壹里半許りにして白城の北門に達す。但し門と稱すれども實際は門ある

にあらず、又礎石あるにもあらず、單に土手を設けずして通路に當てただけのことである。蓋し此城は古來學者の間に衆説あつて、寧古塔紀略扈從東巡日錄盛京通志、大清一統志等は、皆今の寧古塔の東南なる、俗に東京城と呼ぶものを以て上京と斷定して居る。併し此東京城は、唐時渤海の割據した上京、即ち龍泉府に當るもので、金の上京ではないのである。次に今の阿什河の白城を以て、金の上京に當てたのは、第一が吉林外記であつて、其記事によれば、當城は方四十清里、城壁の高さ一丈餘、濠の深さ六尺許り、東西南北に各々一門あり、中に小城及び宮殿の故址ありて、其城址より發掘する遺物は尠なからずと云つて居る。今參考の爲め其文を一讀しよう。

阿勒楚喀城^{アリチュカ}之は今の阿城縣城を指せり、南二里許有金顯祖建都故城、俗稱白城、有謂爲五國城者、誤、方四十里、高丈餘、城濠深六尺許、東西南北各一門、內有小城及宮殿舊址、該所居民嘗挖得金玉銅磁諸器及古銅錢、現在猶有在之者、該處仕官住宅、脚石、及鋪街石板、凡有彫花文者、俱由此城携去、今過此地、滿城稼穡、一望荒涼、西門外二里許、有土崗一坐、高丈餘、相傳爲點將臺云。

此文によれば、當白城は金の顯祖の築造にて、其大きさは方四十里とあれども、實際は城の前半部と後半部とは其大きさに相違あり。併し村民の談によれば、城は直徑八里ありと云ひ、又方形なりと云へば、前掲外記の文も、想ふに其概數を擧げたものであらう。(但し四十支里は、日本里數六里廿四丁に當り、又方八里宛なれば、四八、三十二里となりて、五里十二丁となるなり)又茲の城壁は全部土居にて、高さは所によりて不同ではあるが、余の目測によれば、最高三間位なれば、外記の文は丈餘と云ふは、略ぼ當れるやも知れず。而して裾の幅は約十間位あり。(但し所によりて狭き部分もあり。又内に小城ありと云ふは今日不明ではあるが、城内の前半部には縦横に土手を設けて、相互の區劃を示して居るから、或は斯かる類を指したのではあるまいか(それとも古く取去つたのかも知れず)又宮殿の舊址と云ふのは、今日金鸞殿迹と稱するものに相違なく、又其邊に古く金玉銅磁器の類を掘出すとあれば昔時は往々右の發見物もあつたに違ひはないが、現今は特に大發掘を爲せば格別のこと、單に表面だけでは斯かる品を得る事は六ヶしい様である。余は城内の村民からシャーマン教の神像や、宋代の古錢を買取つて歸つたが、其中の神像は、哈爾賓

の露西亞人が時々來つて採集して行く爲め、哈市の文化研究所には十數個陳列してあり、又村民の手にも殘つて居るが、それ等は餘り高價を唱へるので止めた次第ではあるが、何にせよ、此多くの神像發見によつて、當時の金人は熾にシャーマン教を信仰し、各自の胸間には概ね此神像が垂下されて居た有様が、何やら目前に髣髴する様な氣持がするのである。次に古泉は余が求めた品も、文化研究所にあるものも、共に宋錢に限つて居るけれども、露人の記録中には、金代の錢も出て居る様に書いてあるから、稀には右の類も出ることがあると見える。

次に當城が金の上京であるか否かは前述の如く、古く紛々の説が起つたのであるが、それが今日當時の上京たることが不動の學説となつたのは、一に城内發見の碑文に基く譯であるから、左に其次第を一言しよう。

當白城の西北、即ち南門の右方に古寺の廢墟と稱する地點があつたが、先年此箇所から、一の古石碑を發掘した。其碑石は六角形にして、高さは五尺餘あり、各面に文字を彫刻してあつたが、其標題には、

上京寶勝寺前管内都僧錄寶嚴大師□塔銘誌と記してあり、又其終りには、

大金大定二十八年歲次戊申月丙午日壬辰云々

八六

と彫つてあつたので從來紛々たる説は皆消滅して金の上京たることが確乎不動のものとなつた譯である最初此碑文は村民が掘出して置いたのを今の哈爾賓の滿鐵公所長古澤氏が幾度か彼の古城址を尋ねられた爲め其貴重な資料たることを知つて買取らうとしたが阿什河の警察署長がそれを持行かれては當城の證據がなくなるゝとて警察署に保存したいと云ひ又一方では往年東京帝大の白鳥博士が此城を調べに來られた際發見したものだとも云つて居るが何にせよ其碑文の世に發表せられたのは全く白鳥博士の功であるから其勞は深く多とせねばならぬ。右の古碑は今日警察にもなく又何れに持行きしか其先も不明であるが萬一再び所在を失する様な事があつては實に遺憾千萬であると思ふ。猶金の上京説に就ては他にも説く可き點はあるがそれは凡て省略することゝするも何にせよ今の哈爾賓地方の發達は其源を此白城に發して居り又大遼の契丹族と滿洲の女眞族とが其居住區域の分界として居たのは今日の松花江であるが其双方の接觸地は、一に此白城と其對岸の西方とであるから其民族關係を知るに就ても當城の

ことは又必要と謂はねばならぬのである。先づ白城のことはこれ位にして次に八面城のことを御話致さう。

第二 遼の八面城

八面城と云ふのは、四平街から鄭家屯に行く間の大驛で、現今の所では實に唯一の古蹟として、尤も珍重す可き大城の存して居る所である。扨て此地を八面城と云ふのは如何なる譯か、右の名稱に就ては何の書にも其説明が書いてない。隨て此名稱は其城が八角であるから八面と呼ぶのだらうと云ひ、又其地の土地通は往年此城迹から八面石を掘出したことがあるから、それで八面城と唱へるのであると云ひ、各々自ら想像上の解釋を下して居るが、余の調査した所では、此城は方形であつて八角形にはなつて居らぬ。故に八角八面説は當らぬが、さらば一方の八面石云々は如何と云ふに成程其石は先年掘出されたことはあつたが、併し別に人々が尊重する風もなく、現に二三年前迄は、此市街に在る關帝廟脇の井戸側に、繩の鍾りとしてコロがしてあつたと云ふ位であるから、其粗末に取扱つたことは能く知

れるが、元來城の名稱にまでした位の石ならば今少し大事にしさうなものでもあるし、又八面城の名は、此石の發見以前にあつた様でもあるから、此説も容易く信ずる事は出来ぬのである。然らば如何にして其名が起つたかと云ふのに、之には他の點を調べる必要がある譯であるが、今此八面城を中心として、其四方の古城址を探つて見るのに、其西方には四面城と云ふのがあり、又南方には一面城と云ふのがあり、其他東方には三面城と云ふのも存在して居る。余は此中の一二を調べて見たが、彼の一面城と云ふのは、單に一方だけに城壁の土手が存じて居り、三面城と云ふのは其三面に城壁が存して居た形迹が見える。されば四面城は無論四方の城壁が現存して居た爲め、其名を附したに違ひはないが、已に四方の三古城に就ては、凡て城壁上より命名した迹が歴然たる以上は、此八面城の如きも、無論城壁の土手から名づけたものを見ねばならぬ。併し前申述べた通り、八面城は元來四方形の城であるから、四方皆存して居ても、單に四面に過ぎぬのである。故に其解釋がつかぬ爲め、最初余は前の一面城、三面城、四面城の三者の數を合して此大城に附しそれで八面と命せしにあらすやとも考へ、又四方八達と云ふ意味にて、斯く名づけし

にあらすやとも稽へたのであるが、斯かる解釋は頗る窮窟でもあり、又コジつけの樣にも思はれるから、皆捨てゝしまつた。然らばナゼ八面と云つたかと云へば、之には二様の解釋がある。其一つは當城が最初二重城郭、即ち内グルワと外グルワと、大小二重の郭ありし爲め、其名を生じたのではないかと思ふ。勿論今日は其一方を失つて居るから、現在では八面とはならぬが、此二重郭の城は、往々世に存在して居る。現に奉天城の如きもそれであるが、朝鮮の開城なども二重である。(又前掲金の上京もさうらしいのである)故に先づ斯く考ふことが最も穩當ではあるが、猶他に一つ推敲の餘地がある。それは現在の八面城を見ると、其城壁は南北の一部と、東方の大部分とが遺つて居る。併し古き時代には四方の門迹以外は、全部存在せし爲め、其各面の數を取りて、八面城と呼びしにはあらざるか、顧ふに八面の名は恐らく右二者の孰れかを出でざる可しと思ふのである。先づ名稱論はこれ位にして、次に當城の記錄上に見えたる例を一二述べよう。

昌圖府志を見るに、當八面城に就て次の如く記して居る。

八面城。今照磨分防處。府北一一〇(清里)

週三千六百步、舊分四門、今則瓦礫尙存、道光中土人掘地得八面石碣、字跡模糊、不可辨識、城之得名蓋於此也、又於西北隅掘得銅印一顆、篆曰混里海巴哈、靺鞨印、旁鑄大定七年內府監造。

此文によれば、八面城の名は矢張り八面石の發見に歸して居るが、其ことの當らざるは已に前述の通りである。又銅印のことは改めて後に云ふ可し。又同條石佛の記事を見るに、左の通り書いてある。

娘々廟屯。府北。

昔有人、於八面城中、得一古石佛、其年代亦不可考、又土人耕地每獲高麗錢、或崇寧古錢、以及瓶罍等物。

以上の文だけでは、此八面城の創始を知ることが出來ず、又當地方は、元明以來久しく蒙古の地域に屬して居たから、彼の通志などにも載つて居らず、頗る其解釋に苦しむ譯であるが、幸なことには、發見遺物によつて之を判斷することが出来るから、次に其點を申述べよう。

前文中に擧げた、『大定七年內府監造』の銅印と云ふのは、其印面の『混里海巴

哈』と云ふのが如何にも滿洲語の様である、勿論言葉の意味は不明であるけれども、其年號は確かに金代のものであるから、當時金國の役人が、城内に居た事は明かであり、又歴史に傳ふる所の宋の徽宗、欽宗の二帝が、捕虜となつて北方に送られた時には、一時當城内に置かれたとの説もあるから、金代に一の都城であつたことは、疑問の餘地がないと思ふ。併し猶其以前は如何と云ふに、松井文學士の説によれば、此城は遼の韓州の治所と覺しく、其理由は東三省輿地圖說中に、道光元年吉林將軍富俊が、八面城にて掘出した銅鏡の背面を見ると、それには『韓州刺史』と云ふ文字が見えて居る。故に當地は遼の韓州に相違なしとのことである。而して遼代説は、なほ石佛發見の條に高麗錢が出ると書いてあるから、其種類によつては、之も一の證左となる。今右の二事實を合して見れば、當八面城は遼代に韓州と云つた土地であり、其後金の時代にも其治所を置きしことを知るに足る譯であるが、先頃余の調査した際には、城の中央に在る玉皇廟の近傍にて、繪高麗と稱する陶器片及び白磁の立派なる破片を始め、其他碧瓦片や、宋代の『天禧通寶』等を採集したから、前説は益々確實性を帯びて來たと云つて差支へはないのである。又昌圖府の

西方四十清里の地點に在る、紅石槽と云ふ所は、其土地の石廟中に一の石槽がある爲め、斯く名づけたらしいが、其記事を見ると、

石總剝蝕、上有大韓二字、餘不可辨、土人均呼以韓神廟云。

と書いてある。顧ふに是等も遼代の遺物にして、其韓州と稱した頃、右の州内に屬して居たが、或は其州人が納めた爲め、斯く刻したものであらうと思ふ。又當城現在の有様は、其東方の土手が如何にも立派に残つて居り、又濠も深く且つ大なりしことが、能く知られるし、又土手は其南方にも東方より折れて少しく存在し、其北方にも残つて居るが、城内は大抵畑となつて居り、唯だ北方に農家が大分に建て列ねてあるが、遺物としては城内到る所に古瓦片が散亂して居る外に、諸所の道路の斷面には、深く多數の遺品が包含されて居るし、又玉皇廟の邊は、最も優秀の品が存在して居る様である。故に少しく大發掘をしたならば、必ずや驚く可きものが發見されるに違ひないと思ふ。先づ當城のことはこれ位にして、次に蒲河城の有様を一言して本講を終らうと思ふ。

附言。此八面城から掘出した八面石と云ふのは、單に其上部だけで下部は全く

缺損して居るのである。それで之は何であるかと云ふのに、表面の文字が全部磨滅してスベ／＼に見えるから、何だかサツパリ分らぬけれども、其上部には横に帶を示して、それに唐草様のものが彫つてあり、又其下の文字かと思ふのが梵字らしく、又其石質が石版石で、他の陀羅尼塔經の例と一致して居るから、余は各方面より推測して、唐以後暫く行はれた陀羅尼塔と信じて疑はぬのである。

第三 明の蒲河城

奉天以北の地には、遼金時代の古城迹と稱するものがまだ幾らもある。併し之を地理學的に云へば、其遼時代の城迹は、主に滿洲の西方に分布して居り、又金時代の分は、主として其東方に散在して居る。勿論金は遼を亡ぼして其領土を取つたから當時の都城地に、金代の人民が住居したことは勿論のこと、其城郭を修理改造した類もある様であるが、概して言へば、前述の通りである。而して是等の古城郭から發見する品に因て、二時代の文化を證明することは、頗る興味もあり又有益でもあるが、それは暫く他日に譲つて、茲には明代に屬する蒲河城のことを御話申さ

うと思ふ。

九四

元來奉天や、鐵嶺など云へる有名の都城地を措いて更に中間地帯の一小古城址を述べると云ふのは、何の爲めかと云ふのに、之は大に理由のあることで、或は高句麗時代の新城と稱するものではないかとの疑問がある。若し右が愈よ確定すれば多年歴史上の疑問を決する媒ちともなりて、大に興味を増す譯であるから、以下其現状と記録上の一端とを申述べて、更に余の所見に及ぼうと思ふ。

奉天の北方なる第二驛目を、虎石臺と云ふ。此驛を出で、東北方に進むこと約壹里許りにして、大古城子と云ふ村落がある。それを過ぎて更に東北に進むと、隣村に小古城子と云ふのがある。此村落は、別段城郭と思はれるものは無いけれども、別に上堡、下堡と云ふ名で呼んで居るから、古く其圍ひの有つたことは間違ひなからうと思ふ。此二村を過ぎて、復た東北方に進むと、半里許りの地に、黃家河子と云ふ村落がある。此處は其河流を挟んで、柳樹が高く聳え樹ち、數丁の間左右に連なつて、人家が其河の南北に隠見する有様は、如何にも風趣があつて、春夏の候は一段の眺めを呈するであらうと思はれる。此村を過ぎて東北行すること、約壹里

許りにして、右方に岩石露出の山があり、其山の手前にて、少しく北寄りの地に、所謂蒲河城がある。現今此城内には村落があつて、城郭は一の村圍いと變じて居るけれども、實は村の方が後に出來たのである。それは村民の移住年限が新らしいので能く判るが、何にせよ、此城郭は目下荒廢に歸して、上部は總べて崩れて居る。而して其土手は南西北に多く殘存して居て、東方は極めて少ない様である。又城の大さは、村民の談に二支里四方と云うて居るから、古記の文と略ぼ一致する様であるが、目測では、セイ、一里半位(支那里)しかない様である。次に現在は城の出入口が、東西南北の四方にあるが、通志には之を二門と書いてあるから、此方が正しからうと思ふ。何となれば、凡て荒廢した城郭程、内部に住居する村民が、勝手に通路を設けるから、それを舊時の門迹と認める譯にはゆかぬのである。地形は西方最も低くして、此方面には水地が處々に在り、又北方も低地が多いけれども、其東方は次第に高くなつて、遂に山岳に連なる様になつて居る。城内は、民家が概して南東寄りにあつて、北西方は大抵畑に變じて居り、又郭内の北寄りには、東西に一線又南北に二線の分界を劃した、小さな土手が設けてあつて、其西北隅の區域内には、屋瓦の破

片が無數に散亂して居るから、此邊が主たる建物の迹と思はれるけれども、其所に一個の古墳らしき隆起物のあるのは、聊か不審である。或は庭の築山か或は後の築造か、其邊の事情は不明である。又屋瓦片の類は、猶東方にも多少殘存して居るけれども、其分量は少量であり、又南方は一層稀薄の狀を呈して居る。次に土手の内には、稀に煉瓦を交へ、又石の見える所もあるけれども、大體は土ばかりであるから、當城は全く一の土城と云つて宜しからうと思ふ。又堤上には柳樹があつて、其中の切り取りたる根株を見れば、中々大なる類もあるから、此樹は古くから植ゑたものと見える。試みに當城に關する口碑を問へば、矢張り高麗人の作つた城郭なりと答ふ。此説は固より取るに足らぬことではあるが、其形式が前述の金の上京、即ち阿什河の白城に、幾分か類似した點のあるのは面白いことと思ふ。之は寧ろ支那城郭に古今大なる變化がなく、隨て金が宋代の風を模したものも、明代に至つて漢族が新たに築いた分も、一向に進歩して居ない證據に供せられるのである。以上は蒲河城址の現状であるが、更に之を記録上に對照する必要があるから、以下其點を申述べることに致さう。

清朝の勅撰に係る盛京通志を見ると、蒲河城の條に左の如く書いてある。城この城は奉天城を指すのであるの北四十里明の時千戸所を此に設く。城の周圍は七百二十五丈、池の深さは一丈、闊さは二丈、門二つあり。乃ち遼東十八城の一なり。我が太祖皇帝清の太祖なり辛酉の年、明を征して之を撫降す。今裁す。

右の文によれば、蒲河城には明の時に千戸所を置いたことが知れるが、此文の前段は全く明代に書いた遼東志から取つたもので、『遼東十八城の一なり』以下が新たに追加した記事である。而して明代の蒲河城は如何と云ふに、遼東志には、『正統二年、城奉天北四十里に於て、蒲河中左千戸所を設く』とあるから、此城は一見正統二年に創築した様に見える。次に其大さに就ては、『周圍七百二十五丈四尺、云々』とあつて、通志と同様ではあるが、唯だ通志は『四尺』の端數を除いて居る。又此時代には、備禦都司の位置が當城治所の東方に在つて、其兵數は墩空を併せて官軍一千二百二十九人、馬匹九百八十八と云ふことになつて居るから、其城郭は案外に狭小の様ではあるが、其實外郭でもあつて、割合に多人數を收容し、且つ奉天東

北の押へとして、最も重要な城郭であつたことが推測し得らるゝ。次に當城が最初土城であつたか、又石城か或は煉瓦城であつたかは不明であるが、通志に『今裁す』とあるから、其土城たることは明かである。蓋し茲に裁すとあるは、左傳などにある裁字の誤植で裁は其註に『設板築爲圍壘』とあるが如く、古來土城を築くには、板にて壁の表裏及び上部の大きさを定め、或る厚さに敲き堅めては、其上へくど築き上げて行く築造法を指すのであつて、此風は支那にて數千年間傳はつて居るのである。それで清朝に今裁すとあるにしても、右は單に修築に相違なく、其以前の明代にあつても、亦同様であつたことは略ぼ疑ひのないのである。而して當城の起源は、全く明の正統年間にして、其以前は城郭が無かつたかと云ふのに、通志の蒲州を説く條には、松漠紀聞を引いて、『承德縣の北四十里に在り渤海の時に置く』と書いてある。若し之が正しければ蒲州の名は渤海時代に昉まる譯で、同時に州城を置いたことゝ思ふが、細い點は一切不明である。然るに此渤海以前、即ち高句麗時代の新城と稱するものは、案外に高名でもあり、又當時西方唯一の押へでもあり、國境守備の大事な場所である爲め、其ことは支那、朝鮮双方の古書に見えて

居るが、右の地點に就ては、往々歴史家の問題となり、今日では奉天邊と云ふ説と、奉天の東方と云ふ説と二つになつて居る。併し余の考へでは、右は俱に不適當であるから、寧ろ之を棄て、當蒲河城をそれに當てたらよからうと思ふのである。今其大略を次に述べよう。

高句麗時代の新城には二つの別があつて、其一は即ち前述の分であるが、他の一つは新民屯にあつたと云ふのである。其方の分は、今回の調査に關係がないから暫く置いて、先づ前者に對する所見を曰はんに、

高句麗の新城に關する記事は、晉代の頃から、隋唐の間まで、屢々歷史上に見えて居るが、古く其位置を指定したものは、餘りない様である。而して近來東洋史家の間に、往々之を記するものゝあることは前述の通りであるけれども、其中で松井氏等の説が最もよい様であるから、先づ氏の文を擧げて、次に余の説に及ぼう。

同氏の起艸された『隋唐二朝高句麗遠征の地理』と題する文を見るに、次の如く記してある。

新城は、隋唐の遠征軍が數ば高句麗の軍と戰を交へたる地にして、遼東より北、渤

海の國都に通ずる路上に在りき。乾封二年六六七年李世績、新城を攻めける時、この城は高句麗西邊の要地にてこれを陥れなば他の諸城を下さむこと容易なるべしと謂ひ、城の西南なる山に陣し、烈しく敵を脅し、遂に其城を攻め下しぬ云々。

茲に城の西南なる山に陣し云々とあるは、最も注意すべき點であるから、其爲め余が殊更圈點を附した譯であるが、元來諸氏が知らるゝ如く、今の奉天附近には山なるものは一つもない。彼の北陵の臺地は少しく隆起はして居るが、決して山と云ふ程のものではなく、又此上から敵城を脅すと云ふ程の古城迹は、其近傍には決してない。故に此古今不動の山地を土臺として、更に舊迹地を探つて見るのに、余は蒲河城を措いて他には其例がない様に思ふのである。勿論蒲河城の如きは、現存の分が古くも明代の様であるから、之を隋唐の古代にまで溯らせることが出来るか、どうかは考へものであるが、古今幾多の實例に徴すれば、舊都城、若しくは舊都會迹に新都城、新都會が出来て、何代となく打續く場合は決して珍らしくないのであるから、其邊のことは一向に差支へはないのである。唯だ現在の蒲河城址から

見れば、其山地は東南に在つて、西南にないのであるから、此點は聊か當らぬ様ではあるが、之は恐らく東が西に誤られたか、或は後世傳寫の相違に出づるのであらうと思ふ。古書の中には此種の例が幾らもあるから、別に異とするには當るまいと考へる。又此城の南方を流れる河を、山城子河と云ひ、其城の北方を流るゝ河を蒲河と云ひ、又其北方の河を新城子河と云ひ、共に東から西に流れて居るが、此中蒲河の源は遼東志によれば輝山に發して居ると書いてある。此輝山は、『奇秀可觀爲諸山之冠』と記してあるから、其山形の奇絶にして、廣く人目を惹いて居ることは確かであらうが、彼の新城は一名を貴端城とも呼んだやうであり、又其傍を流るゝ河を貴端水と云つたとも稱せられて居る。其貴端と輝山とは、互に音が近似して居るから、其點より見ても、關係がありげに思はれる。蓋し新城の名は他の古城に對する名稱であるから、地名とは見ることが出来ず、其本地名は寧ろ貴端で、それが後世輝に變じたのではあるまいか。此輝山は白土を出して、それを灰の代用とする爲め普通に灰山とも呼んで居り、隨て輝山名は、此白土より命名した様にも思はれるが、此類の土を出す山は、滿洲に幾らもあり、單に此山に限らぬのであるから、假

に其説が出るとしても、別段有力とは受取れぬと云ふ人があるかも知れず。また今日地理上の智識が發達した上から云へば、蒲河の源は必しも輝山ではないのであるけれども、併し白土出現の山は凡て輝山名を以て呼ぶ譯にはあらず、又この河源は近く明代ですら輝山に發すと信じて居たのであるから、古代は猶更斯くある可しと思つて居たものと考へられる。又蒲河の北方の河名を新城河と云ふのは、何時頃から始まつたか不明ではあるが、之も大に參考にならうと思はれる。殊に往時遼陽より渤海に赴く通路の要衝としては、無論此山寄りの道路に相違なく、其點から考へて見ても今日の蒲河が最も適當して居るから、彼是を綜合して、余は高句麗時代の新城を以て、奉天北方の蒲河城地に當てんと思ふのである。猶奉天地方を唐以後瀋洲と呼んだのは、一に新城存在の爲め、其音に因て文字を當て、遂に斯かる名稱となつたとの説もあるが、之も頗る面白い考へと思ふ。

以上の外、奉天以北哈爾濱邊までを旅行して見れば、今日でも、其南方よりは支那の漢民族が續々として北進して居り、又其西北方よりは、露人が次第に南下し來り、其西方には蒙古族が猶割據し、又東北方には滿洲人が充滿し、又東方よりは朝鮮人

が多數に流入し、諸人種互に勢力を張り、利益を競つて居るが、此状態は前述高句麗、渤海等を始として、遼・金・元・明の諸民族が興廢常なく、或は進み、或は退き、或は榮え、或は衰へ、其間に各自經營の痕迹を留めて往つた風と、略ぼ相類して居るのであつて、其既往を知り、又今日を觀れば、如何に歴史が繰り返されて行くかと云ふことが能く判りて、非常に興味を増すばかりでなく、新古の連絡と脈絡とが理解し得られるから、茲に完全なる智識も會得せられる譯であるが、單に現在を知つて過去を識らず、又過去を知らずして將來を推さんとするは、到底不可能の次第であることは、今更申すまでもないことであるから、學問上でも考古學に對して土俗學と申すのがあり、此二者は互に密着して行く風になつて居るから、多少斯學に興味のある方々は、常に此點にも御注意あらんことを希望致します。

(大正十三年十一月以來の讀書會雜誌所載)

附 滿洲の古蹟遺物をどう見る乎

一 人類は動物なり

人類は動物學上にては矢張り動物の一種と看做せり、之を萬物の靈と稱し、其智能學識の卓絶せるものを聖人と稱し、又は哲人と云ひて神に次ぐ程のものと思ひ居りしは所謂自畫自讃に過ぎずして、今日科學上の研究結果は其身體組織と云ひ活動の有様と云ひ少しも高等動物と異なる所なきを示せり、故に之を動物の一種と認め、又自然の發生物なれば彼の物産の一種類とも稱せり、勿論人類學上にては其特徴を列舉するが故に人は人たる優勝點を認知すれども其身體構造の一致點は否む可からず然し是等の問題は別として、人類は他動物と同様に自己の意思自由に任せて動き廻る性質あれば彼の一所定住と云ふことは元來なき筈なり、然るに今日其一所定住を喜び時としては寧ろ之を誇りとする風習あるは何の爲めぞや右は國家成立して其國界の限定せる點も一原因ならんが、其最大の理由は所有

權の關係即ち土地建物等を所持するが爲めに却つて動きが取れぬことゝなるなり、又他には勤務上の關係、知己の關係、身體強弱の關係、家族の關係等に制せられて已むなく定住する譯にて、是等の點なくんば人間は浮草の水に漂ふが如く遷り移りて極りなき筈なり、彼の水草を追ふ野蠻の民は食を自然の供給に仰ぐが爲めに、食盡くれば他へ移るは當然の譯にて、彼の蒙古民族がテント生活を主とするは事實上氣候關係に伴はざる遣り口にて頗る不思議の觀あれども、其實食物の爲めに制せらるゝにより、已むを得ずして斯かる手段に出づることは寧ろ賢き方法と謂ふ可し已に右様の實狀を知りて古蹟遺物を見れば自づから理解し得可きに依り次にそのことを一言す可し。

滿洲の野は到る所と云ふは少しく誇張に過ぐれども其山川の勝地殊に中位の高臺には考古學者の所謂先史時代の遺跡遺物が頗る多數に分布し居れり、其中には貝殻の丘を爲すものあり、又遺物包含層とて土中に土器等の多く埋まり居る箇所もあり、是等は單に南北滿洲の地に限るにあらず、殆んど世界到る所に分布し居れども、近場の分に就て云へば北はシベリヤ方面より、西は支那蒙古の奥地までも

存在せり、蓋し是等の遺跡遺物は實に不文の文にして、當時は彼の文献、記録など稱するものはなしと雖も其ものが已に文字と同一否な文字以上の價值有るが故なり故に余等は之を基礎として充分に研究し得る次第なり、世には文字なければ假令諸事物が存在するも其時代民族等は俱に知ること能はずと稱する人あれども實際は左様のものにあらず、若し文字の實在に重きを置けば彼の地質學や古生物學の如きは全く成立せざる譯なり、勿論人類發生後の事物に就て文字あるは其無きに優ること萬々なれども、夫れとても嘘八百なれば寧ろ無きに如かず、故に吾人の仲間にては先史時代―之を無文時代と云ふも可なり―に屬するものにてても立派に其研究結果を示し居れり、而して是等の先民民族は同じ無文であり、又石器使用の程度にありても、其間に又異民族の共存共住し行く風あるは近く日本にも朝鮮にも、亦た此滿洲にも存在せり、已に同時代同一地方に異民族の共住し行く以上は同民族以外に別個の交通往來あることは明かにて、世に所謂交通史はその源を此時代に發生し居ることは確實なり、故に先づ此點より申述べ可し。

二 動物なるが故に交通あり

東亞の植物が亞米利加の西岸に繁殖するは植物の交通なれども、是等は黒潮の順環力を借りたる次第にて人類の如く自動的に移住せし譯にはあらず、人類も此自然力を利用することあれば、多くの場合は自己の意思によりて移り行くなり、今滿洲の例を舉ぐれば、南方は旅順の老鐵山、柏嵐子の邊より、北方は長春の近傍まで其遺跡、遺物を分布し居れり、其中にて近場の類を曰んに、此關東州内にては水成岩の一種白色を呈する磨製即ち全部磨き上げたる石斧あり、此石は何れか州内に産地あらんが、到る所に存するものにはあらず、然るに其跡中よりは州内の東西南北俱に分布せるにより、當時此石材は相互交通に依つて交換せられしことを知るに足れり、又之と等しく遠き分に就て曰はゞ、鐵嶺の帽子山下より出でし環石は青黃色を呈せし石理緻密の水成岩なるが、是等は山東省地方にて硯に使用する外、南滿の地には多く見ざるものなるに斯かる石器が遠く鐵嶺邊より出づることは尤も面白き例と謂ふ可し。

既に右の二例だけを見ても満洲の先史民族は陸地の交通ありし外に、一方海上の交通ありし事をも知らるゝ譯なり、猶序でなれば日鮮の例を舉げんに、日本の關東地方には孰れの遺跡にも黒曜石の石鏃(尤も多きは石鏃にて他の類もあり)を出すことは斯道の研究家、採集家等の俱に能く知る所なるが、此黒曜石は所謂天然硝子にて之を打製即ち打ち缺きて製くる石器には至極適當なる爲め競うて使用せしは確かなるが、此石材は關東地方としては信州の淺間山と、伊豆の天城山以外には出づる場所なし、故に其何れかより運びたるは明かなる次第なるが、其石器を取て之を二山の黒曜石に比較するに大抵淺間山の産にして、天城山の分にはあらず、唯だ天城の黒曜石は伊豆七島の石器時代遺跡より出づるにより、此方面の人民が使用せしは充分に推測し得らるゝなり、蓋し關八州の先史民族が主として淺間の黒曜石を選定せしは如何と云ふに、實際此山の分は石理緻密にして不純物の交れる點絶無の爲め其精良なるを愛して使用せし事を知らるゝなり、又四國の讃岐より出づる石材にサヌカイトと稱する水成岩あり、之は火山岩なる前者の黒曜石とは全く異なる物なれ共、矢張り打製上には便利なる爲め、右も廣く使用せられしと

見えて、其四國以外の地にては南方三備地方、即ち備前、備中、備後より北方は東海道の駿河邊迄の間に多く石鏃として使用せられし迹あり、斯く產地の一二箇所に限定せるものが近くも數十里遠きは百里二百里の範圍に運搬せられし事は此實際の遺跡遺物が無言の間に證明せし譯にて之を新聞流に曰はゞ無言若しくは無文の雄辯と稱するを得可く隨て當時交通の盛なりし事を確定し得可し、又朝鮮の咸鏡北道には其石器時代の遺跡より日本の出雲石と同性質の青瑪瑙にて大なる管玉を造りしものを出だすこと有り、是等は近傍の山地には無論産せず、萬一日本より來れりとすれば日鮮交通の迹が先史時代よりありしこの大發見ともなるを得可く又同國にては水成岩のスレート質にて柄附の尤も立派なる短劍を全道より出す例あり、是等も或る中心點より諸地方に運ばれたりとすれば、十三道の交通は古く數千歳の昔より夙に行はれしことを察するに足れり。

既に東方亞細亞に於ては太古時代より滿洲は山東省方面の支那と往來し、朝鮮は又日本と交通せし迹ありとすれば其國內の如きは云ふまでもなく其間に民族の何れより來りて何れの地に去りしかこの大問題をも解決する證左となり得可

三 交通は貿易を生ず

昔歐亞の交通が伊太利より中央亞細亞を経て波斯を過ぎ更に支那に入りし頃の陸上貿易は實に驚く可き遠距離に達せしことは彼の交通史の傳ふる所なるが、右は已に有史時代に屬すれども、斯かる例は矢張り太古の先史時代より存在せしが如し、何となれば彼のスイツルの湖上住居の迹よりは嘗て玉(NEPHILITE)の器物をば發見せしことあり、この玉の產地は亞細亞、亞米利加南洋の三所に限られて他地方には絶對になきものなり、然るに其ものが歐洲の地にまで達し居ることは直接間接の別はありとするも一の交通貿易によりて輸入せしことは疑ふ可からず、而して此ネブライトの類が一方支那に入りて古來崑崙の美玉として貴重せられしことは隠れなき事實なるが右は單に有史以後の場合のみに限らず太古石器時代より有りしと見えて支那發見の石器には鮮麗、優美殆んど實用と思はれざる青艶の作あり、又滿洲には世に土耳其石と稱するものあり、其他青瑯玕中の藍色を

帯びたる品と似たるものあり、是等は悉く崑崙より出でしや否やは不明なれども外觀上にてはネブライトに類するを以て斯く推定するも妄斷とは謂ふ可からず。而して此品が西は歐洲より東は支那滿洲にまで到達せりとすれば其交通貿易なるものは已に先史時代より行はれし譯にて有史後の長距離交通貿易はむしろ其發達の遅々たりしことを知るに足れり、猶此青色の硬玉は日本の石器時代にもあり、又日本には青玉の外に眞朱の類出づ、このもののベニガラにあらずして水銀朱に似たるは實に驚く可き點にして、若し右が支那との交通貿易に出づるとすれば我が神代に於ける素尊の新羅に往來せし事の如きは殆んど問題にならぬ程のものなり、此外滿洲内だけ若しくは日本朝鮮、シベリヤだけと云へる狭き範圍内に於ける實例は恐らく屈指に遑あらざる可し。以上に就て猶一言す可きは太古の貿易―野蠻社會にては後世にても二つの類あることなり、其一は無言貿易とて兩民族が言語の通せざる爲め一方が或る品物を持參して先方の部落に至り無言にてそれを置き放しとなし、自身は暫く他所へ避け居れば、一方は其品の一部若しくは全部を取りそれに對して異なりたる同價格の品を其籠或は笥の中に入れて引上ぐ

るなり、之は頗る不便の様なれども絶へず行はるゝ間には自ら便法も生ずるに似たり、而して今一つは即ち對語貿易にて此ことは別段述ぶる迄の必要なし、但し滿洲の分は太古何れの貿易なりしや不明なれども日本の最古石器時代、日本には石器時代の人民に二つの別あり、故に其古き分を最古となす併し歐洲の舊石器時代とは異なれり、此點は混す可からず、即ち故坪井博士のコロボツクルと稱するものはアイヌとの貿易に際し確かに無言貿易を行ひたるが如し、何となれば其口碑の傳ふる處常に自己の身體を見せずして、窓側に來り物品を置て、アイヌの選み取るに任せ其代りの品を得れば安心して持ち歸れりとのことなればなり、已に斯る無言貿易が行はれし點を見ればアイヌとコロボツクルとは全く別人種と覺しきにも拘はらず、近頃の學者先生は單に斷定的にアイヌ即ちコロボツクルなりと云ひ又コロボツクル説は採るに足らずとして、右は今日のアイヌなりなど稱するは寧ろ笑ふ可きの至りなり、但し是等の論は暫く置きて彼の歐亞との貿易支那、滿洲若しくは日本との貿易など云へる廣き範圍の分は恐らく直接にはあらずして間接に行ひしなる可く、其間に必ずや第三者又は第四者の加はりしことは確實な

る可し、何となれば已に有史時代に入りても此點は同じ風を示し居るを以てなり。以上の如き類を記し來れば殆んど際限なく思ひ浮びて當時の分業法も述べて見たく又需用と供給、生産と消費、食料と他の物資、土地の爭奪と權力爭ひ、武器の關係と民族の強弱、宗教心と死後の葬風なども順次記載して見たき考へを生せしが讀者の倦怠を來す恐れあるにより今回は右に止めて他は改めて起艸することゝなせり。

猶世人に望みたまは近來の學風として兎角古代研究を等閑に附する傾向あれども、此結果は日本人の祖先が何れより來りしや、又今日の歐人は先天的に優者なりしか、是等の大問題、根本問題を解決し得ざる點となるなり、然れども研究だに積み行けば必ず判然す可き譯にてそれ等を知るは又足一步よりするが順序なれば滿洲在住の諸氏は傍ら古跡、遺物を探りて其智識を得ると同時に世の専攻家を助けんことを請うて已まざるなり。

(大正十二年一月滿洲經濟時報所載)

滿洲最古の文化民族

一

古語に曰く、國亡びて山河有りと、吾人は滿蒙の地を往來して實に其語の適切な
るを感せずんばあらず、彼のナイルの河畔に文化の美を誇りし埃及民族は夙に國
家の滅亡を來たせし事あれども、其子孫たるコプト人は今も依然として當時のス
フィンクス、ピラミットと俱に其舊地に散居せり、又古代宗教の莊嚴と其教義の深
奥とを弘めて、普く東洋諸民族を濟度せし印度人は哀れ西歐民族の足下に蹂躪せ
られて徒らに故國の廣大なる地域を示すに過ぎざれども、其遺民は滋す繁殖して
今に迹を絶たず、其他希臘と云ひ、羅馬と云ふも、其國家の狀態は略ぼ同一か或は幾
分回復の光りを放ちつゝあり、然るに蒙古の地に行きて、古昔大漢の威武に抗せし
匈奴の子孫を知らんとするも、其事能はず、又滿洲の野を訪うて、中古隋唐の強兵を

破りし高句麗族の遺民を探らんとするも亦無効に終らん。實に滿蒙の地は其國亡びて遺民なく、唯だ殘る所は荒涼たる一の山河あるのみ、然れ共滿洲の地を旅行して其古蹟舊物に接觸し、右は何者の遺せしものなるやを尋ねれば、大抵之を高句麗族なりと答ふ、此一語は纔に古民族の存在を脈々の間に傳へ、而も縷絲の絶へざるが如き點を知るに足る可し、蓋し高句麗族の往時は歴史之を略叙し遺跡之を實證すれども、二者共に存せざれば口碑に據て推考するの外、他にその道なからん、されば此滿洲の野に行き渡れる高句麗族の口碑は其個々に就ての適否は暫く措きて、彼の民族の如何に強大なりしか、又如何に他民族を刺戟せしかは、此口碑の分布と又他種族の傳を交へざるによりて略ぼ之を判斷し得可し、而して高句麗は元來扶餘族より出でしとの古傳あり、また扶餘は古く貂或は貉と稱し、漢族以外に早く文化の域に進み、隨て支那東北部の諸民族は直接漢族の文化を享けずして間接に扶餘族を通して未開の境を脱せし形迹あり、故に其次第を知り、其實況を明かにするは滿洲の在住者は勿論、一時此地を旅行する者と雖も、多少學事に志す人士は最も必要の點なる可し、併し目前の滿洲を知りて其過去を識らず、況して文化發源

の根本民族を忘るゝが如きは世間一般の風習とは云へ、餘りに淺陋の謗りを免れざるにより、茲に其要點を記して參考に供せんと欲す、殊に余は今秋の調査に際して、幸に扶餘族の根據地と云へる農安の舊居を實見し、聊か古書と對照の便を得たれば、旁々以て其現狀を紹介する勞を執れり。

二

滿洲最古の文化族たる扶餘高句麗の二住民を説くに先ちて、猶順序上貂貉の名稱、位置及び文化の程度等を述ぶる必要あるを認む、これ此名稱が其以前の分に於て且つ文化向上に大なる關係あればなり、又貂貉の名は學者大抵其根本義を説かず、又其文字によりて他族を混する例あれば何れの方面より見るも之を一言するは尤も肝要の事柄なる可し。

貂貉は元來一種族の名稱なれども、古書を按ずれば二者勝手に使用せし形迹あり、例せば墨子の書中には同一民族を指稱するに胡貉とも胡貂とも記載し、詩經及び論孟には貉若しくは蠻貂と記し、周禮には之を九貉と書せり、此貂貉は現在の支

那音にて共に *Ne* と稱し、其中貉は別に *He* の音を存すれども、*开* は獸名の時に限りて、種族名の場合には矢張り前音を執れり、而して古音は説文に貉も貊も互に莫白反とあり、又貊は康熙字典に同様の音を示せば、支那にては時に古今の相違ありとすらも貉貉の二字は元來同様の爲め隨意に使用せしものゝ如し、日本にては貉を「*ク*」と呼び貊を「*ハク*」と稱する爲め、孰れか誤字の如く考ふれども、支那の舊音に還元すれば最初は音に因て字をあてたる觀あれば二者俱に差支へなきが如し、然れ共漢族が貉貉と呼びたる民族は、其自稱名を傳へしか、或は他稱に出る譯か、此點は未だ解説を附せし人なし、故に余は以下その所見を述べて聊か參考に供せんと欲す。

附言 貉貉は後文武成篇に説くが如く、貊字の使用が古きにより、貉字は類音の爲め其後混用せしを知る可し。

三

古代漢族が他民族を呼びたる例を按ずるに、大體廣狹の二義ありしことを知るに足れり、例せば夷と云ひ狄と稱するが如きは廣義の場合にして、苗と云ひ、貊と稱

するが如きは狹義の名稱なり、然れども、其廣義の稱呼中に又廣狹の別あり、例せば書の大禹謨に四夷とあるは四方全異民の總稱なれども、同じく禹貢に島夷と記せしは一部一地方に限れる名稱なり、猶嶋夷、萊夷、淮夷、和夷以上禹貢と云へるは更に局限せる稱呼にして、單に一地方の小範圍を指稱せしを知る可く、又之によりて當時一字を三段に使ひ別け居たることを知るに足れり、斯く廣義の字面に三段の使用別あるを以て、一方狹義の分は右に比すれば寧ろ廣義中の中位に當りて前者の廣義なる可き文字は却つて狹義の字面以下に位する奇觀を免れず、併し歴史的に變化し來れる事柄は後世學者が理窟詰の議論とは一致せず、又其間に自づから興味もあれば、余は寧ろ其運用の自在なりしを賞揚せんと欲す、唯だ此場合に於て余等の知り置く可きは支那の古代に於ては、夷族總稱の文字なく、其時々接觸し又命名せし字面を以て更に之を擴張せし形迹ある一點なり、なほ此ことは次に述べ可し。

支那の古書を見るに、其異民族を方位的に呼ぶ場合は(1)東夷 (2)西戎 (3)南蠻 (4)北狄と記せり、而して其四夷を指す總名稱は前述の如く全くなかりしものなり、

故に已むなく夷字を擴め、狄字を弘めて一時の間に合せ手段を執りしが、其夷狄戎蠻の四文字、四稱呼なども恐らく一時に出來せし次第にはあらざる可く、漸次諸民族に接觸するに従ひて命名せしに相違なし、今之を文献志上に徴するに書の堯典には義仲に命じて嵎夷に宅らしむとの語あり、嵎夷は山東省の一地方なる夷族の居地なり、又舜典には三苗を三危に竄すとの文あり、故に記事の前後より論ずれば無論夷族の稱呼が最古の分にて、苗族の名稱は其次なりと斷じ得れども、元來堯典舜典は始め一篇の文章なりしを後年二つに別ちたりとの説ありて、其こと又實際に近ければ之を編纂當時より見て更に新古なしと稱するも不可なかる可し、已に同時に二稱呼あるを見れば、始め山東の夷族に接して夷と稱し、同時に苗族に遭遇して苗と呼びしが、禹の時代に入りて南方の別種族に接見せしかば、新たに之を蠻と命名せしものと覺しく、禹貢の文中に至りて始めて此名を出だせり、又西戎の稱呼も同文中に載せられたれば、西戎南蠻の語は恐らく此頃より用ゐられたるものならん、而して西戎を今のトルコ種、南蠻を今の南支那種と見るは早計にして、唯だ禹の時代に入りては夷と苗との外に蠻と戎との二者を加へしことを知るに止む可し。

次に湯の仲虺之詰を見れば其中に左の語あり。

初征、自葛、東征、西夷怨、南征、北狄怨云々。

此文は湯が桀を伐ちし後、其臣仲虺の作る所なれば之を殷初と稱す可く、又其事柄は夏の終期と見て不可なからん、而して北狄の名稱始めて此時に出でたれば、彼の東夷、西戎、南蠻、北狄の語は堯舜以來、夏殷の二代を経て漸く定まれることを知る可し、又四方の蠻族を指稱する總名稱は大禹謨に。

益曰、(中略)無怠、無荒、四夷來王。

とあり、猶四夷の語は早命の中にも載せられたれば當時は單に夷字を其汎稱に用ゐたることを知る可く、隨て漢族最初の觸接民族は一に此東夷に在りし爲め、遂に斯かる結果を示せしことを知るに足る可し。

次に貂種族のことは見るに、此ものは尙書武成篇に始めて見ゆ、曰く。

予小子武王、既獲仁人、敢祗承上帝、以遏亂略、華夏蠻貊罔不率俾。

茲に所謂蠻貊とは其註解によれば汎く一般の蠻夷を指せりと云へり、其見穩當に似たれども貂の名稱は前文が其初見にして他には古き證左なし、故に貂の漢族

に知られたるは矢張り殷末周初位と見て大過なからん、なほ序でなれば一言せんに、今日の吉林省東北部に住居せし肅慎族に對し、遙か後世の書によりて夏殷時代より支那側に知られしが如くに説くものあり、當時は肅慎よりも近き遼東、朝鮮等の様子すら不明なるに、猶遼遠の地にて而も頗る野蠻の境界に在る肅慎族の世に知らる可き道理なし、是等は正確なる書冊上より觀察せば直ちに判斷し得るにも拘はらず、なほ専門の學者にして往々右の風に囚はるゝ例あるは洵に笑ふ可きの至りなり、故に一言して爰に其注意を促せり。

次に貂種の貂は豹の略字を用ゆる例あり、其ことは後段高句麗族の條に述ぶ可きも豫め茲に其由を一言し置く可し。

四

以上述ぶる所によりて貂貉の二文字は支那にて古今同音なること、又其始めて書冊上に見えたる時期は殷末周初なること、及び其文字の使用上には廣狹の二義あること等は略ぼ判然せしならん故に以下此種族名は自稱か、他稱か、又舊位置は

何れの邊なりしか先づ是等の點を記載せんと欲す。

漢族が古く其北方の或る民族を指して貂と云へるは其根源明かならず、然れども余の稽ふる所によれば右は恐らく其民族の自稱にあらずして、全く漢族の命名せし他稱ならんと信ず、今其理由を説くに先ち、彼の二典以下に見えたる夷族名を述ぶ可し。

前掲の如く堯典に夷名あり、舜典に苗名あるは學者の大抵知る所なるが、當時の命名は未だ酷だしき下劣視せる諱名の類なし、現に夷字の如きは日本にては之を「エビス」と訓じ、一の野蠻名と認むれども、支那の古文献に徴すれば嘗て斯かる實例なく、其解釋は平也、易也、又大也、安也、悦也ともあり、なほ説文には平也、とある外に「東方之人也」とも記せり、已に是等の古説によれば夷字は決して奴隸視せる語にはあらず、而して之を野蠻醜陋の意味に變化し來りしは實に殷周以來の例なるが如し、現に論語の中に夷狄の辟あるは諸夏のなきに若かずと云ひ、禮記の曲禮に「在醜夷不爭」と云へるが如きは確に夷族の夷字を野蠻醜陋の意味に解せしに相違なし、併し後漢書の東夷傳には

王制云、東方曰夷、夷者柢也、言仁而好生、萬物柢地而出、事見風俗通故天性柔順、易以道御云々。

と記せり、茲に柢と云へるは根柢と續く文字にて、説文には根也と説けり、故に邦語にては「ネザス」と讀むべし、但し此解の當否は猶推考の餘地あらんが、後世にも夷字を野蠻醜陋の義に取らざる例あるは右の文によりて明かならん、又次の苗と云へるは説文に「草生干田者穀曰苗、凡草初生亦曰苗」と記し、又爾雅釋天に「夏獵曰苗」と云ひ、其註に「爲苗除害也」と解釋せり、此舊解は古今變化なければ先づ正しき意味ならんが、右によれば苗族の苗は日本の古書に國つ神と記し、又後世草分けなど云へる類にて舊土着の人民を指せし語に似たり、されば是等も別に野蠻奴隸視的の言葉にはあらざるなり、然るに史記の夏本記なる註を見れば後世の神異經を引て次の如く云へり。

西荒中有人焉、面目手足皆人形、而胷下有翼、不能飛、爲人饕餮、淫逸無理、名曰苗民。之によれば苗族は彼の鷲鳥の如く翼あれども飛ぶこと能はず、殊に食を貪り色を好む眞に蒙昧野蠻の民族となり了れり、然れども最古の記事によりて按ずれば

其名稱は極めて穩當の意味に出で、少しも醜陋蒙昧の如き褻視的の風なし、其後夏の時代に見えたる西戎及び蠻と云へる種族名も亦同様ならんと信ず、何となれば戎は云ふまでもなく戎器即ち兵器の語にして、外に大也、相也とあれども、別に蠻族視せる意味を有せず、故に西戎は兵器を重んずるか、或は武事を主とする爲め斯く命名せしものならん、次に蠻は其字義不明なれども、詩經に「綿蠻黃鳥止于丘隅」とありて、其鳥聲を指すこと明かなれば、其語の全く通せざるを斯く呼びたるならんか、毛傳には綿蠻を小鳥の形と記すれ共四書集約以下は皆其鳥聲となせり、玉篇には單に「南夷名」と記し、周禮夏官太司馬の文に「其外方五百里曰蠻蠻」と云へる註に蠻者縻也、縻繫之以政教也と説けり、此註解は固より信ず可からざれども、さりとて他の本義なければ姑く言語不通の點より斯く呼べりとの所見を主持せんと欲す、猶後世蕃或は番字を以て蠻族に當ること彼の臺灣生蕃の如き類あり、是等は其使用の事例多く後世に出づれども、要は蠻字の音によりて單に文字を代へたること、彼の貊貉の如き類なるべし。

古代漢族が他民族を呼ぶに際し、其自稱を取らずして他稱を用ゐしことは何等か其間に理由ある可し、現に苗族の如きは其自稱を「ムン」或は「モン」と云へり、然るに古來唯だ苗と呼んで「ムン」「モン」孰れの名稱をも採らざりしは恐らく前解の如き點を指せし譯にて、當時は凡て斯かる命名を適當と信せしならん、爾後殷周の時代に際して別に狄及び貉の種族名出で、其他獫狁（一に獫狁とも記す）獯鬻（一に葷粥とも書す）の名現はる是等は後世種々の解釋あり、又獫狁と獯鬻とは同種族なりとの説あれども、其當否は猶不明なり、又右の數者は他稱か自稱か未だ判然せざれども、余の所見によれば恐らく他稱ならんと考ふ、何となれば二典以來の名稱が已に他稱に出づるを以て、此時代に至りて俄に他稱を採れりとも思はれず、殊に用字上異族を禽獸視せし觀あれば、旁々右の推定は外れざる可し、今其次第を略記して更に後代の變化を示さん。

仲虺の詰に北狄の語あり、武成の篇に蠻貊の名あり、其こと已に前掲の如くなる

が、前者は殷初、後者は周初に屬すれば當時或る種族を斯く命名せしことは明かなる可し、而して獫狁、獯鬻の如きは詩經に見えたる種族名なれば、凡て周代に知られしならんが、是等は假に他稱名とすれば、當時代漢族は自己の文化が益々向上すると俱に異民族は愈よ禽獸視せしことを知るに足れり、何となれば其命名上多^チ若しくは矛扁の文字を選定せし點にて、之を知らる、又今日の實際上に徴するに文化族が野蠻族を呼ぶ場合は往々醜惡卑陋視せし名稱を附する例證一にして足らず、されば古代の漢族は猶更斯かる傾向ありしならんが、今此種族名を字義上より按ずるに狄は説文に

赤狄犬種、犬之爲言淫辟也。

とありて、犬の種類中最も淫辟の類を指せしが如く、又獫狁の獫は同書に「長喙犬、一曰黑犬黃頭」と記せり、次に狁は尨にあらずやと思へども判然せず、尨は「犬之多毛者」とあれば北族には緣故あり併し獫字に重きを置けば長喙犬と云へる意味を轉用せし譯ならん、次に貉は後漢書西南夷傳哀牢夷出貉獸の註に、南中八郡志を引ひて曰く「貉大如驢、狀頗似熊」とあり、又貉は説文に「北方豸種」とあり、顧ふに斯かる獸類

になぞらへて異族を呼びしは己れ中華の國人たることを自尊すると共に、他を禽獸視せしに相違なし、現に説文貉字の註に、孔子曰「貉之爲言惡也」と云ひ、又墨子兼愛篇に「蠻夷醜貉」とあり、其惡と言ひ、醜と稱するは單に獸其ものゝ性質を指すに非ずして、多く異民族を賤陋視せし結果なること明かなる可し、なほ狄獫の如き獸類に擬したるは永く家畜として、犬屬を使役し、常に是等に目慣れし爲め、其或者を取つて右に當て、又貉は當時荒服の地より貢獻せしもの往々園囿中に在り、又其毛皮若しくは圖畫を目撃せし爲め、之を異民族の一派に比擬せし譯ならん。

以上の如く支那古代の漢民族は最初異種族を呼ぶに當りて其性質、實狀等最も穩當適宜の名稱を選みしに係はらず、殷周時代に入りては自己の文化に粲然たる美觀を放つと共に、他は全く禽獸視せし迹あるが今や本篇中に説んとする種族は實に此時代即ち周初に至りて世に顯れし爲め、遂に其部類に屬せしも、漢族の文化を第一著に吸収し、又之を他に波及せしめたる功績は寧ろ彼の苗族若しくは蠻夷の如き古民族に比して遙かに其上に出づることを知るに足る可し、以下此種族の舊位置と他の諸種族との關係を次に述ぶ可し。

六

漢代扶餘民族の前身と稱せらるゝ種なるものは終始今の長春、農安地方を中心として、他には移動せざりしか、彼の高句麗、百濟等が扶餘族より出づるとする者は、其歸結として此種族は廣く東南方面に移動せしことを承認せざる可からず、已に一方に移動せし民族が、其以前に於て一箇所に固著せりとの議論は全く成立せざる筈なり、然るに此點は不思議にも言及せし人少なく、其或者は農安地方生へぬきの居民なるが如くに説きし例もあり、然れども是等は其考證と推測と俱に足らざる結果なれば茲に余の所見を記して、彼等種族の舊位置が那邊に存せしやを推定せんと欲す。

貉の事は前回已に述ぶるが如く、周書武成篇に武王の功績を記して「華夏蠻貊、罔不率俾」とある文を以て初見となす、此記事は周の武王が夏の桀王を伐て大に其威徳を輝かせし爲め、國內の諸侯は無論のこと、尙四方の夷族が概ね歸順、朝貢せりとの意味に解する者多く、又本文も事實斯かる趣旨にて起草せしやも圖られず、然れ

共彼國には古く四夷の語あり。又戎狄の稱あるを以て右は華夏戎狄率ひ俾はざることなしと記するも亦不可なるを見ず、ざるを特に蠻貊と稱せしは其南方に於て蠻を代表となし、北方に於て貊を代表と認め、而して東夷、西戎は之を省略すれども、暗に四夷の意味を含ませたる譯にて、之を方位上より見れば矢張り南北兩夷族を指せしことは明かなり。斯く根本を押し極むれば貊は中華の北方民族にして彼の東夷にはあらず、然るに後世彼等が東方に移れりとて、最初より、然る可しと見るは餘りに近眼者流と謂ふ可し、今古書に依て貊の北族にして東夷にあらざることを證明す可し。

詩の大雅、韓奕の章に「王錫韓侯、其追其貊、奄受北國、因以其伯」とあり、此詩は大序に「韓奕、尹吉甫美宣王也」とあれば、吉甫が宣王を賞めて韓侯に對する送別の詩と爲せしものにて、略ぼ其時代は之を推察し得可し。而して茲に追と云ひ、貊とあるは、毛傳に「戎貊國也」と云へば是等の民族が居住せし邦土を指せしものに似たり、今其位置を稽ふるに就ては、第一に韓國の舊域を知る必要ある譯なるが、鄭注によれば、

梁山於韓國之山最高大、爲國之鎮、所望祀焉、故美大其貌、奕々然、謂之韓奕也、梁山今

在左馮翊夏陽西北。(奕は大也)

又辭源梁山の條を見るに次の如く説けり。

梁山。山名。(甲)卽山西離石縣東北之呂梁山、離石水經此而入黃河、亦名骨脊山、穀積山、宋儒謂卽禹貢梁山。(乙)在陝西、自郿陽西北、直抵韓城、皆是、東臨大河、卽禹所鑿呂梁、詩「奕々梁山、惟禹甸之」、春秋「梁山崩」卽此。

韓國最高の梁山は此領地を知るに就て尤も必要の點なるが、前文によれば辭源の記する所の如く其山二箇所にありて、而も詩經の韓奕は卽ち陝西省の分と爲せども、要するに其地點は黃河の北より來りて南方に走り、更に東折せる其南端に近き左右の地に在り、但し當時韓國の四至は固り判然せざれども、元來周初諸侯の國は大概千乗と稱して兵車千乗を出す程度のものなれば餘り大なる國にはあらず、故に今日より見れば無論小區域なりしならんが、彼の蠻夷の土地を拓く事は各領主の力次第なりしならん、已に斯かる次第なれば韓は案外小國と見て不可なきも、元來此國は周の一族なれば爵位は高くして一時尊敬を受けしが如し、然るに其後晉の爲めに併吞せられて一時臣下に隸屬せしが、更に晉の卿大夫となり、趙、魏と共

に三晋と稱せられ、周の威烈王の命によりて列侯に封せられ、尋で晋の靜公の時に及んで趙、魏の二國と謀つて晋を亡ぼし、又此時に鄭を攻めて同國を滅し、移つて玆に都せり、是等は後のことなれども、韓國の位置と範圍とは其晋國の隸屬前後に於て大差あることは豫め知らざる可からず。

次に韓奕の詩が尹吉甫の作なりと假定せられし以上は其時代を明かにする必要あることは申すまでもなき譯なるが、此吉甫は周室十一代の王、即ち宣王の臣下にして、其元年には秦仲西戎を討ち、吉甫は北方玁狁を伐ち、翌二年には方叔、南方の荆蠻を征し、召穆は東方の淮南夷を討伐し、宣王自身は淮北の徐夷を征せり、斯く君臣力を協せて互に四夷を討平せし有様なれば、韓侯の如きも亦其刺戟を受けて遂に北方の領地に續く追貊の地を奄有するに至りしならん、已に韓國舊領の北方に彼の貊種族が住居せしとすれば、右は今の山西、陝西の分界を爲す黃河北寄の左右なれば、彼の燕國との距離などは恐らく千百里を隔てし地域なる可し、又詩の魯頌閟宮の篇を按ずるに左の語あり。

保有鳧繹、遂荒徐宅、至于海邦、淮夷蠻貊、及彼南夷、莫不率從、莫敢不諾、魯侯是若。

此詩は大序に「頌僖公能復周公之宅」也とありて、其作者を擧げず、然れども恐らく僖公を去ること遠からざる時代の作と覺しければ、所謂春秋時代に屬することは明かなる可し、蓋し僖公は東周の襄王二十五年に死せし人なれば、之を前の韓奕の詩に比すれば、二百餘年後のことに屬すれども、右を我邦の歷史上より見れば、僖公の死は神武帝の三十四年に當れば、今より二千五百數十年の昔となり、韓奕の時代は遠く我が神代に入れり、而して句中に、南夷、毛傳に荆楚也とありを擧げて、淮夷蠻貊と別ちしを見れば、後の二者は淮夷を東に當て蠻貊は全く北方のみに當てしか、或は西北二方に當てしか、其孰れかに歸せざる可からず、今他の例を按ずるに、蠻は西方の夷族に當嵌しことあり、然れども玆にては南夷、淮夷に對するの語なれば、先づ北族の熟字と見るを穩當とす可し、但し右の詩句を斯く考ふれば、前掲書經の蠻貊とあるも、矢張り北族のみと解し得ざるにあらざるも、元來古代の支那人は斯かる熟字の用途は餘りに儼正ならず、殊に漢文は往々省略法を執ることあれば、前者は暫く四夷の意味を認む可し、而して此詩が貊を淮夷と並び擧げしより見れば、淮夷は無論南にあれば、貊種は其北方を指せしに相違なく、又彼等が當時魯境に近か

りしことも大抵推測し得らる可し、蓋し春秋時代の魯國は其四至不明なれども東方に齊國あり、西方に曹國あれば、其間に挟まりて南方は更に徐に隣接せしが爲め「徐宅を荒ち」と記せしが如し、次に北方は渤海灣に達して燕境に連なりし所より「海邦に至る」と云へるならんが、當時胡種族は此魯國の北境、燕國の南端にも住居せしものゝ如し、勿論一方韓國の北方に棲息せし彼等が黃河を利用して其東西に繁殖し居たりとて、固り怪むには足らざれども、從來は漢族の居地に蠻夷住せずと見るが爲めに、後世より考へて多少奇怪に思はるゝなり、併し事實彼等は古代此地方に住居せしものならん。

次に墨子の兼愛篇を見れば左の如く記せり。

鑿爲龍門、以利燕代、胡貉與西河之民、

右は禹が治水の功を記せしものなるが、其龍門と云へるは即ち山名にして、同名の山は猶所々に在り、併し茲に云へる龍門は辭源に。

在山西、河津、陝西韓城之間、大禹所鑿、書所謂導河積石、至於龍門者也、或云、即呂梁。

と記せし箇所にて、其地域は彼の韓奕の詩に歌ふ位置と相同じ、而して墨子の頃は

戰國時代に屬すれば此黃河の西は秦に入り、其東は趙の有に歸せしも、胡貉を燕代と續けて、一方河西の民を利すと云へば其居地は舊時と異ならざりしを知る可し。

又墨子の非攻篇を見るに左の如く記せり。

雖北者、中山諸國、其所以亡於燕代、胡貉間者、亦以攻戰也。

茲に中山と云へるは燕の南々西にて黃河の支流なる北方に當れる國を指せり、

此中山が燕代胡貉の間と云へるは貉が其西方より南方の間に擴がりて、燕が其北に位せし爲め、斯く記せしに似たり。

次に管子を見るに、其小匡篇の中に左の如く記せり。

桓公、東救徐州、分吳、半中略、中救晉侯、禽狄王、敗胡貉、破屠何、而騎冠始服、北伐山戎、制

冷支、斬孤竹、而九夷始聽、海濱諸侯莫不來服。

右の文中に「中救晉王禽狄王」とあるは當時桓公が南征北伐一所に止まらざりしを以て、其中間に位せし晉地の分をば中と記せし次第なり、而して此中間地帯の夷族を狄と云ひしは當時北狄の一派なほ中原に留りて諸侯を苦しめたるか、或は西戎を指して斯く呼びしか不明なれども、元來晉地は北狄に近接すれば矢張り彼等

と見て不可ならんか、又狄人が古く中原に居たりと思はるゝは齊國の領内にも狄地ありて、現に史記の田僇傳には「田僇者狄人也」と記せり、此狄は狄地と云へる所ありて、其地の出生なれば斯く記せし次第なるが、是等の例は猶他にも存在す可し、蓋し桓公は先づ支那の中間地帯なる狄王を擒にし、次に「敗胡貉、破屠何」とあれば、胡貉は狄に隣りし民族と覺しく、次に屠何に移りしは更に其隣接せし地域ならんが、此屠何は後世屠河或は徒河とも記して、盛京通志の編者及び我邦の箭内氏等は共に其地點を今の遼西義州と考定せり、而して屠河は其西方の胡貉を敗りし後に達せし場所なれば、當時胡貉が未だ遼西に移らざりしことは此文にても亦推測し得べし、又「北は山戎を伐ち、冷支を制し、孤竹を斬り」とあるは顧ふに胡貉の又々北方に當りて山戎以下の諸種族が住居せしものなる可し。

附言 尹知章の註に「屠河東胡之先也」と云へるは如何にやと思はる。猶序に一言すべきは前文の後に左の語あることなり。

桓公曰、余乘車之會三、兵車之會六、九合諸侯、一匡天下、北至於孤竹、山戎、獫狁、秦夏、西至流沙、西虞、中略莫、遼、寡人之命、云々。

右の文中に獫狁とあるを今の農安地方に住居せし種族と速断せし學者あり、併し先秦時代の古記録には決して農安の獫狁を記せしものなし、故に右は何等かの誤記か、或は後世の記述と見ざる可からず、蓋し管子の書は誤字頗る多くして一々信を置き難き例あり、故に此獫字は他の例より見れば胡字の誤りと稱し得られざるにあらず、然れども一方管子全體の上より論ずれば、本書は經言の外、大抵後人の筆になり、就中小匡篇の如きは管仲の死を記するにより、全く他人の筆に出づること疑ふ可からず、又其時代は周秦のみにあらずして漢代の分もあり、故に前文の如きも漢時北滿獫狁の事情が多少世に知られし頃記述せしか、或は胡貉の胡字を後世誤記若しくは改竄せしものなる可し、猶誤記の例としては此獫貉の文と前々文に擧ぐる所との中間に。

西征攘白狄之地、中略縣車束馬、踰太行與卑耳之貉、拘秦夏、云々。

とあるが如きは其證なり、今此記事を國語中の齊語と對照するに、齊語には卑耳之貉とありて貉とは記せず、又貉にあらざれば文意通せず、而して其ことは已に安井息軒の管子纂詁中にも見えたるが、斯かる類は他にも往々に之れあるが如し、故に

前文の穢字も矢張り誤字と認むべし。

一三八

以上述ぶるが如く管子中に見えたる穢貉の穢字は一の誤記に相違なく、又右を以て農安地方に住せしものと認むるは全く採るに足らざれども、併し右の文中にある貉の所在は別に之を推究する必要あり、今本文に據て之を按ずるに、先づ東北に當れる孤竹を挙げ、次に山戎を記し、次に貉を記せし後、更に秦夏と續けたり、而して其前に「白狄の地を攘ひ、大行と卑耳との谿を踰へて秦夏を拘ふ」と記するにより、其貉貉の居地なるものは此秦夏の東方にて其間に大行の山脈を挟みしならんか、蓋し管子の大行は恐らく今日の大行山に相違なかる可く、隨て其山脈を明かにする必要ある譯なるが、此山脈は今日の地理上にて云へば、直隸、山西、河南三省の分界を爲すものにて、彼の萬里の長城が折れて南北に走り居るは、一に右の高地を利用せしに相違なく、又河南省の如きも黄河以北に屬する地域、即ち省の北境は矢張り右の山脈を以て他省との分界を爲し、黄河以南に至て秦嶺山脈の横はるを見るなり、已に此山名が古今動かざるものとすれば、桓公征討時代の貉は漸次西方より追はれて山西省以東に移れるやの觀あり、次に山海經の海内西經を見るに左の如き

記事あり。

貉國在漢水東北地、近於燕。

爰に漢水とあるは河南省の西方なる秦嶺に源を發する大河と覺しく、其東北と云へば今の黄河の南岸なる鄭州附近を指せしにはあらざるか、此鄭州は周の春秋の頃鄭國の都せし土地にして、戰國時代に入りては韓が鄭を滅して茲に移り、其後新鄭縣と改稱せしが、近來多數の古銅器其他の品々合計數百點を發見せし場所にて、古來由緒の深き地なることを知るに足る可し。勿論本文に「近於燕」とあれば或は尙直隸省内にあらずやとの疑問なしとせざれども、萬一斯かる場合なれば彼の漢水と云はずして寧ろ黄河を標準となし、更に其地位を指す可き筈なり、然るに漢水を舉げて其東北方と云へば、此水は單に燕の一字に拘泥して解釋すべきにあらず、故に余は暫く鄭地説を主張せんと欲す、而して貉は前段已に述ぶるが如く、西方は龍門の近くにまで到達し、其東方は魯燕の中間に擴がれる民族なるにより、兩地の中央なる鄭都の近傍に居住せしことは一も怪むに足らざるなり。

以上述ぶるが如く支那の周代に於ける貂種族の分布區域は西方遠く陝西、山西の分界地に到達し、舊韓國の北方より、東方は魯、燕の中間地帯にまで繁延し、又直隸、山西の分界線なる大行山脈地方にも棲息し、南方は河南省の鄭州邊に住せしと思はるゝ點あり、其區域の廣きと同時に支那漢民族に密着し、混淆し居たるの狀は充分に之を推測し得る譯なるが、茲に猶注意す可きは史記の文なるにより以下其ことを一言す可し。

抑も史記の一書は其行文の壯絶なると、且つは各般に涉りて能く纏まれる爲め世の學者は古來多く之を引用せり、隨て本篇に述ぶる所の貂に就ても其例を見る譯なれば次に右の可否を略説す可し。

同書百十卷匈奴傳に曰く。

晉文公攘戎翟、中略秦穆公得由余、西戎八國服於秦、中略而晉北有林胡、樓煩之戎、燕北有東胡、山戎各分散居谿谷、中略晉悼公使魏絳和戎翟、戎翟朝晉、後百有餘年、趙襄

子踰句注而破並代、以臨胡貉、云々。

右の文を見れば、晉の北、秦の西、燕の北にはな皆戎翟あり、而して趙は句注(山名)を越へし其東北隅にのみ胡貉の住居せしが如くに思はれ、又其時代は趙襄子の際にて未だ晉室分割以前のことなれば、彼の春秋の時代に相違なきも、それにては先秦の書に記する所と一致せず、故に何等か誤謬ある可きを推察し得る次第なるが、本傳の註者梁玉繩の如きは其初に於て既に次の如く論せり。

自闢天地、卽生戎狄、莫攷其始、孰辯其類、相傳有所謂淳維者、難稽誰氏之出、未識何代之人、而史公既著其先世、復雜取經傳、合併爲一、無所區分、豈不誤哉。

司馬遷の記する所は晉に所謂淳維、卽ち匈奴の祖先のみならず、實に前文舉ぐる所の戎翟(翟又狄とも書す)東胡、胡貉諸族に就ても頗る混雜せる記載なるが上に、其居地も正確を失へる點甚だ多し、殊に凡ての夷族を指して皆戎翟の名を冠し、また東胡と胡貉とを別種と見たるやの觀あり、勿論貉貂の種族と東胡族とは自づから異なる可しと雖も、而も胡貉と稱する際は二族を含めて記載せしが如し、ざるを別に東胡と云へるは重複の嫌いあり、故に是等も亦混亂せるものと見ざる可からず、既

に斯かる誤謬混亂の記事なるが故に選んで取らざれば大なる支障を生ずるに至る可く、從つて「句注山を踰へて代の地方を併せ、以て胡貉に臨む」この記事は之を眞正面より見て直ちに鶻呑にすること能はず、何となれば代は秦時の代郡にして、今日より云へば直隸省の北方萬里長城の南隣に當れり、而して之を併せて後、更に胡貉に臨むと云へば、即ち現時の察哈爾より熱河地方に當れるが如く、從つて彼の春秋の頃は前述の如く、貉貉種族は龍門の北方より始めて黄河の東流せる鄭地に及び、更に其東方なる魯燕の中間地帯に蔓延せる形迹あれば、先づ之を以て正しとせざる可からず、然るに右を無視して今の察哈爾、熱河地方にのみ住せしが如くに記するは全くの誤謬なり、然れば史記の記載は全部信用す可からざるやと云ふに余の所見によれば右は時代を引下げて觀察せば之を採用するも可なりと思惟す、何となれば貉貉種族も漢族の勃興と文化の進展とに伴れて、其或者は歸化順服して熟蕃となり、更に一轉して漢族中に混化し又或者は飽まで反抗敵對せる爲め、或は追はれ或は殺され、漸次中夏の地に其影を沒して東北地方に退きしが、彼等の退路は必しも一所に限らず、其或者は山西より北方を経て東方に移りしものもある可

く、又或者は魯燕の中間地帯より、今の渤海灣に沿うて退きしものもある可し、故に右を單純に解することは不可能ならんが、大略二路位に見れば適中すべし、而して史記に句注を踰へ、代を併せて胡貉に臨むと云へるは、寧ろ漢代胡貉の位置を指せしものにて、彼等は南西二路より一所に集合せし全部を指すか、或は西方より東方に退きし一團を記せしか、恐らく右二様の何れかと斷すれば大過なからん、余は斯かる見解の下に前文を活用して貉族が中原の地より東北方に退きたる中繼ぎ地帯の傳説が偶々史記に現はれしものと認めんと欲す。

尙序でながら一言せんに、周代胡貉の語あるは後世の東胡と貉とを合せて一熟語と爲せしこと宛も彼の蠻貉の如く又戎と狄とを併せて戎狄と稱し、其他蠻夷と云ひ夷狄と呼べると同一なることなり、故に胡貉は始め北方の夷族を代表する語なりしも、其内容は胡と貉との二種族にて、右は常に隣接して住居せし爲め斯く呼びしものならん、已に胡と貉とは互に接近せし爲め、後世漢族、或は匈奴族の如き強敵に押さるゝ場合は已むなく協同退却を爲し、隨て北胡は東に移りて東胡と呼ばれ、貉も東北に割據して東夷の中に加はりしならんが、而も其地域を接觸せるは舊

來の情誼上、又は交通上遠く隔絶することを好まず、又隔絶せば諸種の不便ありしが爲めにはあらざるか、是等のことは又別に説くべし。

又茲に追加す可きは、貂族の東遷に關する二三の記事にて、其最も古き分は前掲韓奕の詩に註せし鄭箋の説なれば、先づ其文を次に擧ぐべし。

其後、追也、貂也、爲獵狁所逼、稍東遷。

右によれば、鄭玄は貂族の東遷を以て一に獵狁の壓迫に出づるものと爲せり、然れども前條の如き廣大なる範圍に分散せる大種族を單に獵狁の如き北方にのみ住居せしものが全部東方に追ひ遣りしとは信ぜられず、故に余は中原の貂族が其東北方に退却せしは事實、漢族の力によるものと考ふるなり、又正義には鄭説を補うて左の如く記せり。

言其後云々者、以經傳說貂多是東夷、故職方掌四夷九貉、鄭志答趙商云、九貉卽九夷也、又秋官貂隸注云、征東北夷所獲、是貉者東夷之種而分居於北、故於此時、貂爲韓侯所統、魯頌云、淮夷蠻貊莫不率從、是於魯僖之時、貂近魯也、至於漢氏之初、貂種皆在東北、於并州之北、無復貂種、故辨之、獵狁之最強、漢書地理志云、案此當作獵夷之最強、誤也、故知爲獵夷之所逼也。

右によれば正義の筆者は貂族の本據を矢張り東方にありと認め、而して其一派が寧ろ東方より西方に移れりと見たるものゝ如し、故に「貂は東夷の種にして分れて北に居れり」と記せり、されども其下段に魯頌を引き、「これ魯僖の時に於て、貂、魯に近きなり」と云へば、其魯國の近傍に貂族の住せしことは略ぼ之を知れるに似たり、斯く魯の近くまた韓の北部に貂族の擴がれるを知りながら、尙東方より移れりと認めたるは全く貂が後世東夷族となり了れる時代の有様以外に何等の考察と研究と俱に絶無なりしが爲めなり、而して最後に鄭説を採りて「獵夷の逼る所と爲るなり」と記せしは此種族が爾後獵狁の壓迫する所となりて再び其東北方に退却せりとの見解なるが、是等は殆んど些少の根據あるにあらずして、全然東夷族説が先入主となりて飽まで同位置に復せしめんと欲せし趣旨に過ぎず、然れども斯かる窮屈なる説を採らずとも、普通民族移動の例に見て余の所説の如く解すれば却つて何等の支障なきを覺ゆるならん、但し貂の扶餘地固定説は彼の郭璞の如きも同様なりしと見えて、前掲山海經の註に。

今扶餘國、卽濊貊之故地、在長城北、去元菟千里。

と記せり、此穢貊の位置は確に當れるならんも、之を以て山海經の貊國と同一なりと斷せしは全くの見當違ひなり、併し斯かる思想は容易に脱し得ざるものと見え、て正義にも前條の如き無理の解釋を附して其說を改めざりし例あり。

右の如く貊種族の移動は初め東方より西方に進みて再び其故地に歸りしとの説と、又最初西南地方に分布せしものが、爾後他民族の強大となり、文明となりし結果、遂に其境地を追はれしとの説と、大略二様の別あることは既述の如し、然れども、孰れにせよ其移動の事實は共に之を認て淪ることなし、而して周代の書には貊が黄河近傍の南北地方に住居せしことを記して他を曰はず、漢初に及んで燕の北に居り、後漢時代には全く扶餘地方を本據とせしことを記載せり。

八

周代に於ける貊種族の所在地と、其東北方に移住せし時期の關係とは略ぼ前段に述ぶる所の如し。而して之に尋で更に稽ふ可き點は即ち貊種族の部族別也、今古書に據て按ずるに、彼の西戎と云ひ北狄と稱するが如き(書の禹貢及び仲虺之誥)

單に其居所の方位を示す外に、九夷、八蠻書の旅契、八狄、七戎(墨子の節葬篇と云へる)がごとき其種族の數を記せしもの往々に之あり、此數字は書物によりて同じからず、例せば禮記の明堂位には「九夷、八蠻、六戎、五狄」と書し、又國語の魯語中には「昔武王克商、通道於九夷、百蠻」と云ひ、又爾雅の釋地には「九夷、八狄、七戎、六蠻、謂之於四海」と記せり、此中魯語の百蠻は書の八蠻を變更し、又爾雅の九夷云々は書に四夷と云へるを更に東夷、西戎以下に當て之に其數を加へしやの觀あれども、何れにせよ是等の數は徒らに出發題のものゝみを當てしにあらずして、多少各夷族間の大部族を指せしにあらずやと考ふるなり、勿論書の旅契の孔傳には其數を解して「九、八言非二」と記し、又正義には「徧檢經傳、四夷之數、參差不同」と釋けば、其五、六、七、八、九の數は必しも一々拘泥す可きにあらず、然れども單に彼等が二三の部族にあらざることを知るのみにても亦益あり、其ことは更に後段に述べる豫定なるが、此貊に就ては周禮夏官の職方氏に「四夷、八蠻、七閩、九貉、五戎、六狄」と記載し、他書にも間々九貊の名を出だせり、右の九數は固り當れりとは思はざれども、後世高句麗、渤海族等の間に多く五部族の稱あり、又朝鮮の韓族に三種の別あるを見れば、貊の如き廣汎の範圍に擴

一四八
がれる部族間に數部の小別ありしことは敢て怪むに足らざるなり。

今孟子の(告子章句の下)文を按ずるに「大貉小貉」の語あり、此大小の貉は部族か、居地名か、單に其文のみにては不明なれども、後漢書東夷傳中、高句驪の條を見れば左の如き記事あるを以て其大概を推するに足る可し。

「依小水爲居、因名曰小水貉」

此文中には大水貉の名を挙げざれども、其實鴨綠江畔に住するものを大水貉と呼ぶに對し、其支流の邊に棲息せしものを小水貉と稱せしことを察し得可く、隨て孟子に所謂大貉小貉は恐らく黃河の本支流に住せし居地上より斯く區別して呼びたるに相違なからん。

なほ序に一言す可きは、古く四夷とあるは中華の四方に住居する夷族の總稱なるにも拘はらず、後世は之を東夷中に四種族ありしものと見て、彼の八蠻、七閩などと並び舉ぐるものあり、現に前條の周禮に記するが如きは其例なり、此書は漢代の僞書なること既に先儒の定論あり、又其說を聞かずとするも、其文を讀めば自づから先秦の習氣を脱却せる爲め、直ちに之を判斷し得可く、殊に四夷を四種族と見る

が如きは寧ろ滑稽に近く、何故之を九夷と稱せざりしやを怪まざるを得ず、次に四夷、八蠻、七閩、九貉、五戎、六狄の如き數字は之を周の服屬する國々の數を挙げたるものなりと説く人あり、其ことは周禮(夏官職方氏)の註に見えたれば左に舉ぐべし。

四、八、九、五、六周之所服國數也、云々。

爰に所服とあるは即ち周の天子に服屬する所の國數と云ふ譯にて、彼の征服せられたる意味にはあらず、又此解釋は猶他に服屬せざる夷族あれども、當時朝貢せし數が之だけなりと云ふ義なり、然るに古今圖書集成の邊裔典には諸種の學說を掲げて、其數は周禮夏官の文と禮記の明堂位と其記事一致せず、而して爾雅に據て按ずれば禮記の方正しなど論斷せしものあり、併し周禮は元々他の經籍と同一視す可からず、又經傳と雖も四夷の數などは當時明かに幾種と定む可きにあらず、ただ其中には各々數種族を包括せるものと見れば夫れにて足れり、故に茲には右の數字に對して古來二様の解釋あることを記載するに止む可し。

貂種族の種類が其一二に止まらざりしことは前文に擧ぐる所によりて其大概を知れるならんが、右に尋で彼等の文化が當時如何なる程度にありしやを考ふるは又一の必要條件なる可し、但し貂種族は其範圍非常に廣く、隨て何れの地が最古の根據なりしやは今日明かならず、然れども文獻上の順序よりすれば書の武成篇を以て最初と爲す、故に此文に據て稽考せざる可からず、而も右の文は其方位を記せず、其爲め第二の詩經中なる韓奕篇を取らざるを得ず、此詩は前述の如く周の宣王の臣尹吉甫が其王の賢德を頌美せしものなれば先づ最古の例に供し得可し、蓋し此詩の貂に關する章句を其註解に依て按ずるに「廣大なる彼の韓國の城郭は、古昔平安の時期に際して其衆民の完全に築造する所、韓侯の先祖、即ち周の武王の子にして、功德ある者が、先王の命を受けて韓侯に封せられしが、其賜地は當時蠻服の境域なりし、或は蠻服に接近せし地とも記す」然るに其後微弱に陥りて先公の業を失ひしを、今や宣王韓侯の賢を知つて先祖の舊職に復し、之に蠻服追貂の戎狄を賜

うて、其王畿の北方なる國を綏撫せしめ、因て其先祖侯伯の爵位領土等を一切之に予ふとの意味なり。此解は詩の本文より見るも正に適當なるが、當時韓國の地は前記の如く黄河の曲折せる箇所、即ち現在山西、陝西の境界を爲す鍵の手形の北岸にあるが故に、周の洛陽よりすれば寧ろ北西に當り、舊長安より見れば東方に位せり、併し當時東西の兩都は固より周の王領即ち王畿の地なれば、韓は其北方と稱す可く、從つて古書の貂を北夷と記せしは頗る正確なるが如し、已に貂の舊居が此邊に、其以前は全く不明なりとすれば、當時彼等の文化程度は如何なりしやと云ふに、此詩の結句に。

獻其貔皮。赤豹黃熊。

と記せり、今毛傳を見るに。

貔猛獸也、追貂之國來貢、而侯伯總領之。

と説きたり、而して豹熊の解は別に之を與へざれども、豹は「ヒヤウ」にて其毛の赤きを赤豹と云ひ、又熊は「ヒグマ」の類にて其色の黄なるを黃熊と呼びしが如し、蓋し貂種族は當時是等の獸皮を獻納し、或は貿易し居たる有様なれば、其文化の程度は宛

も彼の明代に於ける女真族即ち清朝形成の滿洲人と髣髴せるを知る可し。

附言 余は書經の武成篇に見えたる蠻貊の語を四方夷族の總稱と解し、其本源に溯れば南方の蠻と北方の貊とに歸す可しと述べ置きたれども、更に之に稽ふるに詩經の如く蠻服の地に住する貊種族と見ても不可なきを知れり、蓋し九服即ち王畿以下侯服、甸服、男服、采服、衛服、蠻服、夷服、鎮服等の區別は始めて周禮夏官の職方氏に見えたれども、此書は前記の如く後代の作なれば敢て重きを置くに足らず、然れども詩の商頌を按ずれば。

邦畿千里。維民所止。(玄鳥の篇)

とあり、此邦畿は疆サカイなりは即ち後の王畿にして、古來夙に存在せしに相違なし、されば周禮は斯かる類より想像して周初以來、九服の制度已に具備せしものと認めたるならん、蓋し商頌は其作の時代審かならず、彼の續序及び集傳の類を見れば、周の殷を亡ばせし後、武王は紂王の庶兄微子啓を朱に封せしに、其後七世戴公の時に及んで、大夫正考甫なる者、商頌十二篇を周の大師より得たりと記せり、此ことは國語にも見ゆ、斯く由緒ある詩なるが上に其各章を讀めば、

或は殷末、周初と思はるゝ點あり、故に案外古き作なるが、其句中に「邦畿千里」とあるは舉證上最も好都合なりと謂ふ可し、併し他の八服は一も正書に記載せず、故に余は彼の九服の説は全く後世の想像に過ぎずして其古來の實例は恐らく三服なりしならんと思ふ、何となれば堯舜以來の經文を按ずるに、王畿の外には諸侯(四岳の類)あり、諸侯の外は即ち蠻夷にして、當時は五服の類すら未だ世に存在せず、(五服の事は書の益稷篇に始めて見え、尋で禹貢にも戴せたり)況んや九服など云へる例は事實あり得可からず、又其地域の當らざることは周禮の註者も已に論辯せしことあり、故に茲には細記せざれども、要するに九服は右の三服を三倍して其文化の廣きを誇張せし支那氣質の發露に過ぎざる可し、又九服は一畿外五百里宛の由は周禮の本文に記する所なれども、當時周の二京と韓地とは直接接近せしが上に胡貉は其韓地の領域なりと云ひ、或は其北方に連なる所とも云へど孰れにせよ遠からざる地點たること殆んど辯明の要なし。

以上述ぶるが如く九服説は固り探るに足らざれども、三服(三服の語はなしと雖も事實上より見て斯く名せり)は古來實在せしに相違なく、其侯服以外は當時